

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)/[4日目](#)

平成20年3月愛荘町議会定例会

1日目(平成20年3月4日)

開会:午前9時00分 延会:午後5時13分

議会日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 同意第 1号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 同意第 2号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 9 承認第 1号 平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)の建設処分につき承認を求めることについて
- 日程第10 承認第 2号 平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第11 議案第 1号 政治倫理の確立のための愛荘町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 2号 愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第 3号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 4号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第 5号

愛荘町後期高齢者医療に関する条例の制定について

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第16 | 議案第 6号 | 愛荘町特別会計条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第 7号 | 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第 8号 | 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第 9号 | 愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第10号 | 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第11号 | 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第22 | 議案第12号 | 愛荘町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第23 | 議案第13号 | 愛荘町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第24 | 議案第14号 | 平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第8号) |
| 日程第25 | 議案第15号 | 平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第26 | 議案第16号 | 平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第27 | 議案第17号 | 平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第6号) |
| 日程第28 | 議案第18号 | 平成20年度愛荘町一般会計予算 |
| 日程第29 | 議案第19号 | 平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 日程第30 | 議案第20号 | 平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算 |
| 日程第31 | 議案第21号 | 平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第32 | 議案第22号 | 平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計予算 |
| 日程第33 | 議案第23号 | 平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第34 | 議案第24 | |

号

平成20年度愛荘町卜水迫事業特別会計予算

日程第35 議案第25

号

平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 森 隆一
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 久保田九右衛門(～4:36)
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡あみ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 珠久清次

欠席議員(0名)

なし

◎開会の宣告

○議長(珠久清次君)皆さん、おはようございます。

本日、平成20年3月定例会を開会するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3月に入りましても三寒四温の日が続いておりますが、徐々に木々の芽も膨らみ、新しい息吹を感じる季節となってきました。議員各位におかれましては、日夜住民福祉向上のため大変ご苦勞をいただいておりますことに、高壇からではございますが、厚くお礼を申し上げます。

先の12月定例会で、愛荘町の将来像と、それを実現するための目標を示す総合計画基本構想を可決・決定いただき、今後10年間を見据えた基本構想が示されました。厳しい財政状況のもとに、この基本構想にもありますように、

自分たちのまちのことは自分たちで考え、話し合い、決定し、住民と行政が役割分担を担って、自助・共助・公助でまちづくりを進めていかなければなりません。

今後、愛荘町としての特色を生かした発展策を生み出すことが大切であり、世界的視野・全国的視野から見ても評価に堪え得る政策を打ち出し、実行することであり、自分のことは自分で決定し、自分で責任を負うという自己決定・自己責任の原則が地方自治の前提であります。

さて、今期定例会は、20年度当初予算の審議をいたします最も重要な議会であります。後刻、理事者より詳細にわたって説明をいただくことと存じますが、議員各位におかれましては、清新で活発な議論のもとに適正にて妥当なご議決をいただきますことを、心からお願いいたします。

また、理事者各位におかれましても、今期定例会や各常任委員会・特別委員会協議会を通じまして、各議員より出されます意見等を十分配慮され、町発展のために特段のご尽力をいただきますことをお願いし、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成20年3月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(珠久清次君)これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(珠久清次君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎町長提案趣旨説明

○議長(珠久清次君)町長提案趣旨説明。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)皆さん、おはようございます。

本日ここに平成20年3月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙中、早朝よりご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことを、心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

今日から議会放映のテストが始まりました。私も映っていると多分思いますけれども、議員各位も後ろの方から映るといふ格好で、どんな格好に映っているのかなど、多少緊張いたしておるところでございます。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて2件、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて1件、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて1件、専決処分にかかる報告案件1件、平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)の専決処分承認案件1件、平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分承認案件1件、条例制定ならびに改正条例議決案件が合計で13件、平成19年度愛荘町一般会計補正予算ならびに愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算・下水道事業特別会計補正予算・介護保険事業特別会計補正予算の、補正予算は4件でございます。

平成20年度愛荘町一般会計予算ならびに各特別会計予算7件でございまして、20年度当初予算で8件の予算の案件でございます。合計で32案件をご提案させていただきました。

それ以外、順次提案の内容をご説明申し上げます。

まず、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて2件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

次に、同意第1号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、地方公務員法第9条第2項の規定により、選任するにあたり同意を求めるものでございます。

次に、同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第1項の規定により、任命するにあたり同意を求めるものでございます。

次に、報告第1号、専決処分の報告につきましては、愛知川小学校増築工事請負契約の変更に伴う専決処分の報告であります。

次に、承認第1号および第2号は、平成19年度一般会計ならびに介護保険事業特別会計の補正予算専決処分について承認を求める案件につきましては、1月29日付けにより専決処分したものの承認をお願いするものでございます。

次に、条例制定ならびに条例改正議決案件13件につきまして説明をさせていただきます。

議案第1号、政治倫理の確立のための愛荘町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例につきましては、郵政民営化法の施行に伴って、郵便貯金は単なる貯金となったこと、および証券取引法の一部改正に伴い、関係条例での一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第2号、住民基本台帳カード等の利用に関する条例の制定につきましては、平成20年4月1日から住民基本台帳カードなどを利用した自動交付機の導入に伴い、住民基本台帳法第30条の44第8項の規定に基づき、住民基本台帳カード等の利用目的・利用手続き等を定めるために条例制定をお願いするものでございます。

次に、議案第3号、印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、平成20年4月1日から自動交付機の導入に伴い、住民基本台帳カード等を利用して自動交付機で印鑑登録証明書を交付するために、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第4号、手数料条例の一部を改正する条例につきましては、平成20年4月1日から自動交付機の導入に伴いまして、窓口における住民票等の各種諸証明の交付、証明定数料の改正ならびに布団・カーペット等処分手数料を追加することにより、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第5号、後期高齢者医療に関する条例制定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律が制定され、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から開始されるにあたり、町が行う事務の内容や保険料に関する規定などを定めるため条例制定をお願いするものでございます。

次に、議案第6号、特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、後期高齢者医療制度の施行に伴い、後期高齢者医療事業特別会計を追加するために、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第7号、国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法の一部を改正する法律ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、特定健康診査および特定保健指導が義務づけされたこと、また、後期高齢者医療給付と均衡を考慮し、愛荘町国保運営協議会の決定により、葬祭費を3万円から5万円に引き上げられたことなどの改正によりまして、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第8号、福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、小学生の入院医療費について、19年度から町独自で措置してきましたが、20年度からさらにこの措置を中学生まで拡大することとしたこと、あわせて、健康保険法の一部を改正する法律などにより条文整理を講じるため、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第9号、老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法の一部を改正する法律等の施行に伴い、条文整理など関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第10号、健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法の一部改正する法律と関係法律の施行に伴い、特定健康診査の追加など、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第11号、介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行令および介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、介護保険料の激変緩和措置を平成20年度についても実施することとされましたため、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第12号および13号、町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例ならびに職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の公布に伴い、規定の順序を変更する等、条文整理のため一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第14号から議案第17号までの4議案につきましては、平成19年度愛荘町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算であります。

まず、議案第14号、平成19年度愛荘町一般会計補正予算でございますが、補正額は、5,639万3,000円を減額し、総額86億8,996万9,000円とするものでございます。その主なものを申し上げます。

歳入の主なものは、主要法人の申告納税額の伸びによる法人税等4億2,300万円と、大幅な収入増を見込むものであります。

国庫支出金につきましては、保育所入所運営費や障害者自立支援給付の伸びによる負担金および愛知川小学校増築事業にかかる負担金の追加をいたすものであります。また、秦荘西小学校大規模改造事業につきましては、第1期工事にかかる国庫補助金の追加と、国予算の前倒しの推進による第2期工事の補助金を追加いたすものであります。この第2期分につきましては、次年度に繰り越す予定をいたしております。

また、法人税等の増収によりまして、当初予定しておりました財政調整基金取り崩しの必要がなくなり、繰入金予定額全額5億2,200万円を減額するものであります。

町債の発行につきましては、合併特例債および臨時地方道整備事業債を事業費実績等により2億円減額いたすものであります。

一方、歳出につきましては、秦荘西小学校大規模改造事業第2期工事にかかる管理委託料と工事請負費について追加をお願いし、次年度へ繰り越しをいたすものなどであります。

その他、道路事業費等、事務事業の実績見込みによる減額など、予算の精査をいたしますとともに、財源譲与分につきましては、後年度の財源調整に備えるため財政調整基金に積み立てるものであります。

繰越明許費といたしまして、道路改良工事、急傾斜地法面崩壊対策工事、秦荘西小学校大規模改造事業第2期工事、愛知川東小学校増築工事等、それぞれ所要の予算を次年度へ繰り越すものであります。

次に、議案第15号、平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算でございますが、国保システムの経費および医療費等について追加いたしますとともに、実績見込みにより全体を精査し、歳入歳出それぞれ2,801万円を追加し、総額16億5,337万4,000円をお願いするものであります。

次に、議案第16号、平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算では、委託料および工事費の減により、歳入歳出それぞれ3,540万円を減額し、総額15億2,281万7,000円とするものであります。また、繰越明許費として、下水道事業において既に発注済みの3本の工事について、次年度に1億4,100万円を繰り越すものであります。

次に、議案第17号、平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、システム改修経費の追加と事務費の精査を行い、歳入歳出それぞれ299万5,000円を追加し、総額9億324万1,000円とするものであります。

次に、議案第18号から25号まで、平成20年度一般会計および7特別会計の予算でございます。

国の経済情勢は、企業部門が大企業を中心に底堅く推移し、景気回復が続きましたが、昨年後半からサブプライム問題を背景とする米国経済の下振れリスクや株など金融資本市場の変動、原油価格の高騰が次第に内外経済に

このような中において、国におかれては、平成20年度予算は、歳出の抑制と予算配分の重点化・効率化を図るとともに、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制することとしています。

平成20年度の地方財政計画につきましては、国・地方のバランスを確保しつつ、財政健全化を進めることとし、地方団体の自助努力を促し、人件費の削減、地方単独事業等の徹底した見直しを行うなどにより、歳出規模を引き続き抑制することとしています。

一方、県の財政収支見通しは、平成20年度では400億円、平成22年度は450億円にのぼる財源不足となり、県財政は非常事態と言うべき極めて危機的な状況としています。そのため、平成20年度から概ね3年間を計画期間とする新たな財政構造改革プログラムの策定に取り組み、市・町への大幅な補助金削減を断行してきたところであります。

本町財政におきましても、歳入面では、町税収入の伸びは見込まれるものの、国・県からの交付金が減少、町税の増収に伴い、地方交付税が減額となる見込みであります。

さらに歳出面では、人件費や物件費の抑制に努める一方で、高齢者医療や介護保険・国民健康保険扶助費などの社会保障経費の負担増や、長期借入金の返済である公債費の増加が見込まれるところであります。今後は、事務事業や政策経費につきまして、事業の必要性・緊急性、事業効果、後年度の財政負担等を見極め、選択と集中に徹しなければならないと考えているところであります。

平成20年度は、合併3年目という区切りの年度であり、愛荘町総合計画の方針を踏まえた初年度予算となることから、5年先、10年先を見据え、魅力ある愛荘町を目指した施策展開に配慮することとしております。編成にあたりましては、厳しい財政環境を踏まえ、各種事務事業について最大限の節約に努めるとともに、創意と工夫を凝らし、将来につながる事業、新たな課題にも着手しつつ、全般的には、健全・緊縮型予算といたしたところであります。

その結果、平成20年度当初予算案につきましては、一般会計は79億6,700万円、前年度比6.1%の減といたしました。また、7つの特別会計は、合わせて47億8,192万円、前年度比14.1%の減、一般会計・特別会計を合わせまして127億4,892万円、前年度比9.3%の大幅減といたしたところであります。

それでは、予算案の主なものを申し上げます。

一般会計歳入では、町税収入額が、景気回復等の基調により主要法人を組む法人税割の増額を見込み、町税は合わせて2億5,800万円、8.2%の増収を見込んでおります。

普通交付税は、地方と都市の共生の考え方のもと、地方税の偏在是正により生じる財源を配分される地方再生対策費は6,300万円ありますが、税の大幅な増収により普通交付税全体では7,000万円、6.5%の減額となる見込であります。また、特別交付税は、合併包括算定が3年間措置される最終年であるため、交付額が8,200万円、19.8%減少し、地方交付税は合わせて1億5,200万円、10.2%の大幅な減となる見込みでございます。

繰入金につきましては、財源不足額を財政調整基金等4つの目的基金と合わせ、7億3,700万円を計上いたしました。前年度比約3億円、28.9%の減といたしました。

地方債については、前年度を1億6,000万円下回る14.6%の減といたしておりますが、20年度末地方債残高は、一般会計・特別会計合わせて221億5,700万円と、1億2,200万円の減となります。

これらの結果、依存財源比率は下がり、自主財源比率は57.8%、対前年度3.2%アップとなったところであります。

歳出の性質別であります。まず義務的経費では、人件費については、職員の退職に伴い前年度比4,700万円、3.5%の減となりましたが、社会保障経費である扶助費や借入金の返済である公債費を合わせて780万円、0.2%の増となりました。

物件費や維持補修費、補助費などの一般行政経費は、後期高齢者医療制度による広域連合への負担金支出などにより1億1,600万円、5.3%の増となったところであります。

普通建設事業費は、秦荘幼稚園舎の建設や愛知中学校増築に伴う設計経費など教育施設整備を進めますとともに、道路新設改良費など所要の経費を計上し、建設事業費を合わせて12億1,200万円、前年度比33.5%の減としたものであります。これは、前年度実施いたしました愛知川小学校の増築、秦荘西小学校の大規模改造、特別養護老人ホーム建設への補助、公営住宅除却事業などの経費が減となったことが大きく影響いたしましたところであります。

重点事業といたしましては、子育て支援策として平成19年度より実施しております小学生の入院医療費の一部助成について、対象を中学生まで拡大し、第3子目以降出産の一時金支給の継続、妊婦健診の公費負担の拡大などを見込んでおります。また、子育て支援センターや学童保育に関し、住民参画のもとでそのあり方を検討いただく経費を盛り込んだところであります。

教育施設整備については、秦荘幼稚園舎の建設、愛知中学校の平成22年度以降の教室不足に対応するための教室増築についての設計を予定いたしております。また、児童生徒の安全対策として、町内通学路50箇所には防犯ブザーを設置することや、愛知川地域における防犯パトロール車の購入などを予定しているものであります。

さらに、協働のまちづくりの基本となる自治基本条例策定に向けてのフォーラム開催費用、税収向上対策として、コンビニで納税可能とするシステムの構築費、新生愛荘町のイメージアップ戦略として、1日20万人が往来する新幹線沿線でのサイン設置や町民憲章、町のシンボル募集などの経費も計上いたしております。

次に、特別会計であります。まず、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。総額1,394万8,000円、前年度比3.7%の増となりました。これに伴い、保有しております減債基金について全額取り崩しを予定しているものであります。

次に、土地取得造成事業特別会計予算につきましては、小集落改良事業に伴う区画整理事業、公共用地先行取得事業債の元利償還で、総額5,141万1,000円、前年度比10%の増であります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算につきましては、75歳以上の被保険者が新年度から創設される後期高齢者医療制度へ移行され、現役世代と高齢世代の費用負担や財政運営の責任の明確化、退職者医療制度の経過措置を講じた廃止、保険者への特定健康診査や特定保健指導の義務づけなど、制度が大きく改革・変革してまいり、中、予算総額は16億550万円、前年度比5.5%の増となりました。

次に、老人保健事業特別会計であります。4月から創設される後期高齢者医療制度へ大きく移行するため、総額1億7,770万円、前年度比88.6%の減となりました。本会計につきましては、平成20年3月診療分の医療費のみの支払いとなるものであります。過去の過誤調整や再審査分の請求については、2年間の遡及ができるため、その精算事務のため、平成22年度まで会計を存続いたすこととなります。

次に、後期高齢者医療事業特別会計であります。本年4月から従来の老人保健制度に代わり新しい制度として創設され、これに伴う特別会計を設置するもので、保険料を被保険者から徴収し、広域連合へ納付する事務が中心となり、予算総額は1億3,910万円といたすものであります。

次に、下水道事業特別会計であります。早期完了を目指して引き続き整備を推進するもので、総額は18億3,710万円、前年度比18.3%の減であります。

次に、介護保険事業特別会計であります。介護老人福祉施設の開所等に伴い、サービス給付費の増加も見込まれるため、総額9億5,200万円、前年度比9.1%増を見込んでいます。

以上、平成20年3月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(珠久清次君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、12番、小杉和子君、13番、瀧すみ江君を指名します。

◎会期の決定

○議長(珠久清次君)日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月21日までの18日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月21日までの18日間に決定しました。

◎一般質問

○議長(珠久清次君)日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇本田秀樹君

○議長(珠久清次君)6番本田秀樹君。

〔6番本田秀樹君登壇〕

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、一般質問を行います。

まず、1点目ですが、新年度財政問題についてお伺いいたします。

この3月議会は、全国で新年度予算の審議が行われており、各自治体では予算編成に苦慮され、なかなか町民要望に添えない自治体が数多くあるのではないかと思います。村西町長として、3年目になろうとしています。町長にとりまして3度目の予算編成になりますが、本町におきましても厳しい状況の中、平成20年度予算の影響が予測されております。

全体的に歳入の落ち込みという厳しい状況の中で、歳出削減または基金の取り崩しを余儀なくされている状況ではないかと思われまます。各地で財政問題が叫ばれている中、県の財政状況を考えると、本町の平成20年度予算編成に大きく影響されていると思います。地方財政については、国の歳出の徹底した見直しと地方団体の自助努力が求められ、歳出規模を抑制されています。愛荘町では、一般会計における起債残高の削減は着実に実行されていると思います。平成20年度実質公債費比率はどれぐらいになるのか、町長に答弁を求めます。

健全財政運営を行う上で、自主財源の確保と事務事業の見直し、組織機能の改革・合理化、人件費の削減を進めていかなくてはなりません。町長としての具体的な政策について答弁を求めます。

平成20年度予算を編成するにあたっては、愛荘町総合計画に基づき、協働のまちづくりの一層の推進と、行政評価に基づく進行管理に徹底した行財政改革と、機能強化を中心とした将来ビジョン、足腰の強い財政基盤づくりのために、企業誘致で若者たちの雇用の場を生み出し、定住人口増のため、住宅整備、子育て支援対策、教育環境整備を進めながら、より一層経営改革と経営の健全化および事業の活性化に努めなければ未来の愛荘町はないと考えます。最小の経費で最大の効果が得られるような具体的な政策について、町長に答弁を求めます。

次に、町営住宅の跡地利用についてお伺いいたします。旧愛知川町の町営住宅は、昭和27年に愛知川団地が建設され、その後、昭和30年代に豊満団地・沓掛団地・長野団地、昭和40年代に豊満南団地が建設され5団地の住宅団地となりました。平成18年・19年度には、住宅の耐用年数が過ぎており、すべての住宅を除去されました。

公営住宅の中長期計画であります旧愛知川町公営住宅再生マスタープランにおいては、いずれも建て替えの方向で検討がされてきました。しかし、その後の社会情勢の変化等により、計画どおりには事業が進んでおりません。そのような中で、住宅環境の整備については、新しい住宅マスタープランの検討のもと、住宅の建て替えを行うとあります。

その後、平成15年3月に策定された旧愛知川町公営住宅ストック総合活用計画では、建て替えについては、豊満・豊満南・愛知川団地の3団地を1団地に統合し、沓掛・長野団地は、現地建て替えとされています。除去された団地は、公園・緑地や避難場所として有効活用をされます。

町としての課題は、公営住宅ストック総合活用計画の策定と合併後の愛荘町としての必要性が考えられます。住宅の跡地は、5団地の町営住宅跡地整備工事を平成20年3月17日までに完成されます。整備された5団地の総敷地面積は1万7,191㎡になりますが、土地利用計画・愛荘町公営住宅ストック総合活用計画について、今後の事業計画について、町の方針を町長に答弁を求めます。

次に、公共工事の検査および工期についてお伺いいたします。工事の完成を確認するための検査を実施されています。施工体制・工事実施状況・出来高などの書類検査や現場での立会のもと最終検査を実施されています。検査の立会は、監督員・検査員が検査を実施しています。

契約金額の大きい工事については、設計事務所・コンサルタントなどが検査をされ、工事の問題など変更契約があれば設計事務所・コンサルタントが書類作成を行っているのが現状だと思います。契約金額が少ない工事については、設計事務所・コンサルタントがないのが現状であり、工事の変更や問題点などは職員が対応していると思います。軽微な工事などは職員が対応しているが、業者間との問題はなかったのか、お伺いいたします。

工期設定は、工事にとっては大変重要なことでもあります。天候の不良・関連工事の調整など、工期内に工事が完成することができない場合は、工期の延期変更をされています。これまでの契約工期を見ますと、3月の年度末工期が多くあります。そこで、次の点についてお伺いいたします。

①今日まで工事の変更契約をされた工事が何件あったのか、お伺いいたします。

②契約工期の設定は、どのようにして決定をされているのかお伺いいたします。

③契約工期の設定については、現在まで無理がなかったのか。また、工事の発注時期が遅くはなかったのか、お伺いいたします。

以上の点について、具体的な答弁を町長に求めます。

次に、ふれ愛スポーツ公園ナイター施設の利用状況についてお伺いいたします。

平成7年5月14日に長野地先にふれ愛スポーツ公園がオープンして以来、町民の皆さんの余暇時間を町民総スポーツのもと、子どもからお年寄りまで、あらゆる層の人たちがふれあい、つどえる施設として建設されました。

長年の悲願でありましたナイター設備が、平成19年5月5日に点灯式が行われました。ナイター料金が時間当たり1万円であり、町内の秦荘グラウンドは2,600円とかなりの金額設定に差があると思います。平成19年度のナイター利用は大変少ないと思いますが、利用状況はどれくらいあったのか、教育長にお伺いいたします。

昼間の利用料金も町内と町外との差が大きく、利用も大変少なくなっていると聞きます。以前は町外の方々もよく利用されていたが、時間当たりの使用料が高く、グラウンドの使用をほとんどされていないと聞きます。平成19年度の町内利用者数と町外の利用者数について、教育長にお伺いいたします。

施設利用を今後どのように増やしていくのか、検討されていると思いますが、具体的な政策について、教育長に答弁を求めます。

ナイター設備の利用で農作物の被害があれば、それ相応の補償をされると聞きますが、どのような補償をされるのか、具体的に教育長の答弁を求めます。

最後に、亀原・愛知川ニュータウン・淵ノ下の子どもの登下校時の安全対策についてお伺いいたします。

亀原・愛知川ニュータウン・淵ノ下の子どもたちは、町道愛知川・川原線を通り、国道8号線を渡りながら、愛知川小学校・愛知川東小学校へと分かれて毎日集団登校をされています。特に近年は、町道愛知川・川原線は愛知川右岸道路に出るための近道として、通勤にたくさんの人々が車で利用されているのが現状であります。

亀原の子どもたちは、家を出て、愛知川ニュータウンの歩道に出るまでは、全く歩道のない大変危険な道路を集団登校しているのです。町道愛知川・川原線は、直線の道路ではなく、カーブの多い見通しの悪い道路であり、朝は通勤の車がかなりのスピードを出して通勤に利用しているのです。亀原の子どもたちのためにも、安心・安全な歩道の設置が必要だと考えますが、歩道の設置について答弁を求めます。

また、広域斎場の裏側に道路を設置すれば、亀原の子どもたちの通学距離も短くなり、安全な通学道路として利用ができると考えますが、今後の予定があるのかどうか答弁を求めます。

愛知川ニュータウン・淵ノ下の子どもたちも町道愛知川・川原線を利用して通学をしていますが、国道8号線に向かって不飲川までは歩道の整備がされていますが、不飲川を越えて国道8号線までは歩道がなく、大変危険であります。子どもたちの安心・安全のためにも歩道の整備が必要ですが、今後の予定について答弁を求めます。

○議長(珠久清次君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)本田議員のご質問のうち、新年度財政問題についてお答えいたします。

平成20年度愛荘町の事業および予算編成方針は、先の提案説明におきまして述べさせていただいたところでありますが、私の基本的考えは、まず町財政の健全性を維持し、節度を持って運営にあたること。一方で、愛荘町の未来に夢と希望が持てる明るさ、子や孫がこの町に誇りを持てる魅力、住民の皆さんに元気を感じてもらえる活力が必要と考えております。

先日、いま世の中の精神状態が、社会も政治も経済も、そして個人も、躁から鬱の時代に入ったと言った有名人がおられました。明るいニュースが何一つない重苦しいヴェールに包まれたような昨今、国も県もうつ病にかかったように「金がない、金がない」と頭を抱えてばかりでは、本当に憂鬱になってしまいます。せめて新生愛荘町は、みんなで創り上げた総合計画の方針を踏まえ、将来を見据えた魅力ある愛荘町に向かって元気にスタートを切りたいものと考えているところであります。

ご質問の実質公債費比率は、平成18年度に地方債制度が以前の許可制度から協議制度に移行したことに伴い導入されました新しい財政指数で、町税・普通交付税など、毎年経常的に町に収入される一般財源のうち、借金返済の公債費に充当した割合を示す指数であり、一般会計だけでなく下水道の特別会計および広域行政組合への繰出金・負担金も加味した、財政の硬直度を示すものであります。その比率が18%以上になると協議制から許可制となり、25%以上になると起債の発行が制限されます。

平成18年度の愛荘町の実質公債費比率は13.7%で、県下13町中4番目に低い指数でした。この指数は、地方債の元利償還金に充当した一般財源額などの過去3箇年平均で算出するものでありますが、20年度の実質公債費比率は、19年度今年度の決算数値が明らかになる時期でないと算定できないということではありますが、3箇年の平均値ということで、急激に大きく変化することは考えにくいのであります。

しかしながら予断は許せず、新年度予算においては、交付税措置のある合併特例債など、効率的な起債発行と発行総額の抑制に努めたところであります。

次に、自主財源の確保、事務事業の見直し、組織の改革、人件費の削減策についてであります。まず、自主財源の確保につきましては、今好調な法人税収をさらに拡大するため、企業誘致を促進すること。帯納税の的確な収納確保、また受益と負担の原則で使用料などの見直し、不要不急の財産処分などを進めてまいりたいと考えております。

組織の改革は、職員の積極的な提案を生かし、住民の目線で常に見直しを図るとともに、事務事業の見直しなど、それぞれの職場でできることは自主的に取り組んでもらう風土を築いていきたいと考えております。

組織は硬直化せず、スクラップ・アンド・ビルドで不断の改革が必要と考えております。中でも人件費の削減は最も重要な対策であり、組織のスリム化、アウトソーシング、指定管理の促進、NPOや社会経験豊かな団塊世代の皆さんの行政や地域への参加をさらに進めることが重要と考えております。

行政目的であります最小の経費で最高の効果をあげる、これらの施策を果敢に取り入れ、住民の皆さんの血税を無駄にすることなく、経営感覚を磨き、効率よく時代を先取りしながら、職員ともども英知を絞ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長(珠久清次君)農林建設主監。

〔農林建設主監北川利夫君登壇〕

○農林建設主監(北川利夫君)愛荘町公営住宅ストック総合計画についてお答えをさせていただきます。

旧愛知川町には、昭和27年建設の愛知川団地から始まり、昭和42年建設の豊満南団地まで、5つの住宅団地が建設されておりました。これらは、すべての町営住宅におきまして老朽化が著しいことから、旧の愛知川町公営住宅ストック総合活用計画に基づいて、すべての住宅を除去することで計画し、今年度にすべての町営住宅を除去したところでございます。

当初計画は、豊満団地・豊満南団地・愛知川団地の居住者が入居するべくして新豊満団地50戸で建設されましたが、入居希望者が少なく、空き家が多く出たことから、沓掛団地・長野団地の居住者にも入居希望を聞いたところ、5団地すべての居住希望者が入居できる結果になりました。

これから愛荘町としてまず行わなければならないことは、愛荘町公営住宅ストック総合活用計画の策定でありますので、20年度に計画策定の予定でございます。全国的に、公営住宅のような箱物建設は、廃止傾向にあります。その中で、今後新豊満住宅のような住宅が合併後の愛荘町として必要なのか、必要でないのか、また、民間住宅を含めた全体での公営住宅の必要性があるのか、これらに十分検討を加え、活用計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「契約工期の設定はどのようにして決定されているのか」と、「契約工期の設定については無理がなかったのか」、「工事の発注時期は遅くなかったのか」についてでございますが、まず契約工期についてですが、建築・一般土木・下水道等の多くの工事業種があり、それぞれに工期の組み立て方法は異なりますが、結果、標準作業日数の積み上げによる計算で工期設定いたしておりますので、どれも基本的には同じです。

ここでは、町が発注している工事の大部分を占めている土木工事についてお答えします。基本的には、土木工事標準積算基準書に示された作業日当たり標準作業量、市場単価の1日当たり標準施工量を参考にしながら工期設定をしています。

例えば、準備工日数や構造物の養生日数および型枠組み立て・解体日数など、工種ごとの標準作業日数・施工数量をもとに日数を積み上げ、さらに、当該工事の施工条件・施工法・制約条件等を参考に決定しておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、「契約工期の設定については、現在まで無理がなかったのか、また発注時期が遅くはなかったのか」の質問につきまして、工期の設定につきましては、起工上申の段階では無理はなかったと認識しています。しかし、結果的には、想定できなかった施工現場の条件の相違や、地権者との施工にかかる問題点の発生による協議、また、ストックされているはずの2次製品が受注生産で入荷しない等で、やむなく工期変更した例はあります。

発注時期につきましては、現場により条件が異なってきます。例えば、農繁期を避けなければならない現場、通学者の通行が妨げられる現場、地権者の都合で工期が変更される現場、緊急に実施しなければならない現場

の通行量の少ない時期に制限されるもので、地元要望における時期が適切な現場、緊急に実施しなさいという旨の現場などがあります。

今後においては、現場条件を適切に把握し、年間消化工事の発注計画をバーチャート等で管理しながら、工期設定および発注時期の設定を決定し、工期厳守で早期完成に努めるよう努力いたしますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長(珠久清次君)管理課長。

〔管理課長村西作雄君登壇〕

○管理課長(村西作雄君)私からは、公共工事の変更契約等についてお答えいたします。

平成19年度に町が競争入札で発注しました建設工事は、建築工事等も含め、本年2月末現在47件であります。このうち、竣工している工事26件を対象にお答えさせていただきますと、金額の変更契約を締結した工事は21件で、竣工工事の約8割、うち工期変更を伴ったものは4件であります。よろしくお願いたします。

○議長(珠久清次君)建設課長。

〔建設課長藤田由起雄君登壇〕

○建設課長(藤田由起雄君)最後のご質問の亀原・愛知川ニュータウン・淵ノ下の子どもたちの登下校時の安全対策について、お答えいたします。

子どもたちの登下校時における交通安全対策・防犯対策につきましては、学校・地域社会・家庭が連携されまして事故を未然に防ぐため、日夜ご努力をいただいているところでございます。

議員ご指摘のとおり、現在、亀原・愛知川ニュータウン・淵ノ下の子どもたちは、町道愛知川・川原線を通り、国道8号線を横断、町道愛知川・栗田線南側の里道を経由いたしまして旧中山道線に出て、それぞれ中山道を通りながら愛知川小学校あるいは愛知川東小学校へと通学しております。

そのうち、町道愛知川・川原線につきましてはカーブが多い上に、通勤者にとりましては、国道8号線と町道西部開発線を結ぶ近道となっているため、朝夕を中心に大変多くの車が通行しております。

しかし、一部愛知川ニュータウンの区間につきましては、宅地開発に伴いまして歩道が設置されているものの、それ以外の区間につきましては歩道が全くないというのが現状でございます、子どもたちにとって大変危険な状況にあります。

通学路は歩車道が完全に分離されているのが理想ではございますけれども、町内にはまだまだ歩道が設置されていない道路が大変たくさんございますので、通学路を優先して、順次歩道整備をしております。

現在のところ、この路線につきましては歩道整備や、亀原から広域斎場付近に抜ける道路の新設について等の計画はございませんが、子どもたちにとって大変危険な路線であることは十分に認識をしております。今後、教育委員会・学校・地元自治会・保護者あるいは警察等と協議しながら、歩道整備に限らず、他の方策も模索しながら通学路の安全対策を図ってまいりたいと存じますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

ただ、歩道の設置となりますと、用地の確保が不可欠となりまして、特に宅地を協力願うとなると大変な困難が予想されますので、議員のお力添えもよろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)生涯学習課長。

〔生涯学習課長林吉次君登壇〕

○生涯学習課長(林吉次君)ふれ愛スポーツ公園のナイター利用状況等についてお答えいたします。

ふれ愛スポーツ公園のナイター設備は、旧愛知川町跡地野球場跡地開設されたもので、その要望は地元自治会の経費負担が中心

心ML愛入ホームページのアイコン設置は、旧愛知川町軟式野球連盟はかつの愛望で地元自治体の協力を
により、平成18年度に工事を行い、平成19年5月5日に点灯式を実施し、翌日からご利用いただいているところ
あります。

ご質問第1点目のナイター利用状況についてであります。昨年5月以降の利用状況は、町スポーツ少年団が3
回、町軟式野球連盟が2回、その他が1回の計6回です。

第2点目の町内・町外別の利用者数についてであります。19年5月から12月までの概算利用者数は、昼間・夜
間を含めて、町内関係者が61回・2,320人、町外利用者が6回・180人、合計67回・2,500人の皆さんにご利用いただ
いております。

第3点目の具体的利用施策についてであります。19年度においては、ナイター設備の利用促進と定着化を図る
ため、照明料の減免措置を取り入れました。減免後は、半照明で30分当たり1,250円、秦荘グラウンドは30分当たり
1,300円と、ほぼ同額の利用料金を設定し、軟式野球連盟等の団体ご利用推進を図ったところであります。

しかし、使用にかかる費用や試合開始時間と勤務時間の関係等の理由により、夜間利用率は伸びませんでした。
今後におきましては、まず、町体育協会役員と多目的利用を含めて、具体的方策について協議を行います。次に、
ナイター利用時間の延長について、地元自治会の皆さんと協議を行います。また、各競技団体・総合型スポーツクラ
ブ・一般事業所および住民の皆さんへの利用呼びかけを行います。また、以前利用いただいていた町外の団体
等へも利用促進を強く働きかけて利用の増進を図りたく考えております。

4点目の農作物被害補償についてであります。県内には数多くの夜間照明設備が設置されておりますが、夜間照
明などによる農作物への被害発生は聞き及んでいません。

そうした中、当該施設におきましては、光による害が発生しにくいように、鉄塔の高さを高くし、また、ライトの種類も
光の害が発生しにくい対策の投光機を設置、あるいは、電撃式殺虫機を設置するなどして対策を講じているところ
でございます。このようなことから、本町においては光による被害は発生しないものと考えております。

しかし、万一そのような状況が発生しましたら、農協や共済組合等の関係機関と協議の上、対応したく考えている
ところでございます。

以上、ご理解とご協力をお願い申し上げ答弁いたします。

○議長(珠久清次君)6番本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、再質問を行います。

まず、新年度財政問題について再質問を行います。今ほどの町長の答弁によりますと、平成18年度の実質
公債費比率は13.7%、県下13町中4番目に低い指数であると。また、平成20年度の実質公債費比率は、平成19
年度・20年度の決算統計が公表できるまで数値が出せないということでしたが、決定後また報告をいただきたい
と思います。

また、町長提案趣旨説明の中で、予算編成の重点事業の中で、子育て支援の充実、秦荘幼稚園建設、愛知中学校
の増築、児童生徒の安全確保を重点事業ということで取り組んでいただいておりますが、子どもたちに対しての事業
ですので、ぜひとも一日も早くお願いしたいと思います。

先ほど最後に私が質問をしている中で、最小の軽費で最大の効果を得られるような具体的な政策がなかったと思
っておりますので、最小で最大の政策について、再度、町長に答弁を求めます。

平成20年度予算は、法人税の伸び等により町税収入が大幅に増収見込みとなるなど、景気回復の影響を受けつ
つある一方で、社会保障関係経費の増加や、公債費と償還経費が引き続き高い水準にあるなど、依然として厳しい
財政状況の中での予算編成であります。このような状況の中で、重点政策課題についてお伺いいたします。

1つ目として、愛荘町総合計画の推進について。2つ目に、指定管理者制度の推進によるサービスの向上と経費の
削減について。3点目に、町債発行の抑制等財政の健全化について。以上3点について、具体的に町長に答弁を求

めます。

次に、町営住宅の跡地利用について再質問をいたします。町営住宅の必要性・不必要性については、住民の意向も今後の重要課題だと考えます。住宅跡地については土地利用計画が必要であり、敷地については行政財産であります。その行政財産である住宅地の跡地については、地元自治会から多々要望が出ていると思います。今日まで地元自治会の要望について、どのような要望があったのかお聞きします。

住宅地の処分も検討されていると思いますが、地元自治会の中で、住宅跡地の払い下げを考えている自治会もあると思いますが、どのような方法で払い下げをされるのか。今後の計画についてお伺いいたします。

次に、公共工事の検査および工期について再質問を行います。今ほど、契約工期に変更契約された建設が4件とお聞きしましたので、その変更契約をされた4件の理由について答弁を求めたいと思います。

また、軽微な工事は町職員が打ち合わせを行っていますが、施工業者からいろいろなお声を聞きます。専門的なことについて、また技術的な打ち合わせを行うことあたり、職員との打ち合わせがうまくいっていないとお聞きします。施工業者は、日々技術の向上のために勉強を行い、資格の取得のために勉強されていると聞きます。施工業者も日常は勉強を行い、生き残りをかけて日々努力をされています。

そこでお伺いしますが、町職員は技術の向上のためにどのような勉強をされているのか、具体的に答弁を求めます。また、資格取得について、何人の職員が資格を持って対応されているのか。資格を持っている職員がおられるならば教えていただきたいので、答弁を求めます。

次に、ふれ愛スポーツ公園ナイター施設の利用状況について再質問を行います。

ふれ愛スポーツ公園のグラウンドの使用については、ほとんどが野球・ソフトボールの利用になっています。多目的グラウンドは、ゲートボール・グラウンドゴルフの利用になっており、利用される住民もたくさんおられます。秦荘町民グラウンドは、野球・ソフトボール・サッカーなどが利用され、ナイターも利用されています。秦荘町民グラウンドのナイターを利用したのは、平成19年度は何回あったのか、お伺いしたいと思います。

また、軟式野球連盟の使用は、秦荘地域はナイターを利用され試合を行っております。愛知川地域については昼間の利用となっていますが、去年から2回ほどのナイターの利用となっております。

そこで、また私の提案ですが、野球・ソフトボールの利用は、ふれ愛スポーツ公園のグラウンドとしてナイターで試合を行うようにして、秦荘町民グラウンドはサッカーの専用グラウンドとして利用するのがいいと思いますが、町としての見解をお伺いいたします。

最後に、亀原・愛知川ニュータウン・淵ノ下の子どもたちの登下校時の安全対策について再質問を行います。子どもたちの安全性を考えますと、安心・安全な生活環境をつくるのは行政として重要課題であります。体制上の問題、地元との協議など、多々問題が今後出てくると思います。

現在まで教育委員会・保護者との間で通学路の変更、安全制の通学路について、どこまで協議をされているのか、お伺いいたします。

また、愛荘町のホームページを見ますと、愛荘町不審者情報が平成19年4月に3件、5月に2件、6月・9月に各1件、平成20年2月に2件とあります。9件の不審者情報のうち、8件が愛知川学区となっています。幸いに、秦荘学区については1件であります。愛知川学区に不審者が多く出没されているが、このような状況について、今後の対応策についてお伺いいたします。

新年度予算には、通学路に防犯ブザー設置50台、防犯バイク1台が組まれています。その設置場所と、どのようにバイクを利用されるのかお伺いいたします。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)再質問のうち何点か私の方から答弁させていただきます。

まず、最小の経費で最大の効果をあげる政策は何なのかというご質問かと思いますが、最小の経費で最大の効果をあげるというのは、行政目的の一番大事な柱でございますが、それを達成するための政策と言っていないのですけれども、事業全般にわたって、我々が日頃やっている仕事すべてにわたって、最小の経費で最大の効果を上げるという視点で物事に対応するというのが一番大事なことかと思っております。

次に、総合計画について今回の20年度予算にどう反映したかということかと思いますが、6項目のまちづくりの基本方針を総合計画であげております。それに基づいて予算化を順次してまいったところでございますけれども、ちなみに、この6項目は、「安心・健やか、健康福祉のまちづくり」、また「安心・安全、やすらぎのまちづくり」、「明日を拓く都市基盤のまちづくり」、「元気な産業活力のまちづくり」、「ともに育つ学びと文化のまちづくり」、「ともに築く協働のまちづくり」と。こういう6つの柱を設けたわけでございます。

この中に、新規事業といたしましては、これからとりかかる政策実施のための懇談会費用とかフォーラム費用とか、そういったものも含めまして、数えてみますと、新規事業として32項目にわたっているということで、さらに、それに合わせて拡大あるいは継続というものも何点もございます。金額的には、そう大きなものはございませんけれども、まずは、これからの10年後を見据えた総合計画のスタート地点としてとりかかる費用というものを重点的に見たところであります。

それから、町債についてのこの抑制、これも非常に大事な視点でございますが、町債を借金なしで運営をされるかということになってきますと、これはもう大変なことでありまして、事務事業の執行に支障をきたすこととなります。

そこで従来から、長期に耐え得るような施設整備、道路とか教育施設とか、こういったものについては、これからの住民の皆さんの生活、あるいは子育ての費用としてつくるものでございますので、世代間の負担の公平性の観点から町債を発行いたしているところでございます。極力これを抑えるということが非常に大事でございますが、幸い、合併したこのまちには、合併特例債等交付税措置のある起債もございまして、考えによっては、そういった特例がある時に整備を進めておくというのも運営の大事な視点かなというふうにも思うわけでございます。

当面ですね、教育施設整備が、非常に大きなお金がかかるものがまだまだ、給食センターとか秦荘東小学校の大規模整備もございます。あるいは、インターチェンジの整備、道路整備等、まだこれから大きな事業が控えているところでございますが、その辺は後年度の公債費等を勘案しながら、極力抑制しながらあたりたいと考えております。

指定管理の面につきましては、副町長からお答えさせていただきます。

○議長(珠久清次君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、新年度財政問題についての再質問のうち、指定管理者制度の推進によるサービスの向上と経費の節減についてのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、指定管理者制度につきましては、平成15年9月に地方自治法の一部改正が施行されまして、公の施設の管理運営を地方自治体が指定する指定管理者に代行させるという指定管理者制度が導入されたところでございます。

これまで個々の業務につきましては、アウトソーシングいわゆる外部委託として、民間委託を積極的に活用してまいりましたが、指定管理者制度につきましては、公の施設の管理運営を幅広く、NPOあるいは民間企業等々の指定管理者に委ね、その中で民間の経験や知恵などを生かしていただき、このことによって、公の施設における住民サービスの向上と行政コストの縮減を図ろうとするものでございます。

愛荘町といたしましては、このような制度の趣旨を生かして、行財政改革を進めるためにも積極的にその活用を図っていくことといたしまして、平成18年5月に愛荘町公の施設の指定管理者ガイドラインを策定し、既に13施設につきまして議会の議決をいただき、指定管理者の指定を行い、管理代行を行っていただいているところでございます。

今後、愛荘町が直接管理運営を行っております公の施設につきましても、指定管理者制度を視野に入れまして、利用料金制の観点から施設使用料の見直しとともに、その施設の設置目的や管理の目標、ミッションいわゆる使命な

ど、今日までの経過等々を踏まえながら、先ほど申しました愛荘町公の施設の指定管理者ガイドラインの考え方に基づき、積極的に導入に向け検討を加えてまいりたいと考えております。

○議長(珠久清次君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)再質問の中の土木職員の関係の教育関係につきまして、答弁をさせていただきます。土木関係につきましては、一般土木、それから下水道関係というふうに分かれるわけですが、一般土木につきましては、滋賀県の出先機関であります県の建設技術センターというところが草津市にございます。そこへ現在までには4名の職員が行っておりますし、また、今年度におきましても1年間職員を現在派遣しているというような状況で、そこでいろいろと研修を積んでいる状況でございます。

また、土木関係につきましては、埼玉県にございます下水道事業団の研修所がございます。そこへ派遣を今までさせていただいたのは6名です。期間については、だいたい概ね3週間というような研修の期間がございます。

また、それ以外には、県の方で一般土木につきましてはだいたい年間5回程度、それから下水につきましては年間10回程度、工法委員会が設けられているというような状況でございます。現在、資格者につきましては6名の職員が資格を持っているというような状況でございます。

もう一つは、幸いにしまして、県の技術職員のOBを、現在、検査員というようなことで嘱託職員をお願いしているわけですが、新年度において、やはりこの土木関係職員の現場での研修等も踏まえて、新年度でこの検査員の方からそういういろいろな研修を、できるだけ場を持つようなことで考えさせていただいて、いろいろなところで現場でも企業と問題が生じないように、いろいろと工夫を図っていきなさいというように考えていただいておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長(珠久清次君)農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)再質問の中で、業者間との問題等について問われたわけなのですが、業者との意見の相違等はなにより小なり出てまいります。あとは、やはり話し合いによりまして、最低限の譲り合いをお互いにしながら解決して、結果、変更契約に至っているところでございます。

またもう一つ、うち工事変更を行ったものは4件ということですが、これも先ほど答弁させていただきましたように、地権者との施工にかかる問題点の発生によります業務とか、2次製品が受注生産であって入らないということ。また、国道におきましては、占用の申請をしたが、協議の段階で日数が相当かかりどうしても工事ができなかった、そういう点がありまして、工期変更をさせてもらったということですので、よろしく願いいたします。

○議長(珠久清次君)管理課長。

○管理課長(村西作雄君)町営住宅の跡地利用についての再質問にお答えしたいと思います。

町営住宅の跡地利用については、地元自治会からの要望であります。街角トークや要望書により、広場や公民館用地、さらには駐車場としての活用や、一部道路敷地としてのご利用の意見もいただいております。

いずれにしても、処分の手法につきましては、今月から立ち上げます公有財産有効活用検討委員会の意見をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(珠久清次君)教育次長。

○教育次長(西沢和一郎君)通学路の安全対策についての再質問にお答えいたします。

「亀原・愛知川ニュータウン・洲ノ下の通学路の変更、安全制の高い通学路について、教育委員会には保護者とどこまで協議されているのか」のご質問にお答えします。

通学路の変更、安全制の確保の協議窓口は、それぞれの学校と保護者が行っております。教育委員会には、必要に応じて学校等などと協議を行っているところでございます。

愛知川小学校PTAは、平成19年10月24日付けで安全対策の要望書を取りまとめられました。教育委員会を經由

いたしまして建設課に要望書を提出し、建設課からは回答書をいただくとともに、できるものから安全対策を講じていただいているところでございます。

次に、不審者情報についてであります。現在では、不審者情報が入りましたら警察・学校・関係機関に連絡するとともに、町防災無線・町有線、それからホームページにも掲載し、予防に努めております。新年度には、さらに防犯ブザー、防犯灯・柵の充実を図り、子どもの安全確保を考えております。

防犯ブザーの設置の場所でございますけれども、町内全域の通学路の中から、危険と思われる場所の既存防犯灯に設置をするよう計画しております。

次に、防犯灯・柵の設置につきまして、現在、秦荘庁舎にあります株式会社苗村自工さんに提供をいただいております3号車と、今回購入します1台の合計2台を愛知川小学校と愛知川東小学校に配置し、学校関係者や地域の有志の皆さんに灯・柵をお願いし、より安全な登下校ができますよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(珠久清次君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)再質問の中の秦荘グラウンドのナイター利用回数についてでございますけれども、スポーツ少年団の野球・サッカー、それから軟式野球連盟、それからクラブチームのサッカーチーム等で140回でございます。

それから、ふれ愛スポーツ公園および秦荘グラウンドの利用提案につきましてでございますけれども、議員のご提案も含めまして、関係する方々と協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(珠久清次君)6番本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、再々質問を行います。

今ほど、新年度財政問題について再質問の答弁をいただきました。再質問の中で、愛荘町総合計画の推進については、骨子など町長からの説明をいただきましたので理解をいたします。

2番目の指定管理者制度の推進によるサービスの向上と経費の削減について、副町長から答弁をいただいたわけですが、平成18年5月から13施設が指定管理者制度になっているということになっておりますが、私は、サービスの向上と経費の削減についてお聞きしているわけでありまして、そのあたりのサービスの向上と経費の削減について再度答弁を求めたいと思います。

また、急速に進む少子高齢化の中で、社会情勢が大きく変化しつつある中、愛荘町は2町合併を行い、行財政の効率化を図っております。2町合併をされた時の財政調整基金は11億9,586万円であり、平成18年度は取り崩さず、2億1,200万円の積み立てを行い、14億806万円となりました。平成20年度の予算編成にあたり、財政調整基金は8億2,001万円の見込みになります。

財政調整基金取り崩し額についてですが、2町合併された当時は11億9,586万円ありました。20年度予算については、財政調整基金を取り崩ししなければ、地方交付税および国庫補助金の減額と税源移譲により厳しい財政状況が予測されます。基金の取り崩しをされてはいますが、なぜ取り崩しをしなければいけない予算編成をされたのか。またどのような事業に使用されるのか、お伺いしたいと思います。

合併当時の財政調整基金を見ますと、現在は、当時と比べますと基金が大変少なくなっております。貴重な基金であります。財政調整基金が少なくなっているこの状況について、どのように思っておられるのか、町長に具体的な答弁を求めますので、理解のできる答弁をお願いいたします。

平成20年度予算を新たな改革に向けた出発点となる予算と位置づけており、新たな指針を示すものと思われ。これらの社会経済は、大きな転換期を迎えようとしています。今後も住民ニーズを的確に健全財政の維持、行政のスリム化を図るとともに、今まで以上に足腰の強い財政基盤をつくり上げていく必要があると思っておりますが、町長としての足腰の強い財政基盤とは、どのように考えておられるのか再度お聞きします。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)財政調整基金の取り崩し等についてのご質問でございますが、18年度と平成20年度の財政調整基金を比較いたしますと、20年度が3億3,100万円余り減少をしているところでございます。

一方で、18年度予算の財政調整基金の繰入金額は3億1,900万円、20年度は6億1,900万円、比較いたしますと、逆に3億円増加になっているところでございます。一般財源の減少分を財政調整基金の取り崩しで予算の編成を当初よりいたしているところでございますが、18年度3億1,900万円、19年度7億3,700万円の、それぞれ当初予算では取り崩しの予算編成でございましたが、最終的には事業費の精査、税収の増等で、年度内で取り崩すことなく、18年・19年度いずれも取り崩しなしで行財政運営ができたところでございます。

基金全体では、我がまちの基金は、目的基金の割合が多くございます。それぞれ目的を持って基金を積み上げてきた。そういった中で、教育振興基金等は教育整備に伴いまして、これを取り崩しをいたしておりますので、総額としては、整備に伴って基金総額が減ってきている。あるいは、地域基盤づくり推進事業等についても、これは積極的な整備に充てているところでございます。

そういったために、財政調整基金は一般財源的な扱いをしているところでございますけれども、当初では、極力、基金の取り崩しをしないで済むようにというふうの方針としてはやっておりますけれども、現実には、収支不足を補うためにやむなく取り崩しをするという上においての財政運営を余儀なくされているということでございます。

20年度は、税収の確保がそこそこできるであろうという見込みも立てているわけですが、現実には、現世界の景気の減速傾向からいたしますと、今後これがいつまでも続くとは考えられませんし、心してあたっていかなければならないと思っているところでございます。

また、20年度におきましては、合併後3年経過いたしておりますし、受益と負担の原則を見直すということも大変大事なことかなと思っております。使用料・手数料・補助金等についての目安等についても取り組んでいく必要があるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○議長(珠久清次君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、本田議員の再質問、指定管理者制度に関しますサービスの向上と経費の節減の具体的な内容と言いますか、お答えを申し上げます。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、平成18年9月に策定いたしました愛荘町公の施設の指定管理者ガイドラインに添いまして、指定管理者募集要領を作成し、募集を行ったところでございまして、13施設について既に指定管理を行ったところでございますが、その中身につきましては、町の指定する事業、また指定管理者が独立経営体として自主的に行う事業等を提案していただき、それらを審査し決定をいたしましたところでございまして、一例をあげますと、健康プールにおきましては、従来に行ってきた事業にプラス自主事業としての事業を追加していただいているというように認識をいたしております、幅広く住民の利用をいただいているというところでございます。

また、経費の節減分野につきましては、かつて外部委託を担当していた職員のポストの減員を図ったところでございますし、そして、健康プール等につきましては、外部委託していた時よりは約1,000万円程度、経費の節減を行ったところでございます。以上でございます。

○議長(珠久清次君)暫時休憩をいたします。再開は、10時45分です。

休憩午前10時31分

再開午前10時46分

◇宇野義美君

○議長(珠久清次君)15番宇野義美君。

○15番(宇野義美君)それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、農政問題についてお尋ねをいたします。昨今の状況から考えまして、食糧食品の安全が脅かされて、また農業生産におきましても、穀類・野菜・花卉・畜産・養鶏等、経営面から大変な苦境に立たされている現状であります。そこで、今までとは食糧食品安全保障の面からも、また、農業農村振興の面からも大変な変化をきたしており、いよいよ本格的に具体策を考えなければならない状況にあります。町として、この状況を踏まえてお考えをお尋ねいたします。

まず、社会環境の変化とともに国政レベルでの政策変更にあたり、三位一体改革の名のもとに、今年度におきましても農政改革3対策の変更が打ち出されました。例えば、品目横断的経営安定対策が水田・畑作経営安定対策への変更、併せて担い手支援対策の拡充、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策の政策の変更、具体的な取り組み手法では、農地情報のデータ化の推進であるとか、あるいは耕作放棄地の解消緊急対策、農地の利用促進等の取り組み支援、飼料増産・放牧等への取り組みの支援、面的集積の仕組みのモデル的实施策、特に集落ぐるみで取り組む必要のある地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業等、どのように指導推進されようとしているのか。

また、農山村漁村活性化に向けての地域の創意工夫のあと押し施策としての具体策が示されておらず、当町として農業振興地を抱えていながら、方向性と町としての取り組み、農業農村の活性化を真剣に考えていないと言わざるを得ないような状況ではないかと、こんなふうを感じるわけであります。

各認定農業者・団体においても独自の事業計画を組む段階に入っておりますが、町として方針が明確でなく、以上あげました各対策がどのように農家に徹底し、どのように指導推進されようとしているのかをお尋ねいたします。

次に、まちづくり計画の中で、農業振興策が上滑りをしているように感じられてなりません。また、輸入食品の安全性が損なわれている現在、住民の生命を守る意味からも、農業は他産業と同等の扱いではなく、当町としての大変な重要な位置を占めておる、こんなふうを感じるわけであります。

平成18年度現在の食糧農業農村白書統計資料からも、従事者と非農業従事者との間には多少の差はありますけれども、この白書から分析して、食の安全・安心に対し、地産地消の対策を含め、まちづくり計画をどのように進めようとしておられるのか。地域振興策を含めまして答弁を求めたいと思います。

次に、20年度産の米の生産調整の現時点での状況を町としてつかんでおられるのかをお尋ねいたします。また、未実施地区があるならば、行政として今後どのように指導されようとしているのかを重ねてお尋ねしたいと思います。農業問題の最後であります。続きまして、農業資材の高騰、燃料の高騰等の対処策について、まず農業者が自ら改善策をとらなければなりません。しかし、19年度の農業所得を一般農家で見てみますと、赤字経営の状態であり、このままで放置しますと、衰退の一途をたどるといことは、火を見るよりも明らかであります。

前に述べましたように、その他一般の業種と同じ状況においても、いものかをお尋ねするとともに、町として町民の生命を守り地域振興を図る意味から、補助制度の確立と基本構想を明確にする必要があると考えますが、行政の見解を求めるものであります。

2番目に、20年度、今年度の予算編成上についてお尋ねいたします。

国内経済の成長率は、大手企業体がしっかりとして経営基盤を確立していると言われておりますが、一般的にそういう評価であります。しかし、成長率は見直し、見直しという方向で鈍化をしているような状況でありまして、民間の調査機関によりますと、GDPの成長率1%から2%というようなところであります。ひどいところになりますと、1%というような見方もしておるとい状況であります。大企業は、全企業の1%に満たない状況で、残り99%強は中小零細企

業であります。これらの中小零細企業は、ここに格差が大きく開き、倒産件数におきましても、年末以前は過去最多の状況が発生した月もあります。同町内に置き換えて経済の見通しはどのように予測され、編成されようとしているのかをお尋ねいたします。

また、こうした状況で、税の滞納ということは大きく財政を圧迫する要因であります。19年度は県からの支援をいただきまして、減少の方向であるということはお聞きしておりますが、実際に現実はどうであるのか。また損金処理、その他は、どれぐらいの金額になるのか、お尋ねをいたします。

次に、コンプライアンス体制についてお尋ねいたします。最近、町職員の窓口対応は大変に親切で丁寧な対応をされており、町民の皆さんからの感謝されている言葉を耳にいたしております。その努力に対しましては、敬意を表するものであります。

しかし、その反面、昨今官において不正事件、特に官製談合事件等多発しております。当町も過去愛知川地区において発生し、住民の不信は頂点に達してきております。

そこで、庁舎内、職員のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、これは議員も同じでありますけれども、既に体制の強化と教育の充実を図っておられるとは考えますが、町職員に対してどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

そして、こうした不正が起こらないように、どういう考えをお持ちなのかをお尋ねしたいと思います。

最後であります。保育行政についてお尋ねいたします。子どもが生まれまして、共同参画社会の到来により、共働き家庭が増えており、保育園の利用要望家庭が増加しております。特に核家族化の中で最重要課題であり、19年度の実態はどのようなものであったのかをお尋ねいたします。

役場関係窓口の方は大変苦勞されているというご様子も聞き及んでおりますけれども、特に、途中入所に対しては何ともならず、順番待ちという状況であるとのことであります。少子化の現在において、産院の不足の上に、保育施設の不足となりますと、少子化に拍車をかけることであり、対策を求めざるを得ない状況であります。町長としてのご答弁を求めて、一般質問を終わります。

○議長(珠久清次君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)宇野議員のご質問のうち、職員のコンプライアンス体制についてお答えいたします。

コンプライアンスとは、ご承知のとおり、一口で言いますと、法令遵守という意味で、特に企業において使われ始めたものであります。CSR、つまり企業の社会的責任として法律や規則に従って活動することを重視する言葉として、今日、広く一般化してきました。

その背景には、金融機関や大企業においても多発いたしました不払い問題、各種の偽装行為、脱税、所得隠し、不正請求、下請けいじめ、サービス残業、社会保険逃れなど、枚挙にいとまがありません。そして、これらの違反が発覚すれば、たちまちにして企業イメージの失墜、企業活動の停止、社員が路頭に迷うなど、あまりにも大きなダメージを受けてきました。

一方、地方公共団体の執行機関にありましては、地方自治法に定めがありますように、法令・条例・規則・規定・議決事項に基づいて、自らの判断と責任において誠実に管理し執行する義務を負うというふうに規定がされておりまして、執行責任者およびその補助機関であります職員にとって、企業以上にコンプライアンス、すなわち法令遵守は最高の規範であると考えているところであります。これを忠実に守って執行することこそが、住民の皆さんの信頼を得、町政に対し理解と協力がいただける根源であると考えているところであります。

近年、知事をはじめ多くの執行責任者や職員がこれを逸脱し、責任をとられ、住民の信頼を大きく失墜した事件が多発いたしました。その要因には、利益優先の金もうけ主義に終った自らの地位保全、閉鎖的な秘密主義、長期な

任による独裁的体質、善悪判断の緩み、自己中心的な考えなど、全体の奉仕者たる基本理念をいつの間にか喪失したものであると考えます。

組織全体の意識の緩みがこのような環境や体質に変質することを常に警戒し、私自身も律することを忘れず、職員に対し常に自戒することを発信しなければならないと考えておるところであります。

そのため職員に対し、服務規律の徹底、諸法令や倫理規定の遵守、モラルの向上、違反した場合の厳正な処分実施などについて、定期的に綱紀粛正の通知や各種職員会議等を通じて指導いたしているところでございます。

○議長(珠久清次君)総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、2つ目の歳入予算、それから滞納整理につきまして回答をさせていただきます。

20年度の予算の基本的な考え方につきましては、総合計画の方針を踏まえた初年度予算にあたることから、5年・10年先を見据えた魅力ある愛荘町を目指した施策展開に配慮し、各事務事業、政策経費の必要性・緊急性、事業効果および後年度の財政負担等、総合的な見地から見直しを行い、節減・合理化に積極的に取り組むことといたしました。

その中で、歳入予算では、国が示します地方財政計画、総務省の推計値、県の試算値などを参考に見積もっておりますが、その歳入の4割強を示します税収見込みの考え方としましては、まず個人町民税では、今年度最終見込額とほぼ同額を見込んでおります。

法人町民税では、ご質問でありましたように、企業間格差は相当あるように感じております。今年度の法人税を試算しますと、約10億4,000万円の最終見込みをいたしております。当初予算額と比較しますと、3億7,000万円の増収となります。本町の特徴として、この10億4,000万円のうちの8割近くが、1号法人が納めていただいている状況であります。逆に申し上げますと、大きい企業の業績により、大きく税収に影響してくるというような状況でございます。この点で考えますと、見込額を誤ると、最終的には大きな基金の取り崩しとなってしまいます。

そこで、税収を大きく左右します企業に対しまして聞き取りもさせていただきました。今年度見込額より2億円の減で編成をいたしたところでございます。

次に、県職員2名を昨年10月から3月末までの間、派遣をいただき、現在、町職員と共同徴収をいたしております。これは、県と町が連携を図り、町県民税を中心に各税の滞納整理を行うもので、法に基づいた滞納処分の事務手続きなど、県から指導を受け処分をしていくのであります。

そこで、共同徴収の状況ではありますが、個人住民税とこれに付随して、他の町税にも未納があるものを対象に116名を選定し、昨年10月以降から滞納整理を行っております。

そのうち、差し押さえ予告書、滞納処分、納付誓約の履行により完納されましたのが20名です。また、現在納付誓約により履行中の方が38名、出国などの理由により滞納処分を執行することを停止したものの40名、3月末までの完納予定者見込みは6名、現在の未処分の方は12名というような状況であります。

金額面ではありますが、3月末までの共同徴収によります徴収見込額は、税額で約2,000万円、延滞金で約300万円を見込んでおります。

また、滞納処分の執行状況ではありますが、不動産1件・給与3件・出資金1件・出資配当金1件・生命保険2件・預貯金20件について処分をいたしたところであります。町といたしましては、今後引き続きさらに体制整備を行い、税の公正・公平性を保つ意味からも、滞納整理に努力をしまいたいと考えております。

次に、不納欠損処分についてであります。地方税法第18条の規定により、法定納期限から起算して5年間行使し

ないことよって、時効により消滅することとされています。

しかし、滞納者については、納税相談において納付誓約など交わしているのが現状であり、財産がない、生活が著しく窮迫の恐れがある、住所不定、出国などの要因において欠損処分をしており、過去5年間の状況からも、毎年1,000万円～1,500万円程度の処分をしている状況であります。この点も、税の公正・公平性の確保から慎重を期してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)住民福祉主監。

〔住民福祉主監西村久昭君登壇〕

○住民福祉主監(西村久昭君)4点目のご質問の保育行政についてお答えいたします。

保育所へ入所できる乳幼児は、保護者が就労していたり、母親の出産前後の一定期間育児ができない場合、あるいは家族の病気など、いずれの場合も家庭内で保育に欠ける乳幼児が対象です。

現在、愛荘町内では、町立つくし保育園と5箇所の法人等の保育園の計6園、定員は合計375人で保育事業を行っています。

平成19年度の状況では、この6園の保育園に入所している乳幼児数のうち、町内乳幼児は月平均393人、町外からの広域入所児を加えると、月平均427人となり、定員に対する入所率は114%となっています。

また、保護者の通勤の都合などで町外の保育園に入所している乳幼児は、月平均27人であり、町内在住の乳幼児で保育所に入所しているのは、月平均420人となっています。

毎年10月中旬から1箇月間、次年度の保育所入所の申し込みを受け付けていますが、入所申し込みが定員を超えた場合には、第2・第3希望で定員にまだ余裕がある他の保育園に移っていただいたり、先ほど説明いたしましたとおり、彦根市や東近江市・豊郷町など近隣市町の保育園への入所を案内して、実際入所していただいている乳幼児も多数あります。

また保育所担当課としましては、国が示している弾力的運用を最大限に活用しながら、できる限り保護者の方の要望に沿えるように順次入所をしていただくよう努力をしているところでございます。ただし、入所要件を満たしていない場合や、特に希望保育園を限定されたりした場合には、順番を待っていただくことにもなっています。

一方、保育園側におきましても、弾力的運用により定員より多くの乳幼児を受け入れており、各園の運営上の問題もあり、受け入れることが困難な場合もあります。今年度は、残すところわずかですが、申し込んでいただいたにもかかわらず、結局入所いただけなかったのは、1園当たり平均約3人弱で、いずれも入所希望の保育園を限定されていたり、かつ保護者が就労されていなかったりと、家庭の状況が保育に欠けた状態とは判断し難い場合となっています。

また、現在待機されておられる方の申し込みの時期も、年度途中ということであり、年度当初から申し込んでいる乳幼児を順次入所いただいている中で、結果的には、全員入所いただくことができなかったということでもあります。いずれにいたしましても、昨年度策定いたしました愛荘町次世代育成支援行動計画では、子育て家庭を地域全体で支援し、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を築くこととしておりまして、子育てをしながら安心して働けるよう、子育て支援を充実させることに努めてまいりたいと考えておりますので、住民の皆さん方のご理解、ご協力をお願い申し上げまして答弁いたします。

○議長(珠久清次君)農林商工課長。

〔農林商工課長西沢文博君登壇〕

○農林商工課長(西沢文博君)農業施策の各種対応についてお答えいたします。

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)/[4日目](#)

平成20年3月愛荘町議会定例会

2日目(平成20年3月5日)

開会:午前9時01分 延会:午後3時55分

議会日程

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 5 | 愛荘町後期高齢者医療に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 6号 | 愛荘町特別会計条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 7号 | 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 8号 | 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 9号 | 愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第10号 | 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第11号 | 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第12号 | 愛荘町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第13号 | 愛荘町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第14号 | 平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第8号) |
| 日程第11 | 議案第15号 | 平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第12 | 議案第16号 | 平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第13 | 議案第17号 | 平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第6号) |
| 日程第14 | 議案第18号 | 平成20年度愛荘町一般会計予算 |
| 日程第15 | 議案第19号 | 平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第20号 | 平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第21号 | 平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算 |

日程第18	議案第22号	平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計予算
日程第19	議案第23号	平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第20	議案第24号	平成20年度愛荘町下水道事業特別会計予算
日程第21	議案第25号	平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで議事日程に同じ

出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 森 隆一
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡あみ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美(~10:59)
- 16番 珠久清次

欠席議員(0名)

- 8番 久保田九右衛門

◎開議の宣告

○議長(珠久清次君)皆さん、おはようございます。

町長より、本日午前10時に大津にて町村会定期総会が開催されることから、午後2時まで議会を欠席させていただきたいとの申し出がありました。また、久保田議員が葬儀のため欠席届が出ております。なお、午後からは宇野議員も葬儀のため欠席届が出ております。総務主監におきましても、葬儀のため午前10時以降の会議について欠席させていただきたいと申し出がありましたので、報告させていただきます。よろしく申し上げます。

これに伴いまして、午前中に平成20年度予算の説明をお願いし、町長が戻られます午後2時に本会議を再開し、条例改正ならびに平成19年度補正予算の審議を行いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、平成20年度予算の説明につきましてですが、時間を要すると思われるので、それぞれ各自席より着席したまま提案説明をいただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、本年度予算の提案説明については、自席より説明をいただくとします。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(珠久清次君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第14、議案第18号平成20年度愛荘町一般会計予算から日程第21、議案第25号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを、先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第14、議案第18号平成20年度愛荘町一般会計予算から日程第21、議案第25号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを、先に審議することに決定しました。

◎議案第18号から議案第25の上程、説明

○議長(珠久清次君)日程第14、議案第18号平成20年度愛荘町一般会計予算から日程第21、議案第25号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)皆さん、おはようございます。

それでは、議案第18号、平成20年度愛荘町一般会計予算につきまして、説明をさせていただきます。座らせていただきます。

平成20年度愛荘町一般会計予算につきましては、その予算の概要を先般の全員協議会、また、明後日からの各委員会協議会におきまして、詳しく説明をさせていただく予定になってございますので、予算につきましては目ごとの金額のみ説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、平成20年度愛荘町一般会計予算につきまして説明をさせていただきます。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79億6,700万円と定める。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分および当該区分ごとの金額は、『第1表歳入歳出予算』による。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間および限度額は、『第2表債務負担行為』による。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、『第3表地方債』による。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。5条につきましては、歳出予算の流用でございます。

それでは、予算書の8ページをごらんいただきたいと思います。8ページにつきましては、『第2表債務負担行為』でございます。男女共同参画推進計画策定業務委託、期間につきましては平成21年度、限度額は240万円ござい

ます。滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償については、平成21年度から平成29年度まで、当該額から支払いを受けた保証金を控除した実質損失額の10分の8について、480万円の範囲内で損失を補償するものでございます。

次に9ページ、『第3表地方債』でございます。起債につきまして、臨時財政対策債2億8,100万円、合併特例事業2億9,210万円、農業農村整備事業1,660万円、臨時地方道整備事業3億2,330万円、防災対策事業2,680万円、合わせて9億3,980万円でございます。

起債の方法は、いずれも証書借入。利率につきましては、いずれも5%以内。また、利率の見直し方式により利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率ということでございます。償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、措置期間および償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えをすることができるということにさせていただきます。

次に、事項別明細から説明をさせていただきます。13ページからでございます。

まず、歳入でございます。町税、町民税の個人9億1,270万円、法人につきましては8億3,400万円、合わせて17億4,670万円でございます。

次に、固定資産税につきましては、合わせて14億9,943万7,000円でございます。

次に、軽自動車税4,540万円、町たばこ税1億3,000万円、自動車重量譲与税6,650万円、地方道路譲与税2,250万円、利子割交付金1,800万円、配当割交付金1,070万円、株式等譲渡所得割交付金420万円、地方消費税交付金1億7,200万円、自動車取得税交付金4,480万円、地方特例交付金2,700万円、特別交付金799万3,000円。地方交付税、普通交付税は10億300万円、特別交付税では3億3,300万円、合わせて13億3,600万円でございます。

次に、交通安全対策特別交付金281万4,000円。分担金及び負担金の負担金としまして、民生費負担金1億4,123万6,000円、衛生費負担金335万円、教育費負担金90万5,000円、合わせまして1億4,549万1,000円でございます。

次に、使用料及び手数料の使用料、民生使用料5,000円、土木使用料815万9,000円、教育使用料2,244万円、合わせて3,060万4,000円でございます。

次に、手数料、総務手数料884万1,000円、民生手数料2万6,000円、衛生手数料169万5,000円、土木手数料1,000円、合わせて1,056万3,000円でございます。

次に、国庫支出金の国庫負担金、民生費国庫負担金2億1,859万7,000円でございます。

次に、国庫補助金、民生費国庫補助金1,299万5,000円、土木費国庫補助金1,597万8,000円、教育費国庫補助金341万2,000円、合わせまして3,238万5,000円でございます。

次に、委託金の総務費委託金299万8,000円、民生費委託金400万8,000円、合わせて700万6,000円でございます。

次に、県支出金の県負担金、民生費負担金としまして1億5,419万8,000円でございます。

次に、県補助金でございます。総務費県補助金6,508万4,000円、民生費県補助金1億9,111万5,000円、衛生費県補助金176万3,000円、労働費県補助金25万円、農林水産業費県補助金4,637万円、商工費県補助金31万4,000円、土木費県補助金2,005万9,000円、次に教育費県補助金800万8,000円、公債費県補助金67万6,000円、合わせて2億5,163万9,000円でございます。

次に、委託金としましては、総務費委託金4,208万9,000円、民生費委託金44万9,000円、農林水産業費委託金66万2,000円、土木費委託金72万円、教育費委託金127万5,000円、合わせて4,519万5,000円でございます。

次に、財産収入の財産運用収入としまして、財産貸付収入34万8,000円、利子及び配当金1,180万円、合わせて1,214万8,000円でございます。

次に、財産売払収入としましては、不動産売払収入350万円、物品売払収入80万円、合わせて430万円でございます。

次に、寄附金、一般寄付金1,000円、消防費寄付金566万8,000円、合わせて566万9,000円でございます。

次に、繰入金、特別会計繰入金、老人保健事業特別会計繰入金1,000円、介護保険事業特別会計繰入金1,000円、合わせて2,000円でございます。

次に、基金繰入金としましては、財政調整基金繰入金6億1,905万でございます。

次に、地域基盤づくり推進金繰入金8,760万円、防災基金繰入金300万円、教育振興基金繰入金2,300万円、町史編さん基金繰入金480万円、合わせて7億3,745万円でございます。

次に、繰越金として前年度繰越金5,000万円。次に諸収入、延滞金加算金及び過料、延滞金としまして50万円。次に、町預金利子としまして200万円。次に、貸付金元利収入としまして1,691万3,000円。

次に、受託事業収入としましては、民生費受託事業収入451万7,000円、農林水産業費受託事業収入551万3,000円、合わせて1,003万円でございます。

次に、雑入でございます。弁償金5,000円、雑入としましては1億5,846万1,000円、合わせて1億5,846万6,000円でございます。

次に、町債でございます。総務債5億7,310万円、農林水産業債としまして1,660万円、土木債3億2,330万円、消防債2,680万円、合わせて9億3,980万円でございます。

次に、36ページからにつきましては、歳出でございます。まず、議会費の議会費7,528万7,000円でございます。

次に、総務費の総務管理費、一般管理費3億7,460万1,000円。

次に、40ページにいきまして、文書広報費802万円、会計管理費12万円、財産管理費7,974万円、企画費1億2,452万4,000円、電子計算費1億946万8,000円、町民サービス費146万5,000円、公平委員会費22万4,000円、自治振興費4,673万4,000円、地域安全対策費2,403万9,000円、諸費40万6,000円、合わせまして7億6,934万1,000円でございます。

次に、徴税费、税務総務費としまして7,585万1,000円、賦課徴収費としまして2,881万4,000円、徴税费合わせて1億466万5,000円でございます。

次に、戸籍住民基本台帳費3,858万4,000円、外国人登録費7万4,000円、合わせまして3,865万8,000円でございます。

次に、選挙費としましては、選挙管理委員会費58万7,000円、愛知川沿岸土地改良区総代選挙費77万6,000円、合わせて136万3,000円でございます。

次に、統計調査費、52ページでございます。統計調査総務費975万円、工業統計調査費31万3,000円、毎月人口推計調査費3万2,000円、人口動態調査費2万2,000円、住宅土地統計調査費103万6,000円、経済センサス費9万3,000円、統計調査費合わせまして1,124万6,000円でございます。

次に、監査委員費69万1,000円でございます。

次に、民生費の社会福祉費でございます。社会福祉総務費2億8,647万5,000円、社会福祉施設費5,888万9,000円です。次に、60ページでございます。老人福祉費8,757万5,000円、国民年金費6万1,000円、人権施策推進費598万5,000円、国民健康保険費1億8,678万3,000円、障害福祉費1億9,500万8,000円、福祉センター費1億813万2,000円、介護保険費1億7,739万4,000円、後期高齢者医療費1億6,339万7,000円、社会福祉費合わせまして12億6,969万9,000円でございます。

次に、児童福祉費でございます。児童福祉総務費6,320万3,000円、児童福祉措置費5億5,111万1,000円、母子福祉費16万円、保育園費6,779万7,000円。児童福祉費合わせまして6億8,227万1,000円でございます。

次に、衛生費の保健衛生費でございます。保健衛生総務費5,286万8,000円、予防費2,530万6,000円、環境衛生費3億6,347万1,000円、保健衛生諸費3,426万9,000円、老人保健事業費2,122万3,000円、保健センター管理費201万

4,000円、保健衛生費合わせまして4億9,915万1,000円でございます。

次に、労働費、労働諸費でございます。212万8,000円でございます。

次に、農林水産業費の農業費でございます。農業委員会費570万円、農業総務費4,502万1,000円、農業振興費5,391万4,000円、畜産業費2万1,000円、農地費1億3,920万5,000円、農業費合わせまして2億4,386万1,000円でございます。

次に、林業費としましては、林業振興費として1,549万5,000円でございます。

次に、商工費の商工総務費としまして1,473万5,000円、商工振興費3,291万1,000円、観光費1,051万2,000円でございます。合わせまして、商工費5,815万8,000円でございます。

次に、土木費の土木管理費でございます。土木総務費8,393万2,000円、土地利用規制等対策費8万2,000円、土木管理費合わせて8,401万4,000円でございます。

次に、道路橋梁費としましては、道路橋梁総務費794万8,000円、次に、道路新設改良費3億5,645万5,000円、道路維持費6,794万円、交通安全対策費2,196万7,000円、道路橋梁費合わせまして4億5,431万円でございます。

次に、河川費としましては、河川総務費3,357万9,000円、急傾斜地崩壊対策費1,500万円、河川費合わせまして4,857万9,000円でございます。

次に、90ページでございます。都市計画費としましては、都市計画総務費4,781万4,000円、下水道費6億2,618万6,000円、公園費79万7,000円、地積調査費587万6,000円、都市計画費合わせまして6億8,067万3,000円でございます。

次に、住宅費としましては、住宅管理費1,329万8,000円、小集落地区改良事業費2,623万8,000円、住宅費合わせまして3,953万6,000円でございます。

次に、消防費としましては、非常備消防費2,931万1,000円、消防施設費としまして3億572万4,000円、防災対策費1,927万2,000円、消防費合わせまして3億5,430万7,000円でございます。

次に、96ページからが教育費でございます。教育総務費としましては、教育委員会費118万4,000円、事務局費1億4,055万1,000円、教育振興費2,466万8,000円、教育総務費合わせまして1億6,640万3,000円でございます。

次に、小学校費としまして、学校管理費1億1,248万円、105ページでございます。教育振興費としまして2,525万1,000円でございます。小学校費合わせまして1億3,773万1,000円でございます。

次に、108ページからが中学校費でございます。学校管理費としまして5,753万9,000円でございます。110ページ、教育振興費が2,496万6,000円でございます。学校建設費732万9,000円、中学校費合わせまして8,983万4,000円でございます。

次に、幼稚園費としましては、4億6,834万6,000円でございます。

次に、116ページは社会教育費でございます。社会教育総務費6,187万2,000円、人権教育振興費390万円、人権教育推進事業費748万9,000円、文化財保護費994万8,000円、町史編さん費4,382万2,000円、公民館費3,294万7,000円、図書館費1億2,874万円、次に、126ページでございます。ひんてまりの館費509万9,000円、ハーティーセンター費1,922万7,000円、町民センター費58万円、博物館費2,341万5,000円、社会教育費合わせまして3億3,703万9,000円でございます。

次に、保健体育費でございます。保健体育総務費としまして888万3,000円、体育施設費3,066万1,000円、学校給食費1億1,401万3,000円、保健体育費合わせまして1億5,355万7,000円でございます。

次に、公債費としましては、元金9億7,737万4,000円、利子1億8,516万3,000円、公債費合わせまして11億6,253万7,000円でございます。

次に、諸支出金の基金費としましては、財政調整基金費350万円、減債基金費230万円、地域基盤づくり推進基金費400万5,000円、福祉・保健基金費94万5,000円、その他基金費5万5,000円、町営住宅建設整備基金費5万5,000円、計

402万2,000円、福祉・保健室並立費34万9,000円、シノホルツナール室並立費0万円、町史七巻設置備室並立費0万円、防災基金費20万円、教育振興基金費120万円、町史編さん基金費2万円、基金費合わせまして1,312万円でございます。

最終136ページにつきましては、予備費といたしまして500万円を計上いたしております。

次、137ページにつきましては、給与費の明細書といたしまして、特別職の関係の人員費を計上させていただいております。

また、138ページにつきましては、同じく一般職の職員のかかる人員費を計上させていただいております。職員数につきましては、本年度174人ということで4人の減ということになってございます。

次に、142ページでございます。142ページにつきましては、債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込みおよび当該年度以降の支出予定額等に関する調書を計上させていただいております。最終144ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高ならびに前年度末および当該年度末における現在高の見込みに関する調書を計上させていただいております。

以上、大変簡単でありましたけれども、平成20年度愛荘町一般会計の予算の説明とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)皆さん、おはようございます。それでは、特別会計の方の議案第19号、平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。別冊特別会計の予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。座って失礼をさせていただきます。

議案第19号、平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算ということで、歳入歳出予算につきましてですけれども、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,394万8,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、『第1表歳入歳出予算』によるでございます。

続きまして、事項別明細書で説明をさせていただきたいと思っておりますので、7ページをお開きいただきたいと思っております。この特別会計につきましては、住宅新築資金ならびに改修資金等の償還事務にかかります事業分でございます。まず、歳入といたしましては、県支出金、県補助金といたしまして、住宅新築資金等補助金1万8,000円、財産収入、財産運用収入、利子および配当金として1,000円、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金といたしまして777万2,000円、めくっていただきまして、繰入金、基金繰入金、減債基金繰入金といたしまして264万5,000円、繰越金といたしまして5万円、諸収入、預金利子、預金利子として1,000円、諸収入の貸付金、元利収入といたしまして、住宅新築資金等貸付金元利収入として346万1,000円。

続きまして、歳出の方でございます。10ページをお開きいただきたいと思っております。まず、総務費の総務管理費といたしまして、一般管理費6万1,000円、減債基金費1,000円、合わせまして6万2,000円。公債費といたしまして、元金といたしまして1,286万円、利子といたしまして97万6,000円、合わせまして1,383万6,000円。予備費として5万円。以上が歳出でございます。

めくっていただきまして、12ページでございますが、12ページにつきましては地方債の前々年度末における現在高ならびに前年度末および当該年度末における現在高の見込みに関する調書を付けさせてもらっております。以上でございます。

○議長(珠久清次君)続きまして、土地取得造成事業特別会計予算の説明を求めます。政策調整室長。

○政策調整室長(宇野太佳司君)それでは、議案第20号、平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算の説明をさせていただきます。座って説明をいたします。

平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,657万2,000円と定めるものでございます。

事項別明細書によって説明をいたします。17ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、歳入で、繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金でございます。5,657万2,000円でございます。これにつきましては、公共用地取得によります事業者にかかる償還のものでございます。また、地区内の事業の用地の買収にかかるものをここにあげております。

18ページの歳出をお願いいたします。公共事業用地取得事業費の公共事業用地取得事業費でございます。49万1,000円でございます。これにつきましては、まず47万7,000円につきましては、公共用地の先行取得でございます。山川原地先におきます土地を取得するものでございます。環境整備事業におきます小集落地区改良事業によりましての事業用地の買収を行い、町有地に関しての整理を実施し、適正に管理を努めていきたいと考えています。

次に、改良区事業の賦課金でございますけれども、これは愛西土地改良区の賦課金でございます。公債費でございます。元金といたしまして5,127万8,000円、利子で480万3,000円でございます。これは公共用地の先行取得にかかります事業の償還の元金また利子を、ここで計上しているものでございます。

19ページにおきましては、地方債の前々年度末におきます現在高ならびに前年度末および当該年度末におけます現在高の見込みに関する調書をここに掲げさせていただいております。以上でございます。

○議長(珠久清次君)暫時休憩します。

休憩午前9時39分

再開午前10時00分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

国民健康保険事業特別会計予算から順次説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第21号、平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

議案書の20ページをお開きいただきたいと思います。議案第21号、平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億550万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、『第1表歳入歳出予算』による。一時借入金第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。歳出予算の流用第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。第1号、各項に計上した保険給付費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

続きまして、事項別明細でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、28ページをお開きいただきたいと思います。まず、説明の前に、国民健康保険事業が大きく変わりますので、全体的な部分について説明をまずさせていただきたいと思っておりますが、平成20年度の国民健康保険事業特別会計予算につきましては、後期高齢者医療制度の創設により、75歳以上の被保険者が移行するとともに、現役世代と高齢者世代の費用負担や支援と財政運営の責任の明確化などにより、老人医療拠出金に代わって後期高齢者支援金の負担が生じました。

また、65歳から74歳の前期高齢者については、退職者が大量に加入し、保険者間での医療費の負担に不均衡が生じていることから、退職者医療制度の経過措置を講じた廃止に伴う前期高齢者交付金などの財政調整のほか、保険給付の内容、範囲の見直しによる経費を計上させていただきました。

さらに、保健事業では、医療保険者に40歳から74歳までの方の特定健康診査、特定保健指導が義務づけられたことから、これらにかかる経費を計上させていただきました。

国民健康保険税につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険税の賦課基準に医療分、介護納付金分のほかに後期高齢者支援金分が追加されましたことから、税率については国民健康保険運営協議会で3

年ごとに見直すこととされたことから、税率を据え置くこととしましたか、必能・必益割の平準化か凶れず、必益割額を現行被保険者ごとの均等割2万2,000円を2万6,000円に、世帯単位の平等割2万1,000円を2万3,000円の、合わせて年額6,000円の引き上げを行わせていただきました。

保険給付では、後期高齢者医療広域連合や県下の状況に合わせて葬祭費を3万円から5万円に改定をさせていただきました。

その他、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主で、年額18万円以上の年金受給者については保険税の年金特別徴収を開始するということになりましたので、被保険者のカード化を図らせていただきました。

なお、医療制度改正に伴う事業費ならびに保険料などを推計しましたが、現在、政省令など制度運用について検討がされておる実情がございますので、確定次第内容を整理し、補正予算等の対応が生じることがあるかと考えられます。

それでは、内容につきまして説明をさせていただきたいと思います。まず、歳入でございますが、28ページでございますが、国民健康保険税、国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税3億4,060万2,000円、これの現年課税分の部分でございますが、説明の欄の一番下の欄でございますが、現年後期高齢者支援金分ということで、新たに増えています。次に、退職被保険者等国民健康保険税3,132万2,000円、現年課税分の中の、同じでございますが、一番下でございますが、現年後期高齢者支援金分ということで、500万円新たに計上させてもらっております。国民健康保険税合わせまして3億7,192万4,000円でございます。

分担金及び負担金の負担金でございますが、これは新たな分でございますが、特定健康診査等負担金ということで77万3,000円でございます。

次に、めくっていただきまして29ページでございますが、使用料及び手数料の手数料の総務手数料でございますが、督促手数料ということで1万円、国庫支出金の国庫負担金の療養給付費等負担金3億1,582万8,000円、これの現年度分につきましては100分の34を見ております。続きまして、高額医療費共同事業負担金といたしまして600万円。次に、特定健康診査等負担金、これにつきましては新たにございますが109万7,000円。国庫負担金合わせまして3億2,292万5,000円でございます。

続きまして、30ページでございますが、国庫支出金、国庫補助金の財政調整交付金でございます。これにつきましては8,360万1,000円。続きまして、療養給付費交付金でございますが、これにつきましては9,925万1,000円、これにつきましては退職者医療、退職者が廃止されるに伴いまして前年度と比べて減額になってございます。前期高齢者交付金ということで、これは新たに発生したものでございますが、前期高齢者交付金といたしまして3億2,331万9,000円ということで、65歳から74歳までの分でございます。

次に、めくっていただきまして31ページでございますが、県支出金の県負担金でございますが、高額医療費共同事業負担金600万円、次に、特定健康診査事業等負担金、これも新たに追加をさせてもらった分でございますが、109万7,000円、合わせまして709万7,000円でございます。

次に、県支出金の県補助金、財政調整交付金といたしまして6,629万2,000円、県補助金といたしまして109万8,000円、合わせまして6,820万円でございます。

次に、共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金につきましては1,200万円、保険財政共同安定化事業交付金につきましては1億3,300万円、合わせまして1億4,500万円。

次に、財産収入の財産運用収入といたしまして、利子及び配当金といたしまして、26万3,000円、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金といたしまして1億5,398万円。

次に、めくっていただきまして、繰入金の基金繰入金でございますが、財政調整基金の繰入金といたしまして2,500万円。

次に、繰越金でございますが、療養給付費交付金繰越金として1,000円、その他繰越金として400万円、繰越金合わせまして400万1,000円。

諸収入の預金利子といたしまして1,000円、諸収入の雑入でございますが、一般被保険者第三者納付金、退職被保険者第三者納付金、めくっていただきまして一般被保険者返納金、退職被保険者返納金、雑入、それぞれ1,000円ずつを計上いたしまして、合わせて5,000円。

続きまして、諸収入の延滞金加算金及び過料といたしまして延滞金といたしまして15万円計上をさせてもらっております。

次に、歳出の部分でございますが、総務費の総務管理費の一般管理費でございます。これにつきましては994万6,000円を計上させてもらっております。特に新たな分といたしましては、負担金の補助及び交付金の部分の一番下の方の共同電算処理料の45万3,000円、これは特定健診等にかかわりまして計上をさせてもらっておるものでございます。次に、連合会負担金といたしまして206万2,000円、これは国保連合会への負担金でございます。総務管理費合わせまして1,200万8,000円ということでございます。

次に、めくっていただきまして、37ページの徴税費の賦課徴収費27万9,000円、総務費の運営協議会費といたしまして30万5,000円。

次に、療養諸費の関係でございますが、一般被保険者療養給付費につきましては8億5,060万8,000円、退職被保険者等療養給付費につきましては1億1,854万7,000円、一般被保険者療養費につきましては837万2,000円、退職被保険者等療養費につきましては115万8,000円、審査支払手数料につきましては441万2,000円、療養諸費合わせまして9億8,309万7,000円を計上いたしております。

次に、保険給付費の高額療養費でございますが、一般被保険者高額療養費につきましては8,372万2,000円、次、退職被保険者の高額療養費につきましては1,076万9,000円、合わせまして9,449万1,000円でございます。この退職被保険者につきましては、申し上げましたように、後期高齢の部分がありますので、退職者医療制度が廃止になりますことから減額となっております。

次に、保険給付費の葬祭諸費につきましてはですが、155万円、これにつきましては先ほども説明をさせていただきましたが、葬祭費の給付を3万円から5万円に上げさせてもらっておりますし、31件分を見込んでおります。なお、減額になっておりますのは後期高齢へ移行される方がおられるということから、人数的に減らなっておりますということでございます。

次に、保険給付費の移送費でございますが、一般被保険者移送費5万円、退職被保険者移送費5万円、合わせまして10万円でございます。

次に、出産育児諸費ということで、出産育児一時金1,575万、これにつきましては35万円の45人分を見ております。

次に、後期高齢者支援金、これは新たに追加をさせていただいた分でございますが、後期高齢者支援金といたしまして1億9,498万円でございます。次に、これも新たですけれども、後期高齢者関係の事務費拠出金といたしまして6万5,000円、合わせまして1億9,504万5,000円。

次に、前期高齢者納付金でございますが、これも新たに追加をさせてもらっておりまして、前期高齢者納付金ということで1,000円、前期高齢者関係事務費拠出金として6万5,000円ということで、6万6,000円を計上いたしております。

次に、老人保健拠出金でございますが、老人保健医療費拠出金4,240万円、老人保健事務費拠出金22万円、合わせまして4,262万円でございますが、これにつきましては後期高齢者への移行ということで、大きく減額となっております。なお、これにつきましては、拠出金につきましては、平成20年の3月分および平成18年度療養精算分等が残っておりますので4,240万円の計上をしておるといところでございます。

次に、介護納付金でございますが、介護納付金につきましては8,250万9,000円、めくっていただきまして43ページで

ございますか、共同事業拠出金でございませうか、高額医療費拠出金2,400万円、共同事業事務費拠出金2,000万円、保険財政共同安定化事業拠出金1億3,300万円、保険財政共同安定化事業事務費拠出金1,000万円、合わせまして1億5,700万3,000円でございます。

次に、保健事業費でございますが、保健衛生普及費といたしまして146万円、次に出生予防費といたしまして246万6000円、合わせまして392万6000円でございます。

次に、保健事業費の特定健康審査等事業費、これは新たに追加をさせてもらっております。特定健康診査等にかかる費用でございます。特定健康診査等事業費ということで、1,008万7,000円ということで、特に委託料の852万7,000円等につきましては、集団健診や医療機関への委託の健診などの費用を見ております。

続きまして、45ページ、公債費でございますが、利子といたしまして10万円、諸支出金といたしまして、償還金及び還付加算金といたしまして、一般被保険者120万円、退職被保険者等保険税還付金10万円、償還金1,000円、合わせまして130万1,000円。

諸支出金の基金積立金といたしまして、財政調整基金積立金といたしまして26万3,000円、これは利息分を見ております。予備費といたしましては500万円でございます。以上が歳出でございます。

続きまして、47ページでございますが、47ページについては国民健康保険事業特別会計に伴います人件費等の表を載せております。以上でございます。

それでは、続きまして、議案第22号、平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計予算につきまして説明をさせていただきます。

議案書の48ページをお開きいただきたいと思っております。議案第22号、平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計予算、歳入歳出予算第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,770万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、『第1表歳入歳出予算』による。一時借入金第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

続きまして、事項別明細書でご説明をさせていただきたいと思っております。54ページをお開きいただきたいと思っております。先ほど、国民健康保険事業特別会計の中でもご説明をさせていただきましたが、まず、全体的な部分といたしまして、医療制度改革によりまして、平成20年度から現在の老人保健制度に変わり、後期高齢者医療制度が創設されることになりました。そういったことから、老人保健事業特別会計は本来ですと、後期高齢者医療特別会計の設置に伴いすべてが移行するのが本来であろうかと思っておりますが、2年間の遡及期間および過誤の再診者の請求や医療給付費の精算などの事務処理が平成22年度まで残るということから、平成22年度までこの会計は存続をさせていただくということでございます。以上のことから、平成20年度の予算案については平成20年の3月診療分や月遅れ請求、過誤の再診請求などに関連いたします経費を計上させていただきました。

それでは、54ページから説明をさせていただきたいと思っております。

まず、歳入の部分でございます。支払基金交付金ということで、医療費交付金8,822万3,000円、そして審査支払手数料交付金61万8,000円、合わせまして8,884万1,000円、これにつきましては先ほど説明をさせてもらっております3月診療分と月遅れ分を計上しております。

そして、次に、国庫負担金でございますが、医療費負担金ということで5,881万6,000円。次に、県負担金につきましては1,470万4,000円。

めぐっていただきまして、55ページ、他会計繰入金で一般会計繰入金といたしまして1,533万1,000円。繰越金につきましては1,000円。諸収入の延滞金及び加算金につきましては、延滞金、加算金それぞれ1,000円で合わせまして2,000円。諸収入預金利子といたしまして1,000円、雑入といたしまして、第三者給付金、返納金、小切手未払資金組入、雑入、合わせまして4,000円を計上いたしております。

歳入につきましても、先ほど説明させていただきました3月診療分および月遅れ分を計上しておることから、前年度と

大きく減額となっております。

続きまして、歳出を説明させていただきたいと思いますが、58ページをお開きいただきたいと思います。まず、総務費の総務管理費の一般管理費でございますが8万2,000円、医療諸費といたしまして、医療給付費といたしまして1億6,964万円、医療費支給費といたしまして680万6,000円、審査支払手数料といたしまして61万8,000円、合わせまして1億7,706万4,000円。

めくっていただきまして、59ページでございますが、公債費でございますが、利子といたしまして5万円、諸支出金の償還金及び還付加算金といたしまして、還付金、償還金、小切手支払未済償還金といたしまして1,000円ずつ見込んでおりまして3,000円。

次に、繰入金といたしまして、他会計繰入金といたしまして1,000円、予備費といたしまして50万円を計上いたしております。以上でございます。

続きまして、議案第23号、平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明をさせていただきたいと思います。

議案書の61ページをお開きいただきたいと思います。議案第23号、平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算ということで、歳入歳出予算第1条につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,910万円と定める。歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、『第1表歳入歳出予算』によるとということでございます。

事項別明細書で説明をさせていただきたいと思います。これにつきましても、全体的な部分を、まず、説明をさせていただきたいと思いますが、この特別会計につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、平成20年度から現在の老人保健制度に代わり、後期高齢者医療制度が創設され、後期高齢者医療事業特別会計を設置して、会計処理することになりました。このため、被保険者の便益の増進に寄与するものは市町村で処理する義務とされ、各種申請、届け出、受付、被保険者証の引渡し等の窓口事務のほか、保険料の賦課決定通知や納入通知および徴収事務の経費をこの会計で計上をいたしております。なお、医療給付額等については、医療費請求の事務処理から11箇月分となり、被保険者証はカード化し、毎年8月に更新をすることから、今回は制度開始後から平成21年7月までの1年4箇月分の交付ということで、計上をさせてもらっております。

それでは、事項別明細書で説明させていただきたいと思います。66ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、保険料といたしまして、後期高齢者医療保険料ということで、特別徴収保険料といたしまして1億739万4,000円、普通徴収保険料といたしまして1,193万2,000円、合わせまして1億1,932万6,000円ということでございます。この特別徴収と普通徴収の割合でございますが、広域連合の試算値といたしましては90対10という形で試算がされております。

使用料及び手数料の手数料でございますが、総務手数料ということで1,000円、寄付金といたしましては、一般寄付金といたしまして1,000円。

繰入金といたしまして、一般会計繰入金といたしまして、事務費繰入金163万9,000円、保険基盤安定繰入金といたしまして1,813万円、合わせまして1,976万9,000円。この保険基盤の安定の繰り入れにつきましては、低所得者の軽減分の補てんという形で7割・5割・2割の軽減の部分が入ってくるようになっております。

次に、諸収入といたしまして、延滞金、加算金及び過料といたしまして、延滞金といたしまして1,000円、諸収入といたしまして、預金利子といたしまして1,000円、めくっていただきまして、雑入でございますが1,000円。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございますが、総務費の総務管理費、一般管理費といたしまして89万8,000円、これにつきましては後期高齢者の事務に充てる部分でございます。

次に、総務費の徴収費といたしまして744万4,000円。

次に、70ページでございますが、広域連合納付金といたしまして1億3,745万8,000円でございます。以上でございます。

○議長(珠久清次君)引き続いて、下水道事業特別会計予算の説明を求めます。

○農林建設主監(北川利夫君)皆さん、ご苦労さんでございます。議案第24号、平成20年度愛荘町下水道事業特別会計予算について、ご説明をさせていただきます。座らせていただいて説明をしたいと思います。よろしく申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億3,710万円と定めるものでございます。第2条の地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法につきましては、74ページ、『第2表地方債』のとおりでございます。

事項別明細書の78ページをお開きください。主なものだけご説明させていただきます。

まず、歳入ですが、分担金及び負担金の分担金、受益者分担金現年分ですが、3,391万4,000円と滞納繰越分199万1,000円で、合計3,590万5,000円でございます。これは、地方自治法による負担金です。現年分につきましては、平成20年4月供用開始区域(いわゆる愛知川の一部、長野西の一部、東円堂の一部)と、平成16年度から19年度期別分を計上させていただいております。同じく、分担金及び負担金の負担金、受益者負担金現年分が660万7,000円と、滞納繰越分96万円で、合計756万7,000円でございます。これは都市計画法に基づく負担金でございます。現年分につきましては、平成20年供用開始区域(愛知川の一部)と、平成16年度から19年度までの期別分の計上でございます。

次に、使用料及び手数料ですが、下水道使用料現年分が4,507件分で2億1,581万円と、滞納繰越分87万9,000円で、合計2億1,668万9,000円でございます。同じく使用料及び手数料ですが、指定工事店の登録手数料5社分と督促手数料で5万1,000円です。国庫支出金の国庫補助金、公共下水道事業補助金3億6,000万円の2分の1で、1億8,000万円の要望額を計上させていただきました。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金6億2,618万6,000円でございます。一般会計の90ページの下水道費よりの繰入金でございます。

次に、80ページですが、繰越金は前年度繰越金で750万円です。諸収入の預金利子は1,000円で、また、貸付金元利収入は、下水道排水設備資金融資斡旋制度預託金の元金収入として150万円でございます。

次に、81ページの諸収入の雑入は、平成16年度消費税還付金で400万円と、排水設備新設計画確認申請書等の用紙売上げ代として1,000円計上し、雑入合計は400万1,000円でございます。

町債の土木費は『第2表地方債』にもありますように、公共下水道事業債は2億950万円、流域下水道事業債は6,740万円、資本費平準化債は2億1,320万円、公的資金借換債は2億6,760万円で、合計7億5,770万円となり、前年度対比2億770万円の増でございます。歳入は以上のとおりでございます。

次に、82ページをお願いします。歳出ですが、総務費の一般管理費報酬38万円は、使用料改正のための公共下水道審議会委員報酬で7,000×9人の6回分を計上しています。給料、職員手当、共済費等は職員5人分です。報償費1,006万9,000円は、受益者負担金及び負担金一括納入報奨金です。役務費の下水道賠償責任保険料8万2,000円は、下水道施設の設置管理に瑕疵がありまして、通行人等、他人に傷害を与えた場合の保険料です。役務費の合計は37万8,000円でございます。委託料300万円は下水道台帳作成業務委託料で、新たに布設しました下水道管、また汚水柵等の約4.5kmの下水道台帳管理システムの更新業務を行うものでございます。

次に、83ページをお願いします。総務費の維持管理費、需用費の光熱水費214万円は14基分のマンホールポンプの運転電気代でございます。上記の合計は235万5,000円でございます。役務費は使用料納付書等、郵送のための通信運搬費338万円で、口座振替手数料等が274万2,000円、流域接続点12箇所あるわけですが、その部分の水質検査また特定事業所許可書の水質検査の手数料が136万1,000円で、合計748万3,000円計上をさせていただいております。

ます。

委託料につきましては4,761万7,000円計上しております。内訳はマンホールポンプ保守点検業務委託料が161万7,000円と、約22.5kmの公共下水道管渠調査清掃業務委託料が4,600万円でございます。

次に、負担金補助及び交付金ですが、1億1,500万円で、内訳は流域下水道維持管理負担金、一般排水分と特定排水分、合わせて1億1,240万円でございます。行政区域外流出負担金につきましては、一部彦根市のところであるわけですが、260万円でございます。貸付金につきましては、下水道排水設備資金融資斡旋制度預託金として50万×3軒分で150万円を計上しております。20年度の総務費の合計は2億2,527万6,000円で、前年度対比932万3,000円の減でございます。

次に、84ページをお願いします。下水道事業費、公共下水道事業費であります。職員手当2万4,000円、賃金156万円につきましては臨時職員分の賃金であります。需用費は116万円で設計立て代の消耗品が75万円、公用車の燃料費が2台分で25万円でございます。役務費につきましては134万2,000円計上しています。主なものは手数料で、これは公用車車検手数料や電算システムの保守点検等の需用が130万円でございます。

次に、委託料ですが、測量設計業務委託料で滋賀県建築技術センター委託分が3,200万円、公共下水道全体計画見直し業務委託料が1,900万円、そして公共下水道事業認可変更業務委託料が1,400万円と、委託料合計は6,500万円でございます。

工事請負費につきましては、面整備、土木と保存本復旧工事合わせまして3億4,800万円を計上しております。工事に伴います補償、補填および賠償金は面整備、先ほども言いました6工区分に伴う上水道の移設補償費として2,400万円を計上しております。20年度の公共下水道事業費の合計は4億4,379万9,000円で、前年度対比859万3,000円の減でございます。

次に、85ページの下水道事業債の流域下水道費、負担金補助及び交付金6,776万4,000円につきましては、琵琶湖流域下水道建設事業の市町負担金でございます。ちなみに愛荘町の負担金は6.25%でございます。

次に、公債費ですが、元金の償還金利子及び割引料で、下水道事業債償還元金が7億6,234万2,000円でございます。また、利子の償還金利子及び割引料3億5,511万8,000円で、その内訳は下水道事業債償還利子が3億5,011万8,000円、下水道事業一時借入金利子が50万円で、合計3億5,511万8,000円になります。

88ページにおきましては、給料明細書の内訳書を付けさせていただきました。そして、92ページにおきましては、地方債の前々年度末における現在高ならびに前年度末および当該年度末における現在高の見込みに関する調書を付けさせていただきます。以上、よろしく申し上げます。

○議長(珠久清次君)続いて、介護保険事業特別会計予算の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第25号、平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計予算について、ご説明をさせていただきますと思います。

予算書の98ページをお開きいただきたいと思います。議案第25号、平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計予算、歳入歳出予算第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,200万円と定める。歳入歳出予算の款、項の区分および当該区分ごとの金額は、『第1表歳入歳出予算』による。歳入歳出予算の流用といたしまして、第2条、地方自治法第220条第2項但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。第1号、各項に計上した保険給付費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用ということでございます。

それでは、事項別明細書で説明をさせていただきます。まず、101ページをお開きいただきたいと思

まず、歳入といたしまして、保険料介護保険料といたしまして、第1号被保険者保険料1億5,599万3,000円、使用料

及び手数料の手数料といたしまして、総務手数料として1,000円、国庫支出金国庫負担金といたしまして、介護給付費負担金1億5,704万7,000円、続いて、めくっていただきまして、102ページでございますが、国庫支出金国庫補助金の調整交付金といたしまして4,496万円、地域支援事業交付金(介護予防事業)といたしまして208万4,000円、地域支援事業交付金の包括的支援事業の任意事業でございますが、725万7,000円、合わせまして5,430万1,000円。支払基金の交付金といたしまして、介護給付費交付金といたしまして2億7,875万8,000円、地域支援事業支援交付金といたしまして258万4,000円、合わせまして2億8,134万2,000円。

次に、県支出金の県負担金でございますが、介護給付費負担金1億3,519万9,000円、県の補助金といたしまして地域支援事業交付金の介護予防事業といたしまして104万2,000円、地域支援事業の包括的支援事業の任意事業といたしまして362万9,000円、合わせて467万1,000円。以上、ずっと説明をさせて頂いておりますが、国庫ならびに県費等につきましては、法定給付どおりの給付分を計上をいたしております。

次に、財産収入の財産運用収入といたしましては、利子及び配当金といたしまして15万円9,000円、寄附金といたしまして一般寄付金1,000円、繰入金といたしまして一般会計繰入金で介護納付費の繰入金といたしまして1億1,240万9,000円、これにつきましては、介護給付費の12.5%分ということで定められておりますので、その分を計上いたしております。その他一般会計繰入金といたしまして1,981万1,000円、地域支援事業繰入金で介護予防事業といたしまして104万2,000円、次に、地域支援事業繰入金の包括的支援事業の任意事業といたしまして984万5,000円、合わせまして1億4,310万7,000円。

繰入金といたしまして、基金繰入金といたしまして介護給付費準備基金繰入金といたしまして2,017万2,000円、繰越金といたしまして2,000円。

次に、諸収入の延滞金、加算金及び過料といたしまして延滞金1,000円、預金利子といたしまして1,000円、雑入といたしまして第三者納付金、返納金、雑入それぞれ1,000円ずつ、合わせて3,000円を計上いたしております。

次に、歳出に移らせていただきたいと思っております。107ページでございますが、総務管理費の一般管理費でございますが、これらにつきましては地域密着型のサービスの運営協議会等、それと地域包括支援センター運営協議会の委員さんの報酬等、それとまたそれらの会議の開催等の事務費等でございますが、一般管理費といたしまして236万5,000円、連合会負担金として37万5,000円、合わせまして274万円を計上いたしております。

次に、総務費の徴収費といたしまして賦課徴収費といたしまして233万3,000円、次に、認定審査会費といたしまして認定審査会といたしまして288万4,000円、これにつきましては、介護認定審査会の委員さんの報酬等が主なものでございますが、基本的には1ヵ月に4回開催をさせて頂くような形で計上をさせて頂いております。認定調査等費といたしまして563万2,000円、認定審査会費合わせて851万6,000円でございます。

次に、運営協議会費といたしまして598万4,000円、これの中で2番目の介護保険事業計画策定委員謝礼16万5,000円、これにつきましては介護保険事業を20年度に策定することから新たにお問い合わせ、計上をさせて頂いております。それと併せまして、その1つ飛んで下の委託料の561万4,000円でございますが、介護保険事業計画策定業務委託料ということで561万4,000円計上させて頂いております。これが新規の部分でございます。

続きまして、趣旨普及費といたしまして24万円、次に、介護サービス等諸費でございますが、これらについての全体的な部分でございます。流れといたしましては、居宅介護から施設サービスへの移行が目立っておりまして、居宅介護が減り、施設サービスの方が増える傾向でございます。なお、20年度から町内にあります特養が開所されることから、その部分も見込んで予算を計上させて頂いておりますということでご理解をいただきたいと思っております。

まず、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費でございますが3億3,063万円、特例居宅介護サービス給付費といたしまして17万6,000円、地域密着型介護サービス給付費といたしまして2,792万9,000円、特例地域密着型介護サービス給付費といたしまして17万6,000円。

次のページでございますが、施設介護サービス給付費といたしまして4億1,987万3,000円、特例施設介護サービス給

付費といたしまして21万8,000円、居宅介護福祉用具購入費といたしまして162万円、居宅介護住宅改修費といたしまして648万円、居宅介護サービス計画給付といたしまして3,585万2,000円、特例居宅介護サービス計画給付といたしまして2万6,000円、合わせまして8億2,298万円でございます。

続きまして、介護予防サービス等の諸費でございます。介護予防サービス給付費でございますが2,001万3,000円、特例介護予防サービス給付費といたしまして4万5,000円、地域密着型介護予防サービスとして4万5,000円、特例地域密着型介護予防サービスといたしまして4万5,000円、介護予防福祉用具購入費といたしまして64万8,000円、介護予防住宅改修といたしまして162万円、介護予防サービス計画給付といたしまして311万4,000円、特例介護予防サービス計画給付費といたしまして1万3,000円、合わせまして2,554万3,000円でございます。

続きまして、高額介護サービス等給付費につきましてですけれども、高額介護サービス費といたしまして1,325万7,000円、高額介護予防サービス費といたしまして6万4,000円、合わせまして1,332万1,000円でございます。

続きまして、その他諸費といたしまして、審査支払い手数料といたしまして136万8,000円、次に、特定入所者介護サービス等費といたしまして、特定入所者介護サービスといたしまして3,582万4,000円、この特定入所者につきましては居住費、食費の低所得者のサービス給付を行う部分でございます。特定入所者介護サービス費として4万4,000円、特定入所者介護予防サービス費といたしまして12万8,000円、特例特定入所者介護予防サービスといたしまして1万1,000円、合わせまして3,600万7,000円でございます。

次に、地域支援事業の介護予防事業費でございますが、介護予防特定高齢者施策事業費でございますが754万9,000円、この中で特に役務費の健康健診データ処理手数料と、その下の委託料の生活機能評価委託料、これらにつきましては新規にお願いをするものでございます。これらにつきましては、生活機能のチェックリストの入力等をしていくわけでございますが、まず介護保険の認定にあたりまして、今までは老人保健事業の中で一般事業の中で事業を行っておりましたが、制度が変更になったことから、介護保険事業としての生活機能評価をしていかなければならないということから、新たに計上をさせてもらっておる部分でございます。

そして、介護予防の一般高齢者施策事業費といたしまして78万4,000円、これの扶助費の生活管理指導事業扶助費といたしまして5万4,000円を見ておりますが、これにつきましても、従来は一般施策の中で取り組みを行っておりましたが、介護予防事業の補助対象になるということから、介護保険事業費の中で計上をいたしております。1名分を計上いたしております。

次に、地域支援事業費の包括的支援事業の任意事業でございますが、地域包括支援センター運営費ということで、これらにつきましては地域包括支援センターの職員の2名分の人件費等を見ております。次に、任意事業費といたしましては133万9,000円、これは地域包括支援センターの中で展開しております事業等についてを見ております。それと、雇い上げの賃金等につきましてですけれども、特に報奨費の中の賃金の部分で介護士等の雇い上げ賃金でございますが、これらにつきましては家族介護支援ということで見ておりますし、介護相談員の活動謝礼ということで、これらにつきましては新たに募集をさせていただいて、一般の方を募集させていただいてボランティア的に協力をいただける方という形で今後活動していきたいということから見ております。

次、委託料、その中の一番下の成年後見人の委託料ですが、これらにつきましても、従来は一般施策の中で出ておりましたが、介護保険事業の特別会計の方で計上させてもらおうということに変更をさせていただきました。それで、包括的支援事業、任意事業、合わせまして合計でございますが、2,413万2,000円でございます。

次に、諸支出金の償還金及び還付加算金でございますが、第1号被保険者保険料還付金といたしまして3万円、第1号被保険者還付加算金といたしまして1,000円、諸支出金といたしまして1,000円、合わせまして3万2,000円計上いたしております。

次に、基金積立金でございますが、介護給付費準備基金積立金といたしまして17万円、繰出金といたしまして他会

計繰出金といたしまして1,000円、予備費といたしまして30万円を計上いたしております。

次に、120ページでございますが、給与費明細書でございますが、これにつきましては、介護保険のそれぞれの運営委員さんの報酬等を計上いたしております。先ほどは国民健康保険事業の中で47ページですけれども、給与費明細で人件費というふうに表現をさせていただきましたが、国民健康保険運営協議会委員さんの報酬等を計上させていただくということですので、お願いをいたしたいと思います。

続きまして、121ページにつきましては介護保険事業会計で見えております職員の給料等についての明細でございます。以上でございます。

○議長(珠久清次君)お諮りします。ただいま提案説明のあった日程第14、議案第18号から日程第21、議案第25号までの質疑・討論・採決については、議案書を熟読のため、また委員会協議会において詳細にわたり説明いただくことから、3月17日の本会議で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、日程第14、議案第18号から日程第21、議案第25号までの質疑・討論・採決については、議案熟読のため、また委員会協議会において詳細にわたり説明をいただくことから、3月17日の本会議で行うことに決定しました。

暫時休憩いたします。午後の開会は2時から開会します。よろしくお願いたします。

休憩午前10時59分

再開午後1時57分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続きまして午後の会議を始めます。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第1、議案第5号愛荘町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題にします。本案について提案理由の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(福田俊男君)議案第5号、愛荘町後期高齢者医療に関する条例の制定についてをご説明させていただきます。

この条例につきましては、今回新たに制定させていただくものでございます。別冊の説明資料の25ページをご覧くださいと思います。

国民皆保険を持続可能なものにするとともに、安心できる安全な質の高い医療の提供をめざして、健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、段階的に制度改正が進められています。

特に、平成20年度から、新たな高齢者医療制度の創設であり、現役世代と高齢者世代の費用負担や支援と財政運営の責任の明確化などわかりやすくした制度として、再構築するため、現行の老人保健法を改題し、新たに高齢者の医療に確保に関する法律が制定され、高齢者の心身の特性や生活実態等を踏まえ、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が開始され、滋賀県後期高齢者医療広域連合で運営されます。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令により、被保険者の便益の増進に寄与するものは市町で処理する事務とされ、各種申請・届け出の受付や被保険者証引渡し等の窓口事務のほか、保険料賦課決定通知や納入通知および徴収事務等を行うこととなり、愛荘町後期高齢者医療に関する条例を制定するものでございます。

議案書の26ページでございますが、愛荘町後期高齢者医療に関する条例、この条例につきましては10条で構成いたしております。第1条といたしまして条例の趣旨。第2条といたしまして、町が行う後期高齢者医療の事務で、政省令に定めるもののほか町が行う事務を定めるもの。

第3条といたしまして、保険料を徴収すべき被保険者で、町が保険料の徴収の対象となる被保険者と定めるもの。
第4条といたしまして、普通徴収にかかる保険料の納期等で、普通徴収は7月を第1期とする。翌年3月までの9期とし、各期の納期を当該月の月末とするもの。ただし、これによりがたい時は町長が別に定めることができることとするもの。なお、納期ごとの分割金額に100円未満の端数や分割金額の全額が100円未満である場合には、すべて当該年度の最初の納期に合算することとするもの。

第5条といたしまして、保険料の督促手数料で納期限までの納付しない時は20日以内に督促状を発することとし、その手数料を1通につき100円とするもの。

第6条といたしまして、延滞金で納期限後に保険料を納付する場合には、その期間に応じて延滞金を加算することとするもの。なお、延滞金の利率を14.6%、100円未満の端数や延滞金が1000円未満の場合には切り捨てる規定を置くもの。また、納期限までに保険料を納付しないことに理由がある場合には延滞金を減免することができる規定を置くもの。

第7条で委任規定、第8条から第10条で罰則を定めております。

付則としまして、この条例の施行期日を平成20年4月1日とし、事務の実施に必要な準備行為をこの日から施行するものとさせていただきます。また、平成20年度における被扶養者であった被保険者にかかる保険料の徴収の特例として、第1期から第3期までの保険料を徴収しないこととする規定を置くほか、延滞金の割合等の特例を定めるものとさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番辰己保君。

○1番(辰己保君)1番辰己。愛荘町後期高齢者医療に関する条例の制定について、質疑をします。まず、順を追って聞いていくわけですが、法の20条で特定健康診査、保険者特定健康診査等実施計画に基づき云々、40歳以上の義務づけをされています。今日までの健康診査と、わざわざ義務づけるということにおいて、どのような変化が起こってくるのかということがまず1つ。

そして、他の保険者の加入者への特定健康診査等、26条、保険者はその加入者の特定健康診査等の実施に支障がない場合には、他の保険者の加入者にかかる特定健康診査または特定保健指導を行うことができる、この場合においては云々、というふうに費用を請求することができるということになっているわけで、当然こうしたことがスムーズに行えるのか。あえて何をいうのかと言えば、扶養家族として今日までおられる他の保険者に、愛荘町の保険者でなく他の保険者に加入している人たちの対応がここに書いてあるわけで、この点でも、問題点・留意点が出てこないのかどうか。

そして、32条では、前期高齢者交付金という項が、前期高齢者について記述があります。この前期高齢者という者はどのような人を指していくのかということ。当然、支援金というものも関わってくるのか。広域連合に支出していく問題もここに関わっていきます。その点で支援金との兼ね合いで、その支援金というものはどういふふうにして計算をしていくのか。じゃあ、65歳以上75歳未満までのお年寄りの方を前期高齢者とカウントするのかどうか。また、その人たちの医療費の徴収の仕方、それについても答弁をいただきます。

そして、その後期高齢者医療被保険者に関して、もし納められなかった場合は、当然書いてあるのは、条例でも抑えてあります。医療が受けられないという、言葉を変えればそういうことになるわけです。ということは、責任の明確化という、今条例提案の中で言われました、わかりやすくするという、後期高齢者の被保険者になったために、結果としては医療から排除されるということが起こってくるわけです。では、その資格証明書を発行する、しなければならぬ基準とよいたい何なのかということをお答えいただけます。

大変なことになるわけですよ。今まで、愛荘町の住民さんであった人が、しかも75歳以上、もう少し法律に基づけば、65歳以上の人まで該当してくるわけで、その中で保険料が払えなかった場合には医療が受けられないという事態が生かれます。それ、もしも生かれます。これは、ぜひ、その資格証明書を交付する基準、いろいろの

態が生まれしとま。なかつたこが生まれのイリ。じ。こつし、その資格証明書を又りする空手といつものを明らかりにしてください。そして、その未納付となる、要するに納付できない者に対して、基準の中で答えてもらえればいわけですが、あえてもう一言言えば、著しく生活が脅かされているという問題等もあるわけで、本当にその基準といものは大事になってきます。その点では、もう内部協議は当然されているわけですから、支援金とあわせて、それとの整合性も生まれてきます。支援金とも、答弁の中にもそういった内容が入らなければ、その資格証明書の交付といものに対しての対応は出てこないということを考えます。以上、とりあえず答弁をいただきます。

○議長(珠久清次君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答え申し上げます。5点ほど大きくいただきましたので、順次ご説明をしたいと思います。

まず1点目に、生活習慣病を含めた健診の形態の経緯ということでございますが、現在までにつきましては、老人保健法あるいはまた健康増進法に基づきまして、それぞれ成人の方等の健康診査を実施させていただいて、いわゆる健康づくりに寄与しているということでございますが、20年4月からにつきましては、一定糖尿病を中心とした、いわゆるメタボリックシンドロームと言われる内臓脂肪型の肥満症候群の減少をめざしてこれらの健診を取り組むということで、特定健診に移行がされてきました。

したがって、そういう形で、今回は高齢者の医療の確保に関する法律の中でこういう健診を実施していくということで、その実施にあたっては、それぞれの医療保険者ごとに義務づけがされて、対象年齢は40歳から74歳までというふうに位置づけをされております。

したがって、後期高齢者医療の対象者の方につきましては、後期高齢者が行う保健事業として独自に広域連合が実施するものでございまして、今回、滋賀県におきましては、各市町に委託事業として実施する形を考えております。

次、2点目の他の保険者の受診の機会というふうなことだと思っておりますが、これにつきましては、従来の前段申し上げました健診につきましては、広く町民の皆さん方すべてを対象にいたしておりましたが、今ほどこの制度で健診の形を申し上げましたように、それぞれの医療保険者ごとに実施をさせていただきます。

したがって、国民健康保険の被保険者につきましては町で実施させていただきますが、従来、他の被保険にお入りの方につきましても町の健診を受けられたというふうな受診の機会等がございますので、今回実施するにあたりましては、年度が変わりますと、滋賀県医師会と国民健康保険の各保険者等で委託契約を結ばせていただいて、この実施契約書をつくっていきます。その中に、それぞれの各健康保険者が共同で契約書に名を連ねて、形は集合契約と言ってありますが、その中にお入りいただければ、受診機会の提供ができるものと思っております。

次、3点目にご質問いただきました前期高齢者の支援金という形のものというふうなことでございますが、今回、この制度改正によりまして、いわゆる現役世代と高齢世代との負担を明確にしていこうということで、75歳以上の方につきましては後期高齢者というふうな表現の中で後期高齢者医療の実施をさせていただきますし、65歳から74歳の方につきましては、前期高齢者という形での制度間の負担の調整をさせていただきます。

したがって、この計算式につきましては、全国の対象者の数をそれぞれ当該市町の保険者の数で割り戻してまいります。したがって、保険者ごとに申し上げていきますと、現行で言いますと、国民健康保険がだいたい128%ぐらいの負担割合になっております。政管健保等の保険につきましてはだいたい7%、それから共済組合等につきましては5%というふうな負担状況になっておまして、これを全国一律に12%平均に平均化をしよう。そういうことで、12%ラインに28%の国保から引き下げ、なお健康保険の政管健保あるいはまた共済組合等は5%・7%から12%まで引き上げていこうというふうな形で全国でのルールをされて、それぞれ75歳以上の高齢者の財源としての負担をしていくための支援金の計算がされてきて、それを負担していくという形になってまいります。

これらの徴収方法ということで、4点目をいただいておりますが、これにつきましては、国民健康保険につきましては国民健康保険の方にその財源が支払基金から配分されてまいりますので、今申し上げました率に応じて、必要があ

れば拠出をすることとなりますし、愛荘町の場合は交付金が28%から高いところがございますので、今回は拠出をすることはないと思っております。

次、最後5点目の滞納された場合の資格証明の発行基準というようなことだったと思いますが、一定、後期高齢者医療制度につきましても、現行の国民健康保険同様に、1年以上の保険料を滞納されますと資格証明書の交付対象者という形になってまいります。現在これにつきましては、20年4月からこの制度が施行されますので、実質起こり得る話としましては来年4月以降になりますが、一定、この切り替えにつきましては8月が切り替えでございますので、21年8月から対象の案件が発生するものと、こう思っております。

現在、広域連合の26保険者で協議をいたしております、この取り扱いの基準につきましては、一定協議をさせていただいている段階でございます、あと1年余りの間で、最終的にこの基準を煮つめるものとしておりますが、概ねの考え方として申し上げますと、まず短期被保険者証を発行させていただいて、その状況で納付いただけない等の理由も勘案をしながら交付の決定をしていきたいと思っておりますし、また法律に定められておりますように、特別の事情がない、あるいはまた短期証を発行しながら資格証明書の発行に際しての弁明書の付与規定等が設けられておりますので、その弁明がない等の状況も判断をさせていただきたいと思っております。

特別の事情というのは、いわゆる災害、盗難、あるいは病気、負傷、あるいは事業に休業止、あるいは事業の著しい損失等が考えられますが、そういうようなところ辺りが大きい基準として今のところ議論をいたしているところでございます。そのほかには法定の受用で適用除外等が法律で定められておまして、原子爆弾の被爆者法あるいはまた厚生労働省令で定める規定の医療給付の受給者等々が、現在、法定で政省令化されていくものと思っております。一定、そういうところの中身で現在議論をいたしておりますので、基本的な考え方としてお示しをしたいと思っております。以上でございます。

○議長(珠久清次君)1番辰己保君。

○1番(辰己保君)今、特に資格証明書交付、その前に短期保険証を発行するという、いずれにしてもお年寄りに冷たい医療の推進になっていくということは間違いのないだろうと思えます。

大事なものは、国でも審議をされているのですが、その資格証明の交付について、それで75歳以上で年金が月1万5,000円ぐらいしかない、または寝たきりの方、そのような方々に対して、俗にいう非常に厳しい。確かに減免制度があるとは言え、払いたくても払えない状況が生まれ得るという想定がされています。そうした中で、この法に基づいて云々ではなくて、支援金、要するに広域連合に総額納付する額が、町の責任において行えば、その裁量においては何ら云々という。国の法律としてそこま及ばないというたぐいの答弁があるわけです。ですから、あえてこれはそうした意味で、今、新しい条例をつくる上で、かに保険証を取り上げないかという議論がもう国会でされているわけですから、本町においても、実質は来年の動きになっていくとは言え、そういう機械的に法律、省令と言いますか、そういうものを短絡的に運用しないということを、あえて申し述べておきます。

もう少し明らかになっていないのが、前期高齢者医療、要するにその方々たちほどのような人が該当するのかということ。愛荘町においてどの程度の人が入るのかということ。そういう読み方を、私はこの法で解釈しているのですが、前期高齢者に該当する人をとりあえず、どういう場合を指すのかを答弁をいただいております。

○議長(珠久清次君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答え申し上げます。

まず、前期高齢者制度に移行されて来る前に、この考え方を申し上げておきますと、現在、退職者医療制度という制度がございます。これにつきましては、一定国民健康保険を例に例えますと、60歳で定年等をされまして、他の健康保険から国民健康保険に加入をされます。

そうなりますと、国民健康保険財政を一気に圧迫してまいりますので、一定60歳から75歳未満の方でございますが、この方々退職者医療制度に移行する前に、現行被保険者の扱いは維持をいたしております。この財源につきましては、

か、この方を退職者医療制度とし、現任被保険者の扱いをさせていくにしたいと考えています。この財源につきましては、退職者医療の公金という形で支払基金からその費用の部分(応能分)を負担されてまいっているのが現在の状況でございますが、先ほど言いましたように、高齢者の負担の調整もさせていただくということで、一定75歳以上の方については後期高齢者医療制度で区分をさせていただきますし、今申し上げました60歳から74歳の方の中で、65歳から74歳の方に対しては前期高齢者という対象の中で負担をいただくという考え方になっております。

この負担については、先ほど縷々計算式を申し上げました中で、それぞれの医療保険者徴収をして、負担を拠出していくというふうなことになってまいります。

結論的に言いますと、この退職者医療制度につきましては、この医療制度が改革されたことによって、平成26年まで現行の方があと65歳になられるまでの間でございますが、26年までは制度を残続的に経過措置として残しながら、20年4月からにつきましては、もう既に65歳から74歳の方につきましても、国民健康保険で言いますと退職者医療の被保険者から一般の被保険者に移行いただくということで、60歳から55歳だけが退職者医療として今回も残るという形になってまいります。そういうふうに退職者医療制度から前期高齢者への制度へ移行をしながら、制度間の負担調整をしていくことをご理解いただきたいと思います。

○議長(珠久清次君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。退職者被保険者になっているものは、先ほどの当初予算の中でも、そういう説明になっているわけですが。では、支援金として、老人保健拠出金として、今、出していたもの、先ほど今そういう説明の中で、それが退職者被保険者分を今度変えていくと、そちらに、支払いは、今度は広域連合ではなくて支払基金の方へその分を払っていくということの解釈でいいのかどうか。

というのは、支援金というものが、結果として、先ほども広域連合への、支援金そのものが、結果としては国保に全国の老人人口云々で、今12%というラインが、12%の率が示されたということで、本町ではその影響は今出ないということが言われています。しかし、その支援金というものが、今老人保健拠出金に出していたものが、今度は広域連合に出していくということに、支払っていくということに変わっていくわけですから、結局、お年寄りが増えれば、この額が支援金が増えていくという解釈でいいのかどうか。という単純なところの質問、質疑をしています。

要するに、退職者被保険者分を支払基金もしくは広域連合に支援金として納めるということになるわけですから、結局は、高齢者が多くなればその支援金は自動的に膨れ上がっていくという解釈でいいのかどうかを確認しておきます。

その支援金に対して増えることによって、町独自で、その広域連合を支えるために支援金そのものも、単に退職者被保険者分だけではなくて、プラスαで支援金が必要となっていくのかどうか。これは今後のことであるわけで、あえてそういう問題まで確認をしているわけです。

○議長(珠久清次君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答え申し上げます。

非常に端的な申し上げ方をさせていただきますと、現在の老人保健の拠出金につきましては75歳以上の、いわゆる後期高齢者に該当する拠出をいたしているものでございます。したがって、この老人保健拠出金につきましては、一定75歳以上の方の今度の後期高齢者医療制度に移行してまいりますので、老人保健拠出金はなくなってまいります。ただし、20年度予算につきましては、3月分だけの支払いが残りますのと、前々年度の精算をしていきます関係から、その負担は残りますが、一定老人保健拠出金につきましてはなくなっていきます。

前期高齢者というのにつきましては、先ほど申し上げましたように、一定65歳以上の方の高齢者の中でも74歳までの10年間の方についての負担調整をしていくということになっておりますので、制度的には75歳以上で、一旦別途の医療保健制度の後期高齢者医療制度ができますし、65歳から74歳の方につきましては、現行の国民健康保険でございますと、国民健康保険の被保険者として、保険者でおられますので、その方にも負担をいただくというふうな

負担割合を調整しているものでございます。したがって、先ほど言いましたように、退職者医療制度の拠出と前期高齢者の拠出もしくは交付等の関係が生じてこよかと思っております。

制度的には、今申し上げましたように75歳で、一旦、上の方は後期高齢者医療、65歳から74歳の方につきましては前期高齢者というふうな対応になりまして、その中で退職者医療制度がなくなっていくと、こういうふうな解釈をいただきたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(珠久清次君)ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)これで質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はありませんか。1番辰己保君。

○1番(辰己保君)1番辰己。反対討論を行います。

今、この愛荘町後期高齢者医療に関する条例の制定についてですけれども、まず、はじめに、この条例の制定に基づいて説明がなされた「現役世代と高齢者世代の費用負担や支援と財政運営の責任の明確化など、わかりやすくした制度として再構築するため、こうした新しい医療制度を確立する」ということを言われました。

しかし、確かに今日までそうした昭和59年から老人医療費の有料化が始まって、結果としてこうしてお年寄りへの医療制度をどんどんと後退させていく。しかも、そのお年寄りの皆さん、高齢者の皆さん、その生活のよりどころは年金です。その年金そのものを奪い取っていく。要するに、その年金における生存権の剥奪。憲法に問われている最低限度の生活を営む権利すら、そうした医療制度において脅かされてきているという現実、このことはこの最初こうたわれた文句とは全く逆の、明確化どころか、よりお年寄りに複雑にさせる、非常に混迷させていく、こうした制度になってきているのだということ。

特に、この条例制定は、高齢者の皆さんが、医療だけによりどころにしていたものが、もっとわかりやすく言えば、200円の自己負担で非常に安心して医療が受けられる。だから、この医療費の有料化が始まった。しかし、年を追うごとに実際は高齢者の皆さんの命まで脅かしていくような事態をつくりだしているという。そのこと自体を、まず私は厳しく問うとともに、その制度が結果としては医療一本でうたわれたものが、介護保険制度というもので、また複雑化され、分断され、挙句の果てには、医療と介護と、またその医療の中により高齢者と言われるだけで、また分断をされていく。明確化どころか、本当に負担と生存、生命そのものを脅かす。そのことが明確化にされたのだということ、私は指摘することができます。

しかも、その端的なところは、今日までこの愛荘町のみならず日本そのものの社会を、発展のために貢献されてきた高齢者が、結果として何の不具合もない生活の中で、ただ医療費が払えなくなっただけで、今度は保険証まで奪われてしまう。こんな事態をつくり出すのです。

こんなとんでもない条例そのものは、またこの法律そのものが廃止されなければ、我々もいずれは高齢者になり、その医療制度の被害者となっていくわけです。ですから、何がなんでもこの制度は廃止以外にはないのです。今日までの老人保健法そのものも問題があったけれども、よりそれを国民だけに責任を負わせようとする制度以外のなにものでもないわけですから、私は声を大きくして、この制度そのものの廃止を訴えて、反対討論いたします。

○議長(珠久清次君)ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)賛成多数です。よって、議案第5号、愛荘町後期高齢者医療に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第2、議案第6号愛荘町特別会計条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(福田俊男君)議案第6号、愛荘町特別会計条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

30ページでございますが、愛荘町特別会計条例の一部を次のように改正する。第1条に次の1号を加えるということで、今ほどの議案第5号に基づきまして、後期高齢者医療に関する収入および支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならないと定めておりますことから、第7号後期高齢者医療事業特別会計を加えるものでございます。

付則としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)賛成多数です。よって、議案第6号、愛荘町特別会計条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第3、議案第7号愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(福田俊男君)議案第7号、愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

この条例の改正理由につきましては、別冊の資料の30ページ以降をご覧くださいと思います。国民皆保険を堅持し、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、健康保険法等の一部を改正する法律により、段階的に制度改正が進められています。これに伴い、国民健康保険法の一部改正ならびに現行の老人保健法を改題し、高齢者の医療の確保に関する法律が平成20年4月1日から施行されることに伴い、条文の整理のほか葬祭費の見直しなど所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案書の31ページ以降でございますが、愛荘町国民健康保険条例の一部を次のように改正するというので、第5

条第1項第1号中「の翌月」を削り、同項第4号を国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の条文の整理を行うものでございます。

また、第6条第2項中、「または例による場合を含む。」の次に「第9条第2項において同じ。」を加えるものでございます。

第7条関係で葬祭費の支給の金額を3万円から5万円に改め、次の1項を加えるということで、社会保険等による給付を受けることができる場合は行わないことと規定するものでございます。

第8条関係では、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、医療保険者に対し40歳以上75歳未満の被保険者等を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査、特定保健指導の実施が義務づけられたことから、条文の整理を行うものでございます。

付則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。経過措置としまして、第5条ならびに第7条の規定は、この条例の施行の前にかかる給付につきましては、なお従前の例によるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。来年度から始まります特定健診を行う旨の内容が、この条例の改正に入っております。町の方からいただきましたパンフレットなどを見ておりますと、特定健診の中で基本的な健診、今まで生活習慣病健診として私たちが行っていたような、皆全部、最初に行っていた健診の中に、今までは貧血を調べる検査とか心電図・眼底検査なども入っていたわけですが、それは省かれて、その基本健診を受けた上に、医師が必要とした人のみが詳細な健診を行うということの旨のことが書かれておりますけれども、このようになった根拠というものについて答弁をお願いしたいと思います。

そして、その後の議案第10号にも健診費用ということで出ておりますけれども、先ほども縷々、前の議案でも質問も出ておりましたけれども、40歳から74歳までの健診を特定健診として行うということで、私たちはこのあとのでしたら、健診の費用、基本健診が1,000円になっておりますので、私たちの年代は1,100円から1,000円になるわけで100円安くなるのですが、今まで無料で健診が行われていた70歳から74歳までの方も1,000円の費用負担をしなければならなくなります。このことで健診率の低下が予想されないのかどうかについて、答弁をお願いしたいと思います。

今まで無料だったものが急に1,000円払うようになるわけですから、やはり介護保険料なども今回の議案でも激変緩和措置ということで、それを継続するということをされていますので、そのような考え方は持てないのかどうかについても答弁をお願いします。

○議長(珠久清次君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)大きく2点のご質問をいただきましたので、順次お答えしたいと思います。

まず、1点目の健診に至った経緯というところでございますが、先ほど辰己議員のご質問にもお答えをさせていただきましたように、一定生活習慣病と言われる中でも、特に糖尿病を起因とする病気から、いわゆる重複障害等が発生しながら、医療が増膨するという現状の中で、一定に増脂肪型肥満症候群と言われております糖尿病を中心とした病気の検査をすることに着目をされて、今回この健診が導入されたということになっておまして、その健診項目は、今申されましたように、基本的な健診項目という必須項目がまずはあげられております。

滋賀県の場合につきましては、保険者間で協議をさせていただきまして、この基本健診を実施することになっておりますが、この基本健診には、今ほど申されました眼底検査・心電図等につきましては、次の二次的に、医師の指示等によって行われます詳細な健診の方に回ってきますかわりに、新たに腹囲、いわゆるお腹まわりの腹囲でございますが、その測定が加わりました。一定、これにつきましては男性の場合には95センチ以上、女性の場合には90センチ以上

まりの、での測定が加わりました。一定、この値をまじり方はその物は90cm以上、又はその物をこまじり方は90cm以上というふうな基準の値が示されておりまして、そういう腹囲を測りながら、一定脂肪型の健診を進めながら、なおかつ血液検査のヘモグロビン・A1c等の血液検査等が加わっているところでございます。

その次、2点目にいただきました健診率等の関係でございますが、この健診につきましては一定国の方で健診率の目標が定められておりまして、平成24年に国民健康保険の場合ですと検診率を65%、政管健保等の健康保険につきましては70%というようなことが、まず目指されておりまして、それと、その健診から指導が必要とされる方についての特定保健指導の実施率、これも国の方で、その保健指導率が示されておりまして、一定、保険共通で45%が目指されておりまして、

さらに、内臓脂肪症候群の該当者、あるいは予備軍の減少率というものも示されておりまして、これも平成24年に10%という目標が定められております。こういうふうな健診率に達しないと、いわゆる支援金と言われる交付金等が受けられないというようなことで10%の加算減算の通知が今後講じられるというふうなことになることになっております。

したがって、愛荘町につきましては、現在の健診で見えていきますと、健診率自体はまだいたい35%ぐらいでございますが、今ほど申し上げましたように、20年から5年かけて65%に健診率を目指していきます関係から、平成20年度には40%、順次45%あるいは50%、55%そして65%というような形で健診目標を掲げた計画をつくっております。こういうふうな健診率が落ちないかなというふうなことと併せて、今日まで70歳以上の高齢者の方については無料で実施していたとの関係でございますが、この健診制度が74歳までに義務づけられていますこと、併せて65歳以上の方につきましては介護保険の1号被保険者でございますが、この方につきましては現在も生活機能評価というふうなものが実施されております。今回、この特定健康診査が導入されてまいります。まず65歳以上の介護保険の1号被保険者につきましては、生活機能のチェックリストというもので一定の事前チェックをさせていただいて、結果として健診を受けていただく方、介護保険での事業を適用いただく方に分かれてまいりますので、その分につきましては、健診内容につきましても健診項目が変わってまいりますし、介護保険分野で受けられるものについては介護保険での事業でされるものでございますので、その辺を区分けさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。そうすると、今の65歳から74歳までの方ですか、今私が問題にしたのは70歳から74歳までですけれども、結局、まず介護保険で先に振り分けられて、「あなたは健康」、「特定健診を受けてください」とか、「あなたはいいです」というふうになるのでしょうか。本当にそれは、全然、まだ町民にも知らされていないことではないかと思っておりますので、答弁をお願いしたいと思います。

そして、今の詳細は健診の方ですけれども、基本的な健診の方で、今まででも健診で悪いところがあると保健センターの方で指導を受けたりしてましたけれども、そういう形で「要医療」であるということと言われたら詳細な健診に移るのかどうか、答弁をお願いします。

○議長(珠久清次君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)2点ご質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目の生活機能評価との関係で、65歳以上の方への健診の状況でございますが、現在の基本健診におきましても、基本健診と同時に生活機能の健診が実施をされております。この部分につきましては、20年からの特定健康診査に移行いたしましても実施してまいります。その中で生活機能評価という健診の項目に移られる方と、特定健康診査の実施をいただく方とに分かれてまいりますので、その辺でまずチェックリストをさせていただくということでありまして、

そのほかにつきましては、長期入院、あるいはまた要介護状態等については一定健診から除かれることになろうと思っております。

医師の指導のもとに次の詳細な健診というふうな部分でございますが、これにつきましては、基本健診の健診の中で医師から健診、心電図あるいは眼底検査等が必要な処置が処方されますと、その二次の詳細な健診を受けていただくということになりますので、あくまでも医師の判断に基づいて実施をするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これで質疑を終わります。これより、討論に入ります。討論ありませんか。13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。議案第7号、愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例に対し反対を表明します。

葬祭費用の支給金額を3万円から5万円に引き上げられることに際しては、何ら反対するものではありません。しかし、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、医療保険者に対し、40歳以上75歳未満の被保険者等を対象に内蔵型肥満に着目した特定健康診査、特定保健指導の実施が義務づけられたことによる内容は、今まで基本健診で行われてきた貧血を調べる検査・心電図検査・眼底検査を基本健診から削減し、医師が必要とした人のみが行うことになっています。また、70歳から74歳の方は、今まで自己負担なしで基本健診ができたのに、今後40歳から69歳の人と同じように自己負担をしなくてはなりませんし、検診項目の削減と負担増を強いる国の姿勢を批判するとともに、町民の健康を守るきめ細かさが後退し、町民に不利益をもたらす内容であることを訴え、反対討論いたします。

○議長(珠久清次君)ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)賛成多数です。よって、議案第7号、愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第4、議案第8号愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、議案理由の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(福田俊男君)議案第8号、愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

この条例につきましては、別冊の説明資料の35ページ以降をご覧くださいと思います。改正の理由といたしましては、町総合計画に基づき子育て支援の充実を図るため、町単独施策として平成20年4月1日より、入院医療費の助成を中学生まで拡大して実施するものです。また、健康保険法等の一部改正に伴い、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められることにより、所要の条文の整理を行うことから条例の一部を改正するものでございます。

議案書の33ページでございますが、愛荘町福祉医療費助成条例の一部を次のように改正するというので、小学生入院医療費の助成を中学生まで拡大することから、本則中「就学児」を「小中学生」に改め、第2条第2号中、「12歳」を「15歳」に改めるものでございます。また、第2条第9号中、第3条第2項第3号中につきましては、健康保険法等の一部改正に伴いまして、老人保健法を改題して高齢者の医療の確保に関する法律が制定されることから、所要の条文の整理を行うものでございます。第4条第2項中につきましては、「特定承認保険医療機関」を削るものでござ

います。別表中「就学児」を「小中学生」に改めるものでございます。

付則としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第8号愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第5、議案第9号愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、議案理由の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(福田俊男君)議案第9号愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

この条例につきましては、別冊の説明資料の40ページ以降をご覧くださいと思います。改正の理由といたしましては、健康保険法等の一部を改正に伴い、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められることにより、所要の条文の整理を行うことから、条例の一部を改正するものでございます。

議案書の34ページでございますが、愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を次のように改正するということで、第3条第1項中につきましては「生活療養標準負担額」を加えるほか健康保険法等の一部の改正に伴いまして、老人保健法を改題して高齢者の医療の確保に関する法律が制定されることから、所要の条文の整理を行うものでございます。第4条第2項中につきましては、「特定承認保険医療機関」を削るものでございます。

付則としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第9号、愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第6、議案第10号愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、議案理由の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(福田俊男君)議案第10号、愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

この条例につきましては、別冊の説明資料の43ページ以降をご覧くださいと思います。改正の理由といたしましては、健康保険法等の一部改正に伴いまして、平成20年4月から医療保険者に対し、40歳以上74歳までの被保険者等を対象とする生活習慣病の予防に着目した特定健康診査および特定保健指導を計画的に行うことが義務づけられました。また、老人保健事業で実施してきた肝炎ウイルス検査が健康増進法に基づく健康増進事業となることから、条例の一部を改正するものでございます。

議案書の35ページでございますが、愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を次のように改正するというので、第3条に、「ただし、特定健康診査を医療機関において受診する際は、受診医療機関に直接支払うこととする」と、ただし書きを加えるものでございます。

第4条第1号中につきましては、健康保険法等の一部改正に伴いまして、老人保健法を高年齢者の医療の確保に関する法律に改めるものでございます。

別表を次のように改めるということで、健康診査の種類および負担金の額につきましては、健康保険法等の一部改正に伴い、基本健康診査を生活習慣病健康診査とし、1件当たりの負担金1,100円を1,000円に改め、また国民健康保険加入者を対象に特定健康診査が義務づけられたため、項目および負担金1,000円と、健康増進法に基づき肝炎ウイルス検査を実施するため負担金300円を増えるものでございます。

付則としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)賛成多数です。よって、議案第10号愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は3時15分です。

休憩午後2時59分

再開午後3時15分

○議長(珠久清次君)それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第7、議案第11号愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第11号愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、説明させていただきたいと思います。

お手元の別冊の資料の46ページ以降をお開きいただきたいと思います。愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する理由でございます。

平成17年度の税制改正の影響を受け、介護保険料が大幅に上昇する者に対しては、平成18年度および19年度において、段階的に保険料を引き上げる激変緩和措置を実施してまいりました。昨年12月12日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令が公布されたことにより、平成19年度同様、介護保険料の激変緩和措置が平成20年度もとられることになったことにより、引き続き緩和措置を実施することとして、条例改正をお願いするものでございます。

議案書の37ページをお開きいただきたいと思います。愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例ということで、付則第3条の見出し中「および平成19年度」を「から平成20年度までの各年度」ということで、18年度から20年度までということに改正をするものでございます。

そして、同条の第1項に次の1項を加えるということ、第3項といたしまして「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令による改正後の平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号または第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料は、第9条の規定に関わらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする」ということでございまして、それぞれ1号の場合につきましては3万1,872円、2号の場合につきましては3万1,872円、同じく3号につきましては3万4,944円、4号につきましては3万8,400円、5号につきましては3万8,400円、6号につきましては4万1,472円、7号につきましては4万4,544円とするものでございます。

付則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するということでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第11号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第11号愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第8、議案第12号愛荘町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(西沢和一郎君)議案第12号愛荘町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例のご説明をさせていただきます。

別冊資料の53ページをごらんください。学校教育法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、愛荘町立学校の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。学校教育法の改正は、学校種の規定順の整備をされました。こちらは「幼稚園⇒小学校⇒中学校⇒高等学校」、そういう順に書かれまして、条文が変わるものでございます。議案書の39ページをごらんください。第1条につきましては、所要の条文を変更するものでございまして、後段につきましては、今申し上げました順を、幼稚園⇒小学校⇒中学校の順に改めるものでございます。

第2条は今まで小学校が書いておりましたが、幼稚園に改めまして、第3条につきましては中学校を小学校に改めるものでございます。また、4条につきましては幼稚園を中学校に改めるものでございます。別表も合わせまして改正するものでございます。

この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第12号愛荘町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第9、議案第13号愛荘町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(西沢和一郎君)議案第13号愛荘町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

別冊資料は、先ほどの議案第12号の57ページと同様でございます。こちらにつきましても、学校教育法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、学校種の規定順の整備が行われまして変更するものでございます。第2条第2項第2号中「第82条の2」を「第124条」に改め、同項第3号中「第83条」を「第134条」に改めるものでございます。

この条例は、公布の日から施行するということです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第13号愛荘町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第10、議案第14号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(山田清孝君)議案第14号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)について、説明を申し上げます。

平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の関係でございますが、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ5,639万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ86億8,996万9,000円とするものでございます。なお、第2条としまして、繰越明許費につきましては、第2表で47ページに、その明細をあげさせていただきましたのでごらんをいただきたいと思います。また、地方債の補正としまして、第3条の地方債の補正につきましては48ページにあげさせていただいておりますので、ごらんを各々いただきたいと思います。

続いて、内訳でございますけれども、51ページからの事項別明細で説明をさせていただきます。なお、この補正予算につきましては、先の2月28日の全員協議会におきまして説明をさせていただいておりますので、補助金との確定、事務の関連に伴う補正の関係でございますので、目のみの説明とさせていただきます。

まず、歳入の関係でございますけれども、町民税の法人税ですけれども3億7,000万円の追加、固定資産税につきましては5,300万円の追加、それから負担金につきましては、民生費負担金としまして852万円の減額、衛生費負担金としまして67万6,000円の減額でございます。

次に、使用料及び手数料の使用料の関係でございますけれども、教育使用料202万3,000円の減額でございます。

続きまして、国庫支出金の国庫負担金でございますけれども、民生費国庫負担金としまして2,400万3,000円の追加、教育費国庫負担金としまして7,311万9,000円の追加でございます。

次に、国庫補助金の関係でございますが、民生費国庫補助金としまして41万円の追加、次に、衛生費国庫補助金としまして480万円の追加、土木費国庫補助金につきましては、中の方で相殺されておりますのでごらんいただきたいと思っております。教育費国庫補助金につきましては4,584万円の追加でございます。

続いて、委託金の関係でございますが、総務費委託金としまして143万円の追加、県の負担金としまして、民生費県負担金1,200万2,000円の追加でございます。

続いて、県支出金の県補助金の関係でございますが、総務費県補助金としまして47万4,000円の減額、民生費県補助金としまして376万5,000円の追加、農林水産業費の県補助金としまして91万1,000円の追加、それから、土木費県補助金としまして1,024万2,000円の減額。

そして、続けて、県支出金の委託金の関係でございますが、総務費委託金としまして97万円の追加、民生費委託金としまして18万8,000円の減額。

続いて、財産収入でございますが、財産売り払い収入としまして、不動産売払収入としまして1,010万9,000円の追加。

繰入金としまして、基金繰入金の関係でございますが、財政調整基金繰入金としまして5億9,349万9,000円の減額、地域基盤づくり推進基金繰入金としまして2,650万円の減額、教育振興基金繰入金としまして9,740万円の追加。

それから、繰越金の関係でございますが、繰越金としまして7,876万2,000円の追加。

諸収入としまして、諸収入の雑入でございますが、950万8,000円の追加。

それから、町債でございますが、総務債としまして6,090万円の減額、農林水産業債として460万円の追加。土木債として1億4,400万円の減額でございます。

続いて、歳出に移っていきます。総務費の総務管理費の一般管理費としまして400万9,000円の減額、文書公報費としまして110万円の減額、財産管理費として390万円の減額、企画費としまして310万6,000円の減額、電子計算費として655万4,000円の減額、自治振興費としまして118万6,000円の減額、戸籍住民基本台帳費としまして、これは財源補正でございます。統計調査費としまして全国物価統計調査費として15万円の減額。

それから、民生費の社会福祉費としまして、社会福祉総務費としましては15万6,000円の減額、社会福祉施設費につきましては財源補正でございます。老人福祉費につきましては50万の減額、人権施策推進費としましては財源補正でございます。国民健康保険費としまして45万円の減額、障害福祉費としまして1,058万円の追加、福祉センター費としまして226万1,000円の減額、介護保険費としまして260万円の追加。

民生費の児童福祉費としまして、児童福祉総務費としまして90万円の減額、児童福祉措置費としまして975万6,000円の減額、保育園費としまして194万4,000円の減額でございます。

続いて、衛生費の保健衛生費としまして204万円の減額、老人保健事業費としまして1,162万5,000円の減額。

農林水産業費の農業費としまして農業総務費は財源補正でございます。農業振興費につきましては58万9,000円の減額でございます。林業費としまして、林業振興費としましては財源補正でございます。

次に、商工費の商工費、商工振興費でございますが23万7,000円の追加でございます。観光費としまして56万8,000円の減額。

次に、土木費の土木管理費の土木総務費としましては財源補正でございます。続いて、道路橋梁費の道路新設改良費としまして1億1,200万9,000円の減額、交通安全対策費としまして5,092万円9,000円の減額でございます。

続いて、河川費の河川総務費としまして299万8,000円の減額、急傾斜地崩壊対策費としまして1,570万円の減額、都市計画費の都市計画総務費としまして1,565万円の減額、下水道費としまして2,044万2,000円の減額、住宅費としまして小集落地区改良事業費として924万2,000円の減額、消防費の防災対策費としまして100万円の減額でございます。

す。

次に、教育費でございますが、教育総務費としまして教育振興費48万8,000円の減額、小学校費としまして学校管理費に415万円の減額、学校建設費としまして2億358万7,000円の追加、中学校費としまして学校管理費が135万9,000円の減額、教育振興費としまして1万1,000円の追加、幼稚園費としまして995万円の減額。

続きまして、社会教育費でございますが、人権教育振興費としまして34万8,000円の減額、人権教育推進事業費としましては財源補正でございます。

公民館費としまして105万9,000円の減額、町民センター費としまして9万6,000円の追加、博物館費として80万円の減額、保健体育費としまして体育施設費として336万6,000円の減額。

諸支出金の基金費としまして、財政調整基金費として2,680万円の追加。

以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)賛成多数です。よって、議案第14号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第11、議案第15号平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第15号平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を、ご説明させていただきたいと思っております。

議案書の73ページをお開きいただきたいと思います。平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,801万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,337万4,000円とするものでございます。

事項別明細書で説明をさせていただきたいと思っておりますので、77ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、国庫負担金といたしまして、療養給付費等負担金ということで、一般被保険者の療養給付費の伸びによりまして療養給付費分といたしまして1,180万円の追加、そして老人医療拠出金の確定により2,923万2,000円の減額、介護納付金につきましても68万9,000円の減額、合わせて1,874万1,000円の減額ということでございます。高額医療費共同事業負担金といたしまして64万2,000円の減額、これは拠出金の確定によるものでございます。

国庫補助金といたしまして、財政調整交付金でございますが、特別調整交付金といたしまして、国保のデータベースの導入補助が94万5,000円追加、そして医療費通知の補助がここから県費へ変わりましたので50万円の減額、差し引き44万5,000円の追加ということでございます。

続きまして、療養給付費交付金につきまして、現年度分といたしまして1,381万1,000円の追加、これは手続きによるものでございます。

続きまして、県負担金の高額医療費共同事業負担金ということで、これも決定通知によりまして64万2,000円の現額、そして県補助金の財政調整交付金でございますが、特別調整交付金、先ほど説明させていただきました医療費通知の関係でここから県費へ変わりましたので50万円の追加。

次に、共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金ということで、これにつきましては一般被保険者の高額医療費の増によりまして541万1,000円の追加、次に保険財政共同安定化事業交付金につきましては交付見込みによりまして2,831万6,000円の追加。

繰入金の他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして45万円の減額、これは優良家庭の表彰事業の廃止によるものでございます。保険基盤安定繰入金といたしまして保険税の軽減分として1,000円、保険基盤安定繰入金の保険者支援分として1,000円、これは一般会計からの繰入金の端数整理によるものでございます。1,000円ずつの追加でございます。

次に、歳出の部分でございますが、総務管理費といたしまして、一般管理費の委託料94万5,000円、これは国保連合会へ国保情報のデータベースの開発委託料ということで94万5,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、療養諸費でございますが、一般被保険者の療養給付費、これにつきましては財源構成、退職被保険者等療養給付費につきましては、医療費の増によりまして2,778万8,000円の追加。

次の81ページでございますが、高額療養費一般被保険者高額療養費、これにつきましては増によりまして550万円の追加。

老人保健拠出金につきましては財源構成でございます。次の、介護納付金につきましても財源構成でございます。

次に、共同事業の拠出金でございますが、これらにつきましてはすべて拠出金の決定によるものでございまして、高額医療費拠出金につきましては250万8,000円の減額、共同事業事務費拠出金につきましては1,000円の追加、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては327万4,000円の減額、保険財政共同安定化事業事務費拠出金につきましては1万3,000円の追加ということでございます。

保健事業費につきましては保健衛生普及費といたしまして45万円の減額、これは健康優良家庭の表彰記念事業の廃止によるものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第15号平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第12、議案第16号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)議案第16号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、ご説明させていただきます。

議案書の84ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,540万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,281万7,000円とするものでございます。また、第3条繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は『第2表繰越明許費』によるものとするものでございます。また、第4条の地方債の補正ですが、地方債の変更は『第3表地方債補正』によるものでございます。

86ページをお開きください。第2表繰越明許費でございますが、下水道事業において、既に発注済の工事3件について、次年度に予算を繰り越して執行をお願いするものでございます。繰越明許費は1億4,115万円でございます。

1件目は愛知川西面整備工事国道泉工区で、繰り越し理由といたしましては、国道占用協議を行ったあと、占用申請をいたしました。占用許可までに約4箇月を要したためでございます。2件目につきましては、愛知川南面整備工事国道御幸祇園工区で1件目の愛知川西面整備工事国道泉工区で、国8泉町工区と密接に関係しているため、調整しながらの施工予定でありましたが、警察との協議におきまして近接する同時工事が認められず、間隔を開けて施工するよう指導があったこと、また占用許可に時間を要したため繰り越して施工するものでございます。3件目は、愛知川西面整備工事長野南工区でございますが、これは国庫補助金分の入札差額による追加発注のため、繰り越しをお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

次に、87ページの第3表でございます。地方債補正でございますが、地方債の補正前の限度額を2億3,900万円を2億3,140万円に補正し、地方債の補正前の限度額合計4億8,070万円を4億7,310万円に減額するものでございます。5%以内という利率は変わりません。

次に、89ページをお願いします。歳入です。

繰入金の他会計繰入金で一般会計繰入金についてですが、入札残による事業費の減に伴い2,044万2,000円の減額でございます。

また、諸収入の貸付金元利収入で250万円の減額です。これは下水道排水設備資金融資斡旋制度の預託金で、融資制度の利用減による減額でございます。

諸収入の雑入につきましては、消費税の還付金で平成18年度分の下水道事業確定申告により485万8,000円の減額でございます。諸収入は合計735万8,000円の減額になります。

次に、90ページをお願いします。町債は公共下水道事業債について、事業費減に伴いまして760万円の減額でございます。収入は以上のとおりでございます。

次に、91ページの歳出でございますが、総務費維持管理費で750万円の減額です。内訳としましては、公共下水道管渠清掃調査委託業務料について入札残によりまして500万円の減額、貸付金につきましては、下水道排水設備資金の融資斡旋制度預託金について融資利用者の減により250万円を減額するものです。

次に、公共下水道費で2,790万円の減額です。内訳は、次年度繰り越しに伴う事務費として50万円の追加です。委託

料で測量設計委託料について、入札差額と600万円の減額でございます。そして、公共下水道事業認可変更業務の委託料について、秦荘処理区の県協議の結果、翌年度対応するように変更をいたしましたため400万円の減額でございます。工事費につきましては舗装面積の変更また入札差等によって1,000万円の減額です。備品購入費につきましては、公用車購入に伴う入札差額で40万円の減額です。上水道補償費につきましては、事業量の変更によりまして800万円の減額でございます。

以上、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第16号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)日程第13、議案第17号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第6号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第17号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第6号)を、ご説明申し上げたいと思います。

議案書の92ページをお開きいただきたいと思います。平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ299万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億324万1,000円とするものでございます。

事項別明細書でご説明をさせていただきたいと思います。95ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、国庫補助金、事務費交付金といたしまして事務費補助金39万5,000円の追加、次に、一般会計繰入金といたしまして事務費繰入金260万円の追加。

次に、歳出でございます。総務管理費、一般管理費といたしまして、委託料といたしまして409万5,000円、これは介護システムの変更委託でございます。これは後期高齢者医療制度の創設に伴いますシステムの改修でございます。次に、徴收費、賦課徴收費といたしまして、役務費といたしまして110万円の減額、これにつきましては通信運搬費でございますが、郵送等の方法の改善、封書をハガキに代えたりとか、家族世帯につきましてはそれぞれ入れ込み等を行いまして減額とさせていただくものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第17号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第17号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長(珠久清次君)お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定します。
お諮りいたします。議事の都合により、3月6日から3月16日までの11日間休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、3月6日から3月16日までの11日間休会とすることに決定しました。
本日はこれで延会します。再開は3月17日月曜日です。よろしくお願い申し上げます。大変ご苦労さんでございました。

■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)/[4日目](#)

平成20年3月愛荘町議会定例会

3日目(平成20年3月17日)

開会:午前9時00分 延会:午後4時23分

議会日程

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第 1 | 議案第18号 | 平成20年度愛荘町一般会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第19号 | 平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第20号 | 平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第21号 | 平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第22号 | 平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第23号 | 平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第24号 | 平成20年度愛荘町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第25号 | 平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計予算 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

- | | | |
|---------|--------|--------------------------------------|
| 追加日程第 1 | 議案第26号 | 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 2 | 議案第27号 | 愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 3 | 議案第28号 | 愛知郡広域行政組合格約の変更について |
| 追加日程第 4 | 議案第29号 | 湖東広域衛生管理組合格約の変更について |
| 追加日程第 5 | 議案第30号 | 愛知川小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて |

追加日程第 6 意見書第1号 道路特定財源の確保に関する意見書

追加日程第 7 議提第 1号 議員派遣について

追加日程第 8 意見書第2号 健全に運営する自主共済に対し保険業法の適用除外を求める意見書

出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 森 隆一
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 久保田九右衛門
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡あみ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 珠久清次

欠席議員(0名)

なし

◎開議の宣告

○議長(珠久清次君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(珠久清次君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

暫時休憩をいたします。

休憩午前9時00分

再開午前11時00分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。たたいま議案5件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、議案5件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第1、議案第26号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(小杉勝三君)議案第26号、愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

改正理由につきましては、別冊の説明資料の方をご覧いただきたいと思います。条例の一部を改正する理由といたしましては、健康保険法等の一部を改正する法律および地方税法等の一部を改正する法律による改正に伴い、市町における国民健康保険税後期高齢者医療制度の創設により、整備を行うものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の後期高齢者医療制度の創設に伴い、賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、その算定額基準等を定め、課税賦課限度額の変更の改正等であり、関係する町税条例の一部を改正するものでございます。

条例の一部を改正する条例の要旨については、次のとおりあげさせていただいております。

第2条につきましては、課税額でございます。まず1つ目といたしましては、後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税の課税の改正でございます。2つ目といたしましては、基礎課税額、いわゆる医療給付分でございますが、課税限度額56万円を47万円に引き下げるものでございます。3つ目といたしましては、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額につきましては、新たに12万円とするものでございます。

第3条につきましては、国民健康保険の被保険者にかかる所得割の税率改正でございます。100分の5.6を100分の4.6に改正するものでございます。

第4条につきましては、国民健康保険の被保険者にかかる資産割の税率改正でございます。100分の15を100分の12に改正するものでございます。

第5条につきましては、国民健康保険の被保険者にかかる被保険者均等割額の税額改正でございます。2万2,000円を2万1,000円に改正するものでございます。続きまして、第5条の2につきましては、国民健康保険の被保険者にかかる世帯別平等割額の税額改正でございます。2万1,000円を1万9,000円に改正するものでございます。

第6条につきましては、国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率の新設でございます。所得割額の税率を100分11に新たに設けるものでございます。

第7条につきましては、国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の資産割額の税率の新設でございます。資産割額の税率を100分の31に新たに設けるものでございます。第7条の2につきましては、国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の税額の新設でございます。均等割額の税率を5,000円に新たに設けるものでございます。第7条の3につきましては、国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の税額の新設でございます。平等割額の税額を4,000円に新たに設けるものでございます。

第8条、第9条、第9条の2、第9条の3につきましては、引用条項のずれでございまして、第2条の3項を第2条の4項に改めるものでございます。

続きまして、第13条につきましては、国民健康保険税の減額でございます。まず第1号は、均等割額および平等割額の7割軽減でございます。アといたしましては、国民健康保険の被保険者にかかる被保険者均等割額被保険者1人について1万5,400円を1万4,700円に改正するものでございます。イといたしましては、国民健康保険の被保険者にかかる世帯別平等割額1世帯について1万4,700円を1万3,300円に改正するものでございます。ウといたしましては、後期高齢者支援金等納付金課税被保険者にかかる被保険者均等割額被保険者1人について3,500円に新たに設けるものでございます。エといたしましては、後期高齢者支援金等納付金課税被保険者にかかる世帯別平等割額1世帯について2,800円に新たに設けるものでございます。

続きまして、第2号は、均等割額および平等割額の5割軽減でございます。アといたしましては、国民健康保険の被保険者にかかる被保険者均等割額被保険者1人について1万1,100円を1万500円に改正するものでございます。イといたしましては、国民健康保険の被保険者にかかる世帯別平等割額1世帯について1万500円を9,500円に改正するものでございます。ウといたしましては、後期高齢者支援金等納付金課税被保険者にかかる被保険者均等割額被保険者1人について2,500円に新たに設けるものでございます。エといたしましては、後期高齢者支援金等納付金課税被保険者にかかる世帯別平等割額1世帯について2,000円に新たに設けるものでございます。

続きまして、第3号は、均等割額および平等割額の2割軽減でございます。アといたしまして、国民健康保険の被保険者にかかる被保険者均等割額被保険者1人について4,400円を4,200円に改正するものでございます。イといたしましては、国民健康保険の被保険者にかかる世帯別平等割額1世帯について4,200円を3,800円に改正するものでございます。ウといたしましては、後期高齢者支援金等納付金課税被保険者にかかる被保険者均等割額被保険者1人について1,000円に新たに設けるものでございます。エといたしましては、後期高齢者支援金等納付金課税被保険者にかかる世帯別平等割額1世帯について800円に新たに設けるものでございます。

付則といたしまして、この条例につきましては、平成20年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑ございませんか。1番辰己保君。

○1番(辰己保君)1番辰己。今回出された国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、応能応益それぞれ減額をさせて、その差額を、もしくは増額をもって支援費にもっていくということがされています。所得割および資産割については、課税率を下げているのですが、その分、それぞれ後期高齢者医療制度の方へ支援金としてまわすということで、国保税そのものの税率については何ら変わらないということになっています。また、応益割の資産割、均等割および平等割については減額するものの、実際増額としていく結果は、徴収においてそれぞれ国保税が56万円から47万円に減額したものの、介護保険における限度額および後期高齢者支援の支援金に関する限度額が12万円になった結果、国保税における徴収事務における増額は、結果として3万円が増えるということになってきます。

私がそうした経緯の中で、社会情勢から特に13条、減額についてのことで質問をします。当然、それぞれ均等割、平等割が減額もしくは新設されたことによって、その減免割合によって、当然変わってくるわけです。それで、国保税において国民健康保険特別会計を維持する上で、国庫補助金がどのように影響をしてくるのか。減額が当然なってくるわけですから、これにおける影響額を、どのように試算しているのか。

そして、支援費において減額を行った。それにおける国庫の支援と一般会計からの持ち出し分、これをどのように試算しているのか。お尋ねをしております。当然、国保税においても、一般会計の責任が明らかになってくると思います。すべて試算を公表していただきたいと思います。

○議長(珠久清次君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)ご質問いただきました2点の関係でございますが、まず税率を改正することによって補助金の影響はどうかということでございますが、一定、医療費に伴います補助と言いますか、負担金については医療費総額に伴って負担をされてくる部分でございます。

したがって、次の2点目との関係でございますが、一定の7割・5割・2割の軽減が応益応能割の50対50の比率が守っていないと、この実施ができませんので、6割、4割というふうな軽減に移行してまいります。この財源につきましては、一定保険者と、いわゆる国県の負担金をもって充当いたしております。以上でございます。

○議長(珠久清次君)1番辰己保君。

○1番(辰己保君)1番辰己保。ようするに、43%の国庫補助については今当初に言われました。それで、被保険者と町が負担していくということですが。だから、見込みはどうなっていくのかということに聞いているわけで、その制度上のルールを聞いているわけではなくて、見込みはどうなっていくのかということに聞いているわけです。額です。

○議長(珠久清次君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)一定7割・5割・2割、軽減等、6割・4割になった時の額の比較ということでございますが、これらにつきましては今のところ試算をいたしておりません。

○議長(珠久清次君)よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)ないようですので、質疑を終わります。討論に入ります。討論はありますか。1番辰己保君。

○1番(辰己保君)1番辰己。国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対をします。

当然、そもそもこの反対は、後期高齢者医療制度そのものについての反対であり、そこからくる反対であります。そのことをまず申し上げておきます。

特に、国において社会保険そのものの、俗にいう国が負わなければならない額は、全額7,000億円とも試算されています。そうした中で、足りない不足分が、その分が必然的に増額としてなるにもかかわらず、そのうち約2,200億円ほどが、結果として国が責任を持たないで、あなた方が入っている共済組合、そうした政府管掌組合からの支援でまかなおうとしているのが実態なのです。

こうした中で、国民健康保険税条例を変えることによって、後期高齢者医療制度を充実させると、実際はこの中では、国民健康保険税は減額なっていますが、ただちにこのことは財政破綻をきたして、負担を押し付けてきます。こうした現実が見えている中で、特に保険者としての責任を果たしていくことに、非常に難しさが生じてくるこの経済事情の中で、非常にこうした新たな制度における愛荘町の国民健康保険そのものの推移を見ると、何としても、改めて後期高齢者医療制度そのものの廃止を訴えて、この税条例も反対討論とします。

○議長(珠久清次君)ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)賛成多数です。よって、議案第26号、愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第2、議案第27号、愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(西沢和一郎君)議案第27号、愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例のご説明をさせていただきます。

別冊資料は12ページでございます。学校教育法の一部が改正されたことに伴いまして、愛荘町立学校施設の開放に関する条例に引用されている条項を改める必要があるために改正するものでございます。

第1条中「、学校教育法第85条」を「、学校教育法第137条」に改めるものでございます。付則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第27号、愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第3、議案第28号愛知郡広域行政組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)追加提案させていただきました議案第28号、愛知郡広域行政組合規約の一部を改正する規約の変更につきまして、提案理由を説明させていただきます。

この規約改正は、愛知郡広域行政組合の管理者および副管理者はそれぞれ1名ずつ構成市町の長があたることとなっておりますが、これを副管理者2名とし、うち1名は組合議会の同意を得て、知識経験を有する者のうちから選任することと改正するものであります。

その理由につきましては、先般、滋賀県常備消防広域化検討委員会から提言されました愛知郡消防本部と、東近江市消防本部の1本化を構成市町の立場を踏まえ、円滑に推進すること。また、専任の副管理者を置くことにより、意志決定の迅速化、事務執行の効率化を図ること。併せて、副管理者が事務局長の事務を取り扱うことによって、統合を控えての正職員数を抑制することなどを狙いとしたものであります。その任期は4年とし、任期中の解職も可能といたしております。

もう1点の改正は、昨年、収入役が廃止され、会計管理者の身分が一般職員に変わりましたので、関係規定を整備するものであります。

以上、何とぞ、ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第28号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第28号、愛知郡広域行政組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第4、議案第29号、湖東広域衛生管理組合規約の変更についてを議題にします。
本案について、議案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)追加提案させていただきました議案第29号、湖東広域衛生管理組合規約の変更につきまして、提案理由を説明させていただきます。

この規約改正は、現在、共同処理事務として愛犬つくし教室において、心身障害児通園事業を実施いたしておりますが、乳幼児を取り巻く環境が日々変化する昨今、保護者の多様化するニーズに対応するため、新たに乳幼児発達相談指導事業として、事務を明確にし、サービスを充実しようとするものであります。

以上、何とぞ、ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第29号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第29号、湖東広域衛生管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第5、議案第30号、愛知川小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。
本案について、議案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第30号を説明させていただきます。まず、議案第30号、愛知川小

………

学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、説明をさせていただきます。

愛知川小学校区学童保育所は、平成15年の12月議会におきまして、えちっ子クラブ育成会が指定管理者の議決を受け、平成16年1月から今日まで指定管理者として運営をしていただいております。4年間余りの指定管理面では、施設の清掃等については保護者が手分けをして行うなど、経費の節約等を図っていただいております。また、事業運営面では、児童の立場、また保護者の立場に立って、定期的な育成会議を開催して、明るく楽しい学童保育所の運営と、健全な育成に努められてまいりました。こういったことから、このえちっ子クラブにつきまして、本年の3月31日をもって指定管理期限が切れることから、引き続きまして、平成20年4月1日以降も指定管理者としてお願いをさせていただきたいというふうなことでございます。

愛知川小学校区学童保育所の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1といたしまして公の施設の所在地および名称。(1)といたしまして所在地、愛荘町沓掛480番地。(2)としまして名称、愛知川小学校区学童保育所。2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名。(1)といたしまして所在地、愛荘町沓掛480番地。名称でございますが、えちっ子クラブ育成会。代表者は会長、園田亜希。3といたしまして、指定の期間でございますが、平成20年4月1日から平成25年3月31日までということでございますので、よろしくご審議の方、よろしくお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第30号、愛知川小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議事日程の報告

○議長(珠久清次君)日程第1、議案第18号平成20年度愛荘町一般会計予算から日程第8、議案第25号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを一括議題として、3月5日の議事を続けます。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)まず、議案第18号、平成20年度愛荘町一般会計予算の質疑に入ります。この質疑は本日の日程の裏面に記載しております。平成20年度愛荘町一般会計予算質疑の順序により、分割して行います。

一般会計歳入全部(13ページから35ページ)について、質疑はありますか。13番龍すみ江君。

○13番(龍すみ江君)13ページの町税のところ、固定資産税の部分ですけれども、固定資産税の同和減免の廃止について、私も質問など以前から行っていたところでありまして、その答弁また委員会などの発言におきましても、段階的に廃止の方向にもっていくということで説明をいただいておりますけれども、20年度においては、どの

ような方向性をもらわれておられるのかということについてと、もし、変わらぬ減免割であるならば、その減免額、くらと見込んであるのかということについて、答弁をお願いします。

○議長(珠久清次君)税務課長。

○税務課長(小杉勝三君)ただいまの瀧議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思います。

固定資産の同和对策減免につきましては、小集落地区改良事業あるいは環境改善事業によって地区の環境が改善されてきましたけれども、このことに伴いまして、家屋や土地の売買が生じまして、特に新築家屋における固定資産税の負担が大きいというようなこともございまして、昭和53年から固定資産税の減免を実施しているところでございます。

しかしながら、合併を機に一度見直すというような声もありまして、その方法、手法について、今日まで検討をしてきたわけでございますが、即やめようということになりますと、急激に納税者の負担が大きくなるということにもなりますので、やはり、減免率の激変緩和を考えていくべきと考えている次第でございます。そうした中、昨年来、地元関係者の方々と会議を開催させていただき、ある一定の方向性を見出すことができました。

しかし、地元住民への啓発による期間も必要であると考えなければなく、平成20年度から新たなスタート、50%ですけれども、からスタートするということとし、時限的、段階的に同和对策減免の激変緩和を行うべきと、町としては考えております。そうしたことから、新年度4月には、再度、地元関係者の方々と協議の場をもち、最終的な結論を見出したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、同和減免の影響額と言いますか、どのぐらいの額になるかというようなご質問でございますけれども、平成19年度の固定資産税の減免の額ですけれども、件数に直しますと402件、金額に直すと1,770万円程度になっております。平成20年度も同額であります。よろしくお願いをいたします。以上をもちまして答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)ほかにありますか。4番西澤久仁雄君。

○4番(西澤久仁雄君)4番西澤久仁雄です。35ページの町債についてお伺いさせていただきます。先般の全員協議会で、一応22・23年頃がピークになるというようなご説明をいただきました。それにつきまして、中長期的にどのような年度別に、今わかればお聞きしたいと思いますが、それ1点。

そしてまた、今年は概要に、一応地方債の発行を抑制しましたと。けっこうでございます。特に合併特例債の発行2億1,100万円の減額等でございますという、説明を見させていただきました。そういう観点から、一応また学校施設等、これから山積しておると思いますので、中長期的、わかればお聞きしたいということでございます。

○議長(珠久清次君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)地方債の現在高の推移でございますけれども、今まで合併時分からでもそうですけれども、中長期的に眺めて見ますと、ほとんどやはり2年目、3年目後ぐらいが一番のピークを迎えるというようなことになってございました。そういう関係でそのような説明をさせていただいたところでございます。

今後の推移でありますけれども、1つは総合計画ができて、その実施計画については、毎年5箇年でもってローリング計画で実施をしていくというようなことで、その5箇年の実施計画、ローリングに基づいて、やはり地方債の借入れ、それからその地方債残高の推移を眺めていくと、それに合わせて起債の取り崩し、あるいは地方債の発行というものを、やはり先々検討していかなければならないというようなことで考えているところでございます。総合計画ができて、新年度からその実施計画のローリング計画を立てていきたいなというようなことを思っておりますので、今ご質問いただきました、その地方債残高の推移というものの詳しいものを、まだ計算としては持っておりませんので、ちょっとご理解をいただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(珠久清次君)ほかには質疑はありませんか。

○議長(珠久清次君)ないようですので、これで質疑を終わります。

次に、一般会計歳出の議会費36ページから総務費55ページまでの質疑に入ります。質疑はありませんか。6番本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹。質疑をさせていただきます。総務費の41ページの需用費なのですが、公用車修繕料というのが500万円計上されておりますが、この内訳をお聞きしたいのと、次に42ページの使用料及び賃借料の中で、秦荘庁舎の職員駐車場借地料が211万円計上されております。この駐車場につきましては、一度質問を以前にしておりますが、今後もこのような形で借りていくのか。イベント等で使用されるというお話を聞いておりますが、けっこう金額が、年数が経てば金額がはると思いますので、今後の方向性についてお伺いをしたいと思います。あと2点ありますが、44ページのびわこ京阪奈(仮称)鉄道整備事業負担金がありますが、現在、どのようなところまで事業等とか打ち合わせがあるならば、教えていただきたいと思っております。あと46ページなのですが、報酬の方なのですが、交通指導員報酬が80万円計上されております。交通指導員が何名おられるのか。どこの場所でされておられるのか。お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長(珠久清次君)管理課長。

○管理課長(村西作雄君)それでは、私の方から公用車の修繕料の内訳を説明させていただきます。この公用車の修繕料は、車検費用の修繕費という形で、新年度43台の車検を見ております。その43台の分の平均10万円という形で430万円、残り70万円については一般の公用車の修繕料ということでご理解をいただきたいと思っております。続きまして、42ページの使用料及び賃借料の職員駐車場用地借地料でございますけれども、この借りております土地4,688㎡ございまして、単価450円ということでお借りをしているもので、1㎡当たり単価が450円ということでお借りをしているものでございます。基本的には秦荘庁舎の通勤しております職員の駐車場と、秦荘中学校の教職員の通勤用の駐車場というような形で借地をしているものでございまして、将来的にも、そのイベント等というお話もございましたけれども、職員の駐車場ということで必要であるという認識をしております。よろしくお願いたします。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

○政策調整室長(宇野太佳司君)びわこ京阪奈線の(仮称)鉄道期成同盟会に関するご質問でございますけれども、この事業につきましては、近江鉄道の路線でございますけれども、それにスムーズに利用というものを増やしていくというこの目的で進めているものでございまして、今日までそれに関しては補修的な事業、作業等に関して助成をしているものでございます。20年度につきましても、五個荘八日市間の木柱をPC化に進めていくのと、あと分岐器の重軌条化を進めるように計画をされております。よろしくお願いたします。

○議長(珠久清次君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)46ページの報酬、交通指導員の報酬の関係でございますが、つまり5万円の16名ということで計上させていただきました。これにつきましては、1日・15日および春・秋の交通安全週間等におきまして、主要の箇所におきまして交通立哨をお願いしているものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長(珠久清次君)6番本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹。再質問させていただきます。

秦荘庁舎の駐車場の件なのですが、今ほど平米数と単価の方をお聞きいたしましたけれども、職員の駐車場、また中学校の駐車場等のための利用ということでお聞きしておりますが、秦荘庁舎の駐車場だけでは職員の駐車場が対応できないのか。

また、秦荘中学校につきましては、整備をされて駐車場の確保ができておりますが、その先生たちの分までの駐車場となれば、いかなるものかなと思うのですが、中学校の駐車場の台数では対応できないのか。そのあたりもお伺いたします。

○議長(珠久清次君)管理課長。

○管理課長(村西作雄君)お答えをいたしたいと思います。

基本的に秦荘庁舎に勤めております町職員、一部は庁舎裏の駐車場も利用しておりますけれども、ハーティーセンター前あるいは保健センター前については、通常、保健センターについては健診等の来客用、あるいはハーティーセンターあるいは図書館についての来客用の駐車場として空けるようなことで考えております。

また、役場前の駐車場もございますけれども、基本的には役場前については職員は止めないという方向で指示をしております。加えまして、中学校の前も整備できているのではということですが、一部教職員、中学校の前も止めておりますけれども、来客用に一部確保する。

先ほど、ちょっと答弁漏れましたけれども、今現在は秦荘幼稚園のPTA、そういうイベントがある時にもその秦荘幼稚園への保護者、来場される保護者も、その庁舎東の駐車場を利用させていただいているというようなことでございますので、よろしくお願いします。

また、この駐車場には一部公用車の車庫がすべて整備をしておりますし、その車庫の用地使用料もここに含んでいるということをお考えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(珠久清次君)6番本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君)再度、お聞きいたします。

先ほどの話なのですが、秦荘庁舎には何台の車が止められるのかということをお聞きしていると思うのです。また、中学校の方も何人の先生が、今中学校の中で対応できないのかということをお聞きしているわけです。今の中学校がどれだけの駐車場が整備できていて、職員の先生が何人おられるのかということをお聞きしているわけです。それと、幼稚園等々のイベントというのがありますけれども、本来ならば、今の秦荘庁舎の前が空いているならば、そこを利用いただければ対応はできないものなのかという思いもあるので、そのあたりについて、再度お聞きしたいと思います。

具体的な数字がわからなければけっこうですので、また今後の方向づけ、また来年度もされていくのか。また、職員さんのいろいろな考えの中で、この駐車場をどうしていくのかというお考えもお聞きしたいと思います。以上です。

○議長(珠久清次君)管理課長。

○管理課長(村西作雄君)お答えをしたいと思います。

今ほど、ちょっと数字、何台という正式な数字はわかりませんが、私の思いとしては役場裏については20台前後の職員が止められるスペースがあるというふうには認識しております。今度、幼稚園についても、新しく新築も計画もされておりますし、そういった分についての利用は概ねいけるのかなというふうに思いますけれども、でも保護者の数からすると、そういった駐車場も利用する、あるいは役場前の駐車場も利用していただくとということになると思います。

ただ、毎年、借地料ということで、自分の資産にならずに借地料として払っていくということでございますので、これについても今後、協議を進めていきたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長(珠久清次君)13番龍すみ江君。

○13番(龍すみ江君)13番龍すみ江。43ページですけれども、企画費で報償費のところ、(仮称)地域交通サービス検討員謝礼ということで5万円あがっております。以前から、質問でもさせていただいているわけなのですが、これは何回程度の会議を行う予定か。何人くらいの方の構成となるのか。構成メンバーの内容、どのような方をお願いするのかということについて、答弁をお願いします。

そして、同じ43ページですけれども、まちづくりPR看板設置工事ということであがっております工事請負費ですけれども、あがっております。こちらは内訳は金額がわかりませんので、いくらを費用とされるのか。ということで、どのような場所に、何箇所設置されるのかについて答弁をお願いします。

そして、44ページですけれども、繰出金のところで土地取得造成事業特別会計繰出金ということであがっていますが、これは特別会計の方を見させていただくと、公共用地先行取得と事業債償還元金と公共用地先行取得と事業債償還利子というものの合計になろうかと思いたすけれども、こちらは内容としては、川久保地先の東部地域公園の用地の土地代の償還となるのかどうかについて答弁をお願いします。

○議長(珠久清次君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)まず、私の方からは、この20年度から新たに設けさせていただきました地域交通サービス検討委員会というものを新しく立ち上げをさせていただいて、交通に対する、そのいろいろな検討を加えていきたいなというようなことを考えております。現状では、委員10名程度、それから公募委員につきましては4名程度というようなことを考えております。年間、どの程度の開催というようなご質問でございましたけれども、今のところはまったりとはまだ考えてはおりません。いろいろなアンケート、あるいはいろいろな協議それからフォーラム、それから進め方でありますけれども、できる限り、委員と協議を重ねて、その方法も、回数も、模索していきたいなというようなことを思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いたす。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

○政策調整室長(宇野太佳司君)まず、43ページのまちづくりPR看板でございますけれども、これにつきましては、この愛荘町をPRしていくということで、新幹線からその看板が見えて、ここが愛荘町だということがPRできるということで設置をしていきたいというふうを考えております。大きさにつきましては3m四方の大きさの看板に愛荘町の文字を出していきたいというふうを考えております。事業費につきましては250万円を計上しているものでございます。次に、44ページの繰出金につきましては、公共用地の先行取得にかかります川久保地先の公園用地の購入に關しましての元金と利子分でございますので、よろしくお願いたします。

○議長(珠久清次君)13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。先ほどまちづくりPR看板設置工事ですけれども、何箇所かということをお聞いておりましたので、そちらの方も答弁をお願いしたいと思いたす。

同じページの地域交通サービス検討員謝礼ということについてですけれども、これは今のところは、この予算では謝礼の部分しかあがっていませんけれども、その必要に応じて、アンケートやフォーラムを行っていくというふうな計画と今お聞きしましたけれども、その必要な時に補正などで対応されるのかどうかということをお願いしたいと思いたす。

公募委員ということで4名ということでしたが、一般的に公募するということによろしいのか。委員が10名、こちらからお願い、行政からお願いする10名ということでしょうかけれども、それぞれの障がい者の方だとか、高齢者の方だとか、そういう女性とか、いろいろな立場の方ということをお、一般質問などでも求めているのですけれども、そういうふうになるのかどうかということをお願いたします。これは検討委員会というものは、何年程度行う計画なのかということについてもお願いたします。

○議長(珠久清次君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)まず、地域交通サービスの検討委員会でありまして、委員数については10名、公募委員につきましては今までと同様に一般公募をさせていただきたいなど。その方は10名のうち4名というようなことを考えております。

一般公募の関係ですけれども、もう1つ新年度から新しく人材バンクの設置を考えておまして、いろいろな各分野ごとに、その関心のある、また行政に対していろいろと住民のニーズを反映して行政にも参画をしていただきたいなど、そういう登録制度を新年度から設けさせていただこうかなというようなことも考えております。それも一緒に合わせて、公募と登録制度の中から選ばせていただきたいなというようなことを思っております。

議員から今ご質問がありましたように、今までの一般質問の中でも障がい者あるいは高齢者、そういう代表者というようなお話もいただいております。それらを踏まえさせていただいて検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

もう一つは、どれだけの検討期間かということでありますけれども、現状では一応1年間というようなことで考えております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

○政策調整室長(宇野太佳司君)申し訳ございません。まちづくりのPR看板の設置箇所でございますけれども、1箇所でございます。これにつきましては、新幹線を主体として設置をしていこうということで計画をしております。新幹線の最終の電車が通過するまで、電気で町名等を照らしましてPRをしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長(珠久清次君)ほかにもありませんか。5番河村善一君。

○5番(河村善一君)5番河村善一です。ページ、38ページのところで平成20年度から設けられました公有財産有効活用検討委員会の謝礼ということであるわけですが、公有財産有効活用検討委員会の目的あるいは予定ということ、もしあれば説明願いたいと思います。

○議長(珠久清次君)管理課長。

○管理課長(村西作雄君)お答えをいたしたいと思います。実は、12月に補正をいただきまして、今年度からということで遅れていましたけれども、明日第1回目の公有財産有効活用検討委員会というものを開かせていただきます。この委員会につきましては、特に日の町宮住宅用地がありますし、川久保の土地もございます。

こういった大きな町の公有財産について、どのような活用をしていったらいいかというようなことについて、委員の皆さま方からご意見をいただく中で、検討を進めていく会でございます。よろしくお願いたします。

○議長(珠久清次君)5番河村善一君。

○5番(河村善一君)もうちょっと詳しくというか、今後の進み具合、あるいは委員さんなりの若干の報告、決まっていれば報告を求めておきたいと思います。

○議長(珠久清次君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)公有財産検討委員会ですけれども、いつも検討委員会は、2回目以降は検討委員の中で、だいたいいつ頃開催というようなことを決めていただいているような状況でございます。

できるだけ、早いうちにこの公有財産をどのようにしていくかというような基本方針を、やはり示させていただきたいなというようなことで、早速12月に補正をさせていただいて、年度内に1回開催をして、新年度から、どのような開催方法をしていくかというような、また検討もさせていただこうかなというようなことで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

もう一つ、今管理課長が申しあげましたように、明日でありますけれども、まだ委嘱状を渡させていただいておりませんので、その点、控えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長(珠久清次君)暫時休憩します。

休憩午後12時01分

再開午後1時30分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、民生費55ページから衛生費75ページまでの質疑に入ります。質疑はございませんか。15番宇野義美君。

○15番(宇野義美君)15番宇野でございます。まずは57ページですけれども、このあたりでいろいろな需用費、その他、

他、かつ計上されているつまり、このレヒンズプロのり、いりガザの区カヒリは、区としての兼務者の支払いには部分と町域で使う部分とは、しっかりとされておられるのかということ、まずお聞きしておきます。

それから、61ページでございますけれども、老人福祉費の中で、負担金補助及び交付金のところでございます。地域ふれあいサロン活動助成金というのは、これは年々減額をされていっておられるわけでございますが、今後において、このこうした活動ほどのように町としてはお考えになっているのか。この2点について、まずお尋ねをいたします。

○議長(珠久清次君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)2点目の61ページの地域ふれあいサロンの活動補助金、これにかかわりましての今後の考え方ですが、やはり、高齢化がどんどん進んでいく中におきまして、今後も継続をして支援をしていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長(珠久清次君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)地域総合センターにおきます需用費関係ですけれども、すべて町で実施する部分を見ております。以上です。

○議長(珠久清次君)15番宇野義美君。

○15番(宇野義美君)それじゃ、まず、地域ふれあいサロンの方でちょっとお尋ねをします。今後も継続するというところでございますが、現実には、これは各このサロンに対する活動助成というのは年々減額、補助金が減額されてきておられるわけでありまして。昨年よりも今年また減額、こういうような状況にあるわけですけれども、そうした予算の面から考えて、金がないという部分もわかりますが、やはりどの辺まで補助をしようと。例えば、補助の基準をどういうふうにもっていかうかというようなお考えがもしあれば、お尋ねをいたします。

○議長(珠久清次君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)この事業につきましては、町社協の方で取り組んでいただいております、間接的な補助という形で、交付をいたしております。町費につきましては、19年度が63万3,000円ということで、町の部分としては減額はいたしておりませんが、議員おっしゃるような点につきましては、町社協の方と今後また協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願をいたします。

○議長(珠久清次君)ほかにありますか。1番辰己保君。

○1番(辰己保君)1番辰己。56ページの社会福祉総務費の中で、扶助費の福祉医療費、昨年の予算を見ますと696万円というふうに計上がされておりました。それで、昨年の算出根拠を示していただいて、今年度の、20年度の当初予算額の算出根拠を、答弁をお願いしたいと思います。

そして、指定管理料ですけれども、平成19年度と比較して、わずかであるわけですが、減額の20年度当初予算で計上されています。それで、それについても、算出基礎が変わってきたのかどうかということで同じお尋ねをしておきます。

○議長(珠久清次君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答え申し上げます。

まずは1点目の56ページの扶助費の説明欄の下段の部分の福祉医療費、小中学生の入院医療費の関係かと思っておりますが、昨年度696万円の予算の根拠というふうなことでございますが、これにつきましては18年の10月から乳幼児の完全無料化に移行しました関係から、その状況を見ながら積算をさせていただきながら、新たに平成19年度子育て支援事業、新規事業として取り組みをさせていただきました関係から、その根拠につきましては、今申し上げた18年の乳幼児に拡大した時の積算の根拠をもって人数を計算させていただいて計上をさせていただいたものでございます。

本年度の額につきましては、小学校に加えて中学生の入院医療につきましては拡大をさせていただきます関係から2点の分で計上いたしておりますが、これにつきましては、平成19年度の実績をもとに計上をいたしておりますの

で、よろしくお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)暫時休憩いたします。

休憩午後1時36分

再開午後1時37分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)指定管理料について、お答えをいたしたいと思います。この指定管理料につきましては、それぞれ債務負担行為をお願いをしております、当初計算をさせてもらっております計算方式と変わっておりませんので、これにつきましては、20年度については19年度とは落ちておる部分が多いわけですが、これにつきましては、当初19年度の指定管理の委託をお願いする時に、それぞれこの金額をお願いするという形で契約をしておりますその分で、変わっておりませんので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長(珠久清次君)ほかにご覧いませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)次に、労働費75ページから消防費95ページまでの質疑に入ります。質疑ありませんか。13番 瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番 瀧すみ江。

83ページですけれども、観光費の報償費(仮称)街道交流館整備事業検討委員会委員等謝礼についてですけれども、この事業は、旧愛知川町の時から引き続き計画などをされているのですけれども、今後の見通しなど、進捗状況について答弁をお願いします。

そして、93ページからになるのですけれども、消防費にかかわってですけれども、AEDについてですけれども、町民の方からお聞きした意見をちょっと言わしていただきたいと思うのですけれども、夜中でもAEDを使いたい時はどうするのかということで、公共施設の任意設置されているのですけれども、AEDを夜中に使いたい場合は使えないと。開まっていて使えないということで、このごろ設置されてきたものですから、すぐというわけにもいかないでしょうけれども、今後、例えば24時間開いているコンビニとか、そういうところに設置していただけないだろうかというような声をお聞きしたので、この場で述べさせていただきますので、答弁と言っても難しいと思いますけれども、今後の方向性についてお願いしたいと思います。

○議長(珠久清次君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)まず、AEDの設置の関係でお答えをさせていただきます。まず基本的に、20年度に置きましては、各集落に貸出用として2台購入予定を、この予算の中でもっておるものでございます。それと、自主防災組織の防災資機材の器材の中にもAEDについては、補助対象にもっていきたいという考えをもっております。

将来的な形で24時間と言われますと、現在のところ、消防署、あるいは消防署の派出所、そういった救急隊のところしかございませんけれども、それにつきましては将来的な課題として今後検討をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(珠久清次君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)街道交流館の今後の方向についてお答えしたいと思います。合併前から、にぎわいとやすらぎのある愛知川宿の再生に向けてということで、特に、人・物・情報の交流拠点ということで、整備していはどうかということで検討されてきたところでございまして、検討経過は検討整備委員会におきまして、基本構想、基本計画までまとめたところでございます。

いよいよ19年度基本設計までという予算化をしていただいたところでございますけれども、今後、箱物という中でどうなのかと。投資効果がどうなのかというところに課題が浮上してまいりました。特に施設運営面でどうしていくのかということで、ハード面につきましては、特に駐車スペース的はどうなのかという課題で、これはそれなりに確保すればいいのですけれども、ソフト面での充実がもうひとつ不十分ではないかということをおもっております。

特に新町になりましてから、まちじゅうミュージアム構想とか諸々の拠点施設が数多くございますけれども、それらを点と点を結んでミュージアム構想ということで今後進めていくわけでございますけれども、そのミュージアム構想の中で、この拠点としての機能をどう果たしていくのかという検討もございまして。それらの、その地元の、とにかく盛り上がりも必要でございますので、観光協会を通じまして、るーぶるフェスタとか、それから中山道宿場まつりとか、諸々のイベントでもって、きっかけづくりを働きかけているわけでございます。

今後、ハード面の充実に向けて、それから地元の盛り上がりも待っているところでございますので、盛り上がりの気運が図られ次第、ソフト面の機能面をどうしていくのかということを決めまして、整備を図っていきたくと思っております。以上でございます。

○議長(珠久清次君)ほかに質疑ありませんか。5番河村善一君。

○5番(河村善一君)5番河村善一です。88ページの中に、この内容をちょっとできたらご説明願いたいのは、交通安全施設整備工事で2,000万円という、非常に大きな金額が計上されているのですけれども、これほどいうことの内容みたいのをご説明願えればありがたいと思います。

○議長(珠久清次君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)ただいまの河村議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。交通安全施設整備工事の工事請負費の内訳でございますけれども、主なものといたしまして、町道愛知川栗田線の消防署の愛知川出張所から新幹線までのところ、歩道はついておるわけでございますけれども、段差等があるというような中で、歩道の改修工事を行いたいと、250mにわたって行いたいと思っておりますのと、その他につきましては、町内一円今までからいろいろとご要望があります道路照明灯なりガードレール、区画線等またカーブミラー等につきまして、順次、緊急性の高いところから整備をしていきたいと思っております。そのような経費でございます。

○議長(珠久清次君)ほかにございせんか。1番辰己保君。

○1番(辰己保君)1番辰己。まず初めに、要望になるのですが、82ページで負補交の中で野猿捕獲対策補助金、わずか2万4,000円というふうに見えています。東近江市がこの4月から猿害対策として警察犬を訓練してそれを使うと。そうした計画があるようなので、本町も東近江市の取り組み等を研究して、そうした対策を講じていけばというのがまず提案であります。

そして、質疑は87ページと88ページにおいてですが、それぞれの補償補てんの88ページも道路維持費で移転補償が見てあるし、こちらの道路新設の方は3,200万円という工事になっています。これの詳細を、答弁をお願いします。そして、80ページにかかわってですけれども、ほ場整備工事が3,200万円計上しています。それで、山川原のほ場整備、補完工事、そういう類なのかどうかというのを、まずお聞きしなければなりません。もし山川原のほ場整備ならば、そのほ場整備の状況をお尋ねすることと、もし山川原の換地への見通しですね。それについても答弁をお願いしたいと思います。以上です。

ただ、先ほどのところで、質疑をしていて答弁ですが、結果として答弁になっていないという答弁です。要するに、19年度の当初予算から、わずかであろうと減額の20年度の当初予算をあげたりしている。もっと大幅に言えば、医療については大きく違いがある。それで、根拠は何なのかと。何らか根拠はない。変わっていないとか言っている答弁だけで、答弁になっていないわけで、ちょっとそういう点でも念頭に入れて答弁をお願いします。

○議長(珠久清次君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)辰己議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、87ページの道路新設改良費と同じく88ページの道路維持費の中で、補償補てんおよび賠償金を見ているが、どのような内訳なのかというご質問でございますけれども、まず、道路新設改良費、87ページの分につきましては、町道の名神国8線、常安寺元持線、長野の改修道路、愛知中学校線、4本の新設改良道路の上水道なり、建物の補償でございます。それと、NTTとか関電の電柱の移設等を見ております。

それと、88ページの道路維持費につきましては、町道の沓掛石橋線と中宿川原線で側溝の改修工事を行いますので、それに伴います上水道管の移設とか、NTTの電柱の移設の経費でございますのでよろしく申し上げます。

○議長(珠久清次君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)野猿対策の補助金についてでございますけれども、この予算につきましては、現在、常安寺地区での捕獲檻のための補助金ということで、関係集落5集落ぐらい野猿対策につきましてはあるわけでございますけれども、残りの集落は電気柵によっていま、時たま出没しますけれども、前ほどの、電気柵で予防できているという状況でございます。

常安寺地区につきましては、どうしても町境のところ、電気柵の切れているところがございまして、そこから侵入して来る部分がございますので、その対策に補助を出しているものでございまして、いずれにしても、東近江市の例とか、それから多賀町では野猿に無線を取り付けて、その行動パターンを把握して、そのグループ、グループを解明していくという対策等々、東近江市の例も参考に、今後取り組んでまいりたいと思っております。

ほ場整備事業についてでございますけれども、これにつきましては、状況でございますけれども、この換地が終了いたしましたら、畦畔ブロックを入れていくという補完的な工事が残っておりますので、それを3年計画で3回に分けて、全40.9ha、受益区域あるわけでございますけれども、それを畦畔ブロック化していくということの、その3分の1部ということで見ておるところでございます。ほか水路、幹線水路の補完的な改修工事とかを見込んでおります。

それから、次に換地の方向でございますけれども、現在、昨年5月15日に工事が完了いたしましたので、本工事はすべて完了いたしました。それで、それ以降、確定測量ということで、その面積の確定ということを業務で主に昨年来、この3月まで実施しているところでございます。過去のデータが古すぎますので、その座標の修正ということで座標を置き換えておりますのと、それから、今まで測量できていなかったところは、現在、確定測量が終わりまして、全部のできた田んぼの面積を確定しているところでございます。それから、現在、各所有権、相続権、抵当権それぞれ従前地の権利関係をすべて精査しております。換地に向けて、新しい田んぼへの移行に向けて取り組んでいるところでございます。現在、換地につきましては、換地会議を、このまま同意がスムーズに行きますれば6月末ぐらいを目途に換地会議を得て、秋の登記完了までを目指したいと思っております。そのような地元の熱意もこれからは非常に必要でございますので、それに向けて取り組んでいく状況でございます。以上でございます。

○議長(珠久清次君)ほかにごございませんか。2番上林貞君。

○2番(上林貞君)2番上林です。89ページの節の15ですけれども、安壺川新、愛知川草刈工事、河川のしゅんせつ工事とございますけれども、また宇曾川の草刈工事でございますが、河川の浚渫というのは、河川はどこを指すのか教えていただきたいのと、また、宇曾川の草刈りなのですが、新愛知川もそうでしょうけれども、シルバーさんにお任せになるのか、あるいは特定の業者にお任せになるのか、その点をちょっと聞きたいと思っております。

○議長(珠久清次君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思っております。89ページの河川総務費の工事請負費の中で、まず河川のしゅんせつ工事をどこを行うのかということでございますけれども、愛知川ニュータウンの裏、南側になると思っておりますけれども、長野川のいわゆる源流の部分がかかなり土砂が堆積しているということで、そのしゅんせつ工事を200mほどの距離でございますけれども、実施したいというところでございます。それと、宇曾川の草刈り工事等は、シルバーさんをお願いするのかわかるかというところでございますけれども、ただいまのところ、必ずしもシルバー

さんをお願いするというようなところは決めておりませんので、今までの経過も踏まえもって今後検討していきたく、このように思います。

○議長(珠久清次君)2番上林貞君。

○2番(上林貞君)2番上林です。今までどおりとおっしゃいましたけれども、それは業者でしょうか。また、宇曾川の距離が長いですが、全体的にそうした一定の、例えば業者の方をお願いされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(珠久清次君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)今までどおりと申し上げましたのですけれども、例年にならってという意味でまなしに、草刈り自体は今までどおり行っていきたいというような中で、ちょっと、そのどんな形でしていくかということにつきましては、また20年度、いわゆる発注を草刈りでございますので、発注時期もタイムリーでなければならぬと思っておりますので、それに合わせて考えていきたいと、このように思っております。

○議長(珠久清次君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)ないようですので、次に、教育費96ページから予備費136ページまでの質疑に入ります。質疑ありませんか。13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。105ページの小学校費、教育振興費、また112ページぐらいですけれども、11、12ぐらいですけれども、中学校費ですね、その辺にかかわってですけれども、特別支援教育支援員謝礼は、小学校に新たに配置されると聞いています。それで、この間の委員会で聞きましたところ、障がいと認められるのか認められないのかはわからないぐらいの人も入れてだと思えますけれども、そういう特別支援教育が必要な子どもさん、小学校で70名と、そして中学校で34名とお聞きしているわけです。けれども、やはりどのような体制でやっていけるのかということで、本当に数としては、それはいろいろな状況があると思えますけれども、数としては多いように感じますので、体制的に不十分でないのか、どうなのかということで答弁をお願いします。

中学はその支援員という方もたぶん入っていない、新設されてないと思えますし、より大変ではないか、どうなのかということもありますので、そのような状況について答弁をお願いします。

そして、117ページですが、委託料のところ生涯学習フェスティバル開催委託料となっておりますけれども、実行委員会などでされるということを以前から伺っていますので、20年度はどこでされるとか、どのようにされるというのは、まだまだ決まっていなと思うのですけれども、19年度のように愛知川と秦荘の2会場、離れた場所で行なわれる場合は、やはり行き来しやすいという点もありますので、やはり十分に町民の方が参加できるように、19年度のようにシヤトルバス等々を、また必要な、そうやって離れて会場ができる場合は、考えていただきたいというふうに要望しておきますので、答弁をお願いします。

○議長(珠久清次君)学校教育課長。

○学校教育課長(山本佐千夫君)瀧議員の特別支援教育支援員に関してのご質問にお答えします。特別支援教育支援員は、小学校、中学校とも来年度予算を要求しております。この資料では中学校は見にくいかもしれませんが、84万円分要求しております。

それで、3学期の調査で瀧議員のおっしゃるとおり、特別な教育を必要とする、特別な支援を必要とする子どもが増えました。計104名という数字があがってきました。全国的にいくと若干まだ平均よりも少ないのは少ないのですけれども、多くの子どもに特別な支援が必要となっている現状があります。

それで、今まで町の方は、講師等をつけてTTあるいは少人数授業を展開してきたところなのですが、さらに特別支援を必要とする子どもが増えてきたので、今町で特別支援教育支援員という名前を1名つけていただいております。

取組を強化して取り組んでまいりたい、今後の取り組みが更に充実していく形で取り組んでまいりたいと思っております。1年間通して、約168時間の勤務となると思います。今後も各学校の現状を見ながら、必要なケースが考えられますので、検討して行って、どの子にも行き届いた教育ができるように図っていききたいと思います。以上で答弁を終わります。

○議長(珠久清次君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)淹議員のご質問にお答えいたします。生涯学習フェスティバルの開催についてでございます。19年度に実施いたしまして、終わった段階で反省会を開かせていただいております。その中で出ました事柄を20年度に生かして、先ほど議員おっしゃっていただきましたように、実行委員会の方にそういった反省点を述べさせていただきまして、その中で内容ですとか、場所、そういったことを受けていただいて実施していきたい、町民の方が少しでも参加いただける手法をとってやっていきたいという具合に思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(珠久清次君)管理課長。

○管理課長(村西作雄君)生涯学習フェスティバルでシャトルバスを今年度と同様にとこのようなご質問だったと思うのですが、実行委員会なり、生涯学習課の方から必要とあって申請があれば許可するという方向で考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(珠久清次君)ほかに質疑はございませんか。5番河村善一君。

○5番(河村善一君)5番河村善一です。97ページのところの教育費の中での工事請負費1,050万円の内訳をひとつお願いしたいということと、あと131ページになりますけれども、ここの体育施設費のこの光熱費の1,129万円、この内訳、その2つについて少しお尋ねしたいと。また、その内容について、最初の部分についても、工事請負費の内訳などをお尋ねしたいと思います。

○議長(珠久清次君)教育次長。

○教育次長(西沢和一郎君)97ページの工事請負費の1,050万円の説明をさせていただきます。こちらにつきましては、防犯ブザーを町内全域を調べまして、約50箇所に設置をしていきたいというふうに考えております。1箇所20万円を予定しているところでございます、通学路の安全確保を図っていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長(珠久清次君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)まず、工事請負費の方でございますけれども、体育館改修工事の予定をいたしております。

○議長(珠久清次君)暫時休憩いたします。

休憩午後2時06分

再開午後2時06分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課長(林吉次君)131ページの体育施設費の光熱水費についてでございますが、各施設の光熱水費でございます、豊国運動公園の電気代、上水道代、下水道使用料それから愛知川武道館の電気代、愛知川体育館の電気代でございます。

○議長(珠久清次君)5番河村善一君。

○5番(河村善一君)先ほど、最初の部分の50箇所というのは、これは生徒に持たせる防犯ブザーがありますよね。それとは別のものとして考えておられるということをお聞きし、どういう場所に、50箇所といたらどういふところを考えておられるかということをお聞きたいということ。

それと、2点目の体育施設の部分で、この部分が大きい金額だからということで質問して、そうでなかった部分もある

のですけれども、1つはふれあいスポーツ公園の電気料の問題が前から言われている部分があるので、その部分はどこに該当するのかということが聞きたかったので、お尋ねした部分もあるわけですしけれども。それとともに、やはり再三前から質問されている部分、あるいは議員の方からも言われている部分で、電気料がもったいない、あるいは、もったいない分やはりもっと活用するよということというようなことを、ずいぶん言われていると思うのです。実際、利用する立場からいうと、非常に電気代が高いという部分があると思うので、もっと活用する方法、あるいはそういうことについて今後どのように考えておられるかというようなことについてお尋ねしたいと思います。

○議長(珠久清次君)教育次長。

○教育次長(西沢和一郎君)97ページの防犯ブザーについて説明させていただきます。町内の主要な通学路につきましては、防犯灯が設置しております。主に防犯灯の支柱を使いまして、子どもたちが何か危険を感じたらボタンを押します。その場所で大きな音が鳴ります。そして、合わせて上の方で、その回転灯で回ってきて、子どもたちが何かあった時に押しているということがわかるようなものでございます。

○議長(珠久清次君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)失礼いたします。先ほどの電気代でございますけれども、光熱水費の関係でございますが、体育施設費の先ほどの1,129万円の中に、先ほど説明不足で漏れましたけれども、ふれあいスポーツ公園、それから秦荘体育センター、スポーツセンター全部がこの中に入っております。

それと、ふれあいスポーツ公園の活用方法等についてでございますが、体育協会の役員さんと使用方法、活用方法等について、先日協議をさせていただきました。20年度につきましても引き続き、活用方法につきまして協議をさせていただいた中で、少しでも利用していただきやすいような形にしていければという具合に考えておるところでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長(珠久清次君)学校教育課長。

○学校教育課長(山本佐千夫君)訂正報告をいたします。瀧議員の特別支援教育支援員の勤務時間数を168時間と申しましたが、840時間の間違いです。失礼いたしました。勤務日数が概ね168日です。

○議長(珠久清次君)ほかに質疑ありませんか。10番吉岡あみ子君。

○10番(吉岡あみ子君)吉岡あみ子でございます。何ページということではなしに、公民館の件でございますけれども、合併して3年目に入ります。町長に聞きたいのですけれども、合併して3年目に入りまして、国、県なり今補助金を締めていっている現在、一般的に箱物について見直そうという、そういう傾向になっている中で、公民館、これからどういうふうになれるか。また、そういうこれから先、存続してやっていかれるかどうか。そういう公民館に対しての、ハーティーセンターとかいう建ち前もできている中で、どういうふうを考えておられるかというのを、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)公民館、愛知川公民館と秦荘公民館、両館あるのですけれども、やはり地域の利便性、地域の住民の皆さんに活用いただくのが本来の公民館活動でもありますし、秦荘の方にはハーティーセンターという大きなりっぱな施設があります。旧来の秦荘公民館のあり方については、いろいろ今までからも議論があったとは思いますが、地域の、ハーティーセンターができた時に、その地域、地元とのいろいろ話があったのだと思いますけれども、ハーティーセンターというりっぱなものができた段階で、あれをもう少しあり方を検討すべきであったのではなからうかというふうに思います。

年々老朽化も進んできますし、お金もつぎ込んでいないのが現状でして、一定利用者もあるので、徐々にハーティーセンターの方に拠点を移して行って、そのあり方については、公民館的なものはちょっと再考して、どうしていくのか、ただちに廃止するにしても、やはり地元住民の皆さんの理解が得られるかどうかということもあります。

○議長(珠久清次君)ほかに質疑ありませんか。11番吉岡あみ子君。

し、ゆえこのエリアに公園の目的の拠点を中心としてはいはい、やはり問題が湧く。ハーティーセンター
まだまだ余力があります。サークル室でも5つも6つもある。まだ十分な活用ができてない。あちらの方にもうちょっと
シフトできないのかなというふうには考えているところです。

○議長(珠久清次君)10番吉岡久ミ子君。

○10番(吉岡久ミ子君)それで、どうするということ、即今、今返事ということは難しい話ですけども、前向きに考
えて、なくすというような方向で考えるという意味にとらせてもらってよろしいのでしょうか。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)どちらかと言えば、そちらの方向ですね。おっしゃったとおり。

○議長(珠久清次君)ほかに質疑ありませんか。15番宇野義美君。

○15番(宇野義美君)今の公民館のことについてお尋ねをしますが、現在、今公民館の中で、いろいろな子どもの
活動なり、その他の活動も一緒にやられております。やはり、ああした環境の中で、特に子どもの教育という部分に
おいては、非常に有効な施設ではないかと、私は思っておるわけでありましてけれども。

現実には、今施設整備その他保守点検におきましても、まったく、前回もお尋ねしましたが、基本的な部分だけというふ
うになっております。これをもう少し整備をちゃんとすれば、なお活用できるという、活用範囲が広がる、こうした部分
が今ございます。

また、地域において、いろいろなクラブ活動をやっていこうじゃないかという、今地域の動きが今あるわけですがけれど
も、あそこにはハーティーセンターにはない、例えば、陶芸の電気炉があったり、こうしたものをうまく活用するという
ようなことも必要ではなからうかと思っておりますので、その辺については、やはり真剣な検討をということです。

前向きにという、今吉岡議員のお話もありましたが、いずれ前向きにというのは、やはりやめることが前向きでもなか
らうし、継続することが前向きでもなかろうし、十分に検討していただいた上で、本当の意味での地域に根づいた活
動拠点ができればと、こんなふうにご考えておるところでございますので、その辺もお考えをもう一度聞かせていただ
きたいと、こんなふうに思います。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)行政はスクラップアンドビルドというのが、非常に大事な点だと思うのですが、あそこの拠
点は、できればこれからは、民主導でと言いますか、NPOとかそういった団体の方の知恵を働かせて、こういう活用方
法があるのやないか、我々がこうしてやっていくというふうな動きを、ぜひ期待できればというふうには思います。設
備、けっこう大きい建物ですし、あれをどうするのかという今後のそういう方向性が見えてくるのなら、最小限と言
いますか、そういったものをやはり維持していかなあかんのかなど。何もこれからそういうものが見えない段階では、や
はりハーティーセンターに集約することも考えながら検討していくべきかなというふうには思います。

○議長(珠久清次君)15番宇野義美君。

○15番(宇野義美君)今の町長のご答弁で、ハーティーセンターに移せるのは移せばいいと思うのです。あそこでな
いといけない部分という部分も、やはりある。そうした部分も考えながらやっていただきたいということ、今ある施
設、もう少し整備をされてはどうでしょう。まったくまってある。施設があるにもかかわらず使えないというような施設に
なっていくというのが現状ではなからうかと、こんなふうにも思いますし、それと同時に、今現実に使っている以上は、
やはり安全で使えるような体制をする意味において、保守点検整備も、もう少ししっかりとしたものにしたらどうか
と。

電気補修においては、キュービクルの管理者の年間決められた基本的な点検だけだ、こういうような前回のお話で
ありましたですけども。現実には電気1つにおいても、キュービクルだけではなしに、中の方にも異常があるような感
じもいたします。前も言いましたように、キュービクルの引っぱってある電柱の遮断機が落ちるといようなことが1回
ありますので、それはキュービクルそのものにも問題があるでしょうし、その他にも問題があるのだらうと思いたすの

で、一度十分な点検をされてはどうかということをと思いますが、いかがお考えになっておられるのか、ちょっとご答弁願いたい。

○議長(珠久清次君)教育次長。

○教育次長(西沢和一郎君)秦荘公民館の管理についてお答えいたします。ただいま宇野議員からご質問いただいているわけでございますけれども、方向性がすっきりしますと、整備もしやすいのですが、ただいま町長が申し上げましたように、町として今後どうするかということで、検討しておりますので、必要限のものは、これはさせていただきます。ただ、電気とかそういうものにつきましても、安全上の問題につきましても、ちゃんとしております。ただ、ものによっては使えない、使えるというものはございますけれども、日常お使いいただいておりますものにつきましては、整備しておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長(珠久清次君)ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)ないようですので、最後に、一般会計予算書全般についての質疑に入ります。質疑はありませんか。4番西澤久仁雄君。

○4番(西澤久仁雄君)4番西澤久仁雄です。この概要、これについて一度、ちょっと。一番最後に一応、町職員さんの数字を表せていただいております。これは正規職員さん、非正規職員さん、これは嘱託臨時職員84名ということで、今ここにそのほかアルバイトということも含まれると思うのです。

それで、この概要の10ページの上に人件費という項目があります。その下に、一応人件費の削減474万4,000円が減額されたというふうには。しかし、非正規職員さんの給料と言いますか、人件費はどこから出ていますか。これがちょっとわかりかねるところがあるのです。

まず、それをお聞きしたいのと、そして、これは最後の質問がいかにもわかりませんが、起債、一般会計の起債につきましても、だいたい196億円という形の推移はしておると言いますか、あとの特別会計で多少の変動があると思います。それで、この一般会計だけで言いますと、ずっとだいたい196億円そこそこかなと。17年から20年度に向けては、これは削減ということになると、難しいだろうと思います。けれども、ここで特会も含めてというならば、年間一応1%ないし2%なりの償還を努めていただければと。トータル的にはならない。こういう自治体ですので、せめてこれが100億円そこそこになれば、この利子補給というの、だいたい1億円までですものではないかなと思いますし、この2点をまずお聞きしたいと思います。

○議長(珠久清次君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)1点目のご質問の嘱託職員ならびに臨時職員の賃金の出どころをというようなことでございますので、例えば、総務費の方の関係で申し上げますと、38ページの7の賃金、こういったところに参事員およびアルバイト賃金というふうな形で見えております。また、各項におきまして、賃金というふうな中に、例えば、就労対策指導員でしたら57ページのところに、こういう賃金というふうな形であっておりますのが、基本的に臨時職員等の給料でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(珠久清次君)暫時休憩いたします。

休憩午後2時24分

再開午後2時25分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)まず、先ほど西澤議員の質問の中の最初の部分ですけれども、嘱託職員あるいは臨時

職員の関係については、賃金ということになってございまして、それらにつきましては、性質的に申し上げますと物件費からの支出になってございまして、人件費の中には包括はされていないということになります。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

それから、もう1つ起債の残高の関係で、長期的な展望に立ってのご質問でございます。決算の概要から見ますと、平成17年度ぐらいから96億円の残高を一般会計では残高見込みというような数字になってございます。特に20年度については、19年度と比べて残高が少なくなっていくというような状況でございます。

以前、全員協議会でも申し上げましたけれども、本町の規模で、将来安定的なことを考えていきますと、やはり年間の起債発行額というのは10億円を切るのが望ましいであろうというような数字的なことも出ております。それらを踏まえて、20年度は大きな事業を取り立ててはございません。秦荘幼稚園がありますけれども、小学校の大規模改修が前倒ししておりますし、そういう関係で大きな地方債の借り入れはしておりません。そういうことで、20年度の起債発行額というものは、起債の償還元金より少ない発行額というようなことになったわけです。そういうことで、起債の残高も当然落ちてくるというようなことで、本来の一番ふさわしい姿であるかなというふうに思います。

しかし、後半年度には、申し上げましたように、インターチェンジあるいは東小学校の大規模改修、それから給食センター等々、大きな事業を控えておりますので、当然、後年度では大きな起債の発行をせざるを得ないというようなことで、20年度は圧縮をかけたというような状況でございます。

もう1つ、特別会計で大きいのがやはり下水道事業でございます。これについては、ご覧のように、17年度をピークにいたしまして、年々落ちていくというような状況で、いま、もう10%に近づきかけているというような事業の進捗状況でございますので、これら一定的にやはり順番に起債の残高というものが減っていくというふうに思っております。それと、将来を見据えて、できる限り、繰上償還を余力のある時に繰上償還をしていくのが一番望ましいわけですが、国から借りている起債というものは、繰上償還ができないのが基本的になってございます。19年度一部繰上償還をいたしましたけれども、これは国の施策でもって特別に起債の中で、利率の高いものだけ優先的にというような配慮があったわけですが、これからずっと先、そのようにされるかどうかはわかりませんが、そこら辺はちょっと国の情勢によって左右されるところでございます。

ただ、もう1つ繰上償還で各地方自治体の方において、町の判断でできますのが、一般の金融機関から借り入れている部分でございます。特に申し上げますと、合併特例債はほとんど金融機関から借りておりますので、余力のある時には繰上償還ができるというようなことになってございます。これらは起債の残高を見ながら、財政の余力と合わせ持って見ながら、繰上償還をしていくというのが一番望ましいであろうかなというふうに思っておりますので、やはり、総合計画がスタートいたします20年度から中長期計画を立てまして、起債残高等を見ながら、また基金残高も見ながら、総合的に判断をしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(珠久清次君)4番西澤久仁雄君。

○4番(西澤久仁雄君)4番西澤久仁雄。どうもありがとうございました。

そこで、ちょっと要望をいたしまして、ちょっと違うのですけれども、今まで毎年、年度末になりますと、備品購入もそうですけれども、そういうものが追っかけやっておられたものが多々ありましたけれども、もう皆さん、意識改革等々でそういうこともだんだんなくなっていったのだろうと私は推測します。

それで、年度末でこれだけの予算だから、これだけ使ってしまうというような意識は、お捨てになっていただいているだろうと思いますので、残ったものは残ったもので来年度回し、追っかけ備品購入やら追っかけ工事はなるべく避けていただきたいという要望をしておきます。

○議長(珠久清次君)1番辰己保君。

○1番(辰己保君)1番辰己。先ほど質疑があったわけですが、社会福祉の関係で山川原、川久保、そして長塚、それぞれに当然、自治会活動が行われているわけです。そういう中で、なかなか自治会活動をするための拠点という

ものが残念ながら明確にはできません。そういう今後の課題としてあると思うのです。

そこで、備品というのか、コピー1つでも、結果としては小さな泡だと言えども、その地域に合わせた集会場をもって自治会活動をやる。そういうところでの、先ほど答弁が出てくるのかどうかという期待をしておりましたが、なかったように感じるわけです。ですから、コピーやら、そういうわかりやすい言い方をすれば、コピーとかの地域で自治会活動で使うコピーの使用ですね、そういうものはどうされているのかということをお尋ねをしておきます。

○議長(珠久清次君)暫時休憩いたします。

休憩午後2時33分

再開午後2時34分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。人権政策課長。

○人権政策課長(徳田幸子君)失礼いたします。コピーの関係なのですけれども、自治会の方で全部していただいております。

○議長(珠久清次君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)ただ、我々は、備品というのか、自治会活動における、どこの地域も、当然皆さんわかることで、自主的な自治会活動をやる自治会活動の実績な部分はどうしても伴ってくるわけで、しかし、山川原、川久保、長塚、具体的に官が明確に分けているとか。じゃ、コピーもその自治会の備品としておいてあるとかというふうに分け別というのか、分けてあるのならいいのだけれども、意外に分けていないのではないかなというふうにするわけですね。

ある意味では、考え方によっては不要なものであるし、1台ですめばすむわけで、あとは精算でいけるわけで、そこがどうなっているかということ、わかりやすいので、あえてコピー、複写機とかそういうもののところの精算がやられているのかどうかという確認をしたかったわけです。

だから、それは各自治会でやられていますと言うのは、それは当然やられているのだけれども、私用としてどうされているのかということを知りたいわけで、その答弁がほしい。

○議長(珠久清次君)人権政策課長。

○人権政策課長(徳田幸子君)失礼します。私が行っておりました川久保地域総合センターの方なのですけれども、例えば、川久保地域なのですけれども、字の総会の資料等は区長宅というのか、区長の方で全部印刷をいただいております。

しかしながら、会議をするとか、評議委員会とかそういう時は、老人憩いの家の方の使用願いを出していただいて、そちらの方でやっていただいております。以上です。他の館も同じような考え方で聞いておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(珠久清次君)ほかには質疑はございませんか。6番本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹。全般的なことで質疑をさせていただきます。

出ですけれども、37ページ、47ページ、55ページの方なのですけれども、時間外勤務手当がありますが、例えば、37ページにつきましては、職員の手当等の時間外勤務手当が800万円、47ページにつきましては、税務総務費が300万円の時間外勤務手当、55ページの社会福祉につきましても400万円と多額な時間外勤務手当が計上されております。これだけの金額が計上されているならば、職員の時間外の手当がかなりのものだと思うのですけれども、ほかの課を見ますと、時間外勤務手当が少なくなっております。職員の平等性を考えますと、この3課につきましては多額の金額が出ていますので、職員の負担があると思います。そのあたりの職員の対応についてお聞きしたいと思います。

それと、最後の138ページなのですけれども、給与費明細書がありますが、職員手当の内訳があります。そこで管理

職特別勤務手当が本年度につきましては2万8,000円、前年度につきまして140万円というような金額になっておりますが、今年度は137万2,000円の減額になっております。これの根拠、経費節減の中でやっていただいているのはけっこうですが、この特別勤務手当はどういうものなのか教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長(珠久清次君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)まず、時間外勤務手当の方の質問につきまして回答させていただきます。

今おっしゃられました138ページにおきまして、時間外勤務手当、ちょうど管理職の特別勤務手当の右上に時間外勤務手当というのがございます。前年度4,225万7,000円、本年度3,186万3,000円ということで、前年度比較1,000万円強の減額というようなことになっておりまして、これが一般会計全体の時間外勤務手当を合計したものでございます。それぞれ各課によりまして、各課目によってばらつきがあるわけですが、やはり大きくは総務費の関係等については、人数も膨れ上がっておりますので、そういう関係で多くなってございます。

しかし、予算書を見ただけで、やはり圧倒的に少ないなというところもございます。年間を通じまして、やはり時期的に、ちょうど今時分の確定申告時期には税務課においては、全職員がやはり時間外勤務手当、時間外勤務に従事しているというような状況にもなってございますし、それぞれ仕事の内容によって、勤務の状況が変わっております。また、受付事務におきまして、さほどという考えもあるわけですが、やはり昼間の来客の方が非常に多いというようなことで、どうしても事務的な処理というものが、時間外になってしまうというのが現状でございます。そういうふうな中で、昨年職員に対しまして、時間外の終限の基本方針というものを出させていただきました。

それと、もう一つは、今年度からグループ制を引かせていただいたわけですが、できる限り、従来の係長制度を脱してグループ制にして、やはり一部分の職員だけが時間外勤務に従事せず、周りの者全部が協力しあってほしいと、その中でより時間外勤務も減らしていけるのではないかなというようなことで、グループ制をつくったわけですが、なかなかうまく機能していないのが現状でございます。もう少し緩めて、みんなが応援体制に入っていけるような方法を今考えているような状況でございまして、できる限り、課ごとにばらつきがないよう、また課の中においても一部の職員だけというようなことに偏らないよう十分配慮しながら、このグループ制の方も、もう少し中を柔軟的に動けるような体制をしていこうかなというようなことで考えさせていただいておりますので、ひとつその点につきましては、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長(珠久清次君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)管理職の特別勤務手当の関係のご質問でございますが、これにつきましては、管理職が休日中に勤務した場合の手当でございますけれども、主なものにつきましては、普段の休日勤務につきましては、でないわけでございますが、基本的には選挙関係、昨年ございました2つ選挙がございましたけれども、そういったものに関して管理職の特別勤務手当を支給しているものでございます。

○議長(珠久清次君)ほかにはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江君。反対討論を行います。議案第18号、平成20年度愛荘町一般会計予算に対し、反対を表明します。

予算の中で、県施策による負担増の中、就学前の乳幼児医療費完全無料化の継続、入院費助成の中学卒業までの拡大、妊婦検診の公費負担拡大などの子育て支援をはじめとする町民の利益につながる内容については評価す

るものです。

しかし、固定資産税の同和減免は引き続き行われ、部落解放、人権施策確立要求郡実行委員会負担金、コミュニティづくり実行委員会助成金、企業内同和問題研修会講師謝礼等は、いまだに同和特別扱いをする内容です。

また、(仮称)湖東三山インターチェンジ建設については、莫大な費用を使ってまで、湖東三山インターチェンジを建設する必要はないことを重ねて訴えます。

土地取得造成事業特別会計繰出金では旧愛知川町の行政の無駄使いを批判しておきます。

後の特別会計予算にもかかわってくるわけですが、国の制度による福祉医療の改悪の内容がいくつかあります。20年度から新たに実施される後期高齢者医療制度は、75歳以上のお年寄りに負担と差別医療を押し付けるものであり、国民保険、介護保険、障害者自立支援法も合わせて受益者負担を押し付け、必要な医療、介護、サービスが十分に受けられない国の制度がそのまま町民の生活を直撃し、町民に不利益をもたらしています。

農業政策においても自民党の本質は、20年度も多くの農家を切り捨てる方針に変わりなく、農業離れを招き、結局は国の食糧自給率を低下させるものにまかれません。

最後に、大企業には減税、庶民には増税で、町民の生活を苦しめている自民党政治を批判し、反対討論といたします。

○議長(珠久清次君)5番河村善一君。

○5番(河村善一君)5番河村善一です。平成20年度の一般会計予算の賛成討論を行います。議案第18号、平成20年度愛荘町一般会計予算について、賛成討論をさせていただきます。

一般会計79億6,700万円の総予算額が提案されました。まず、歳入予算で一番多くを占めます町税については、前年度比較8.2%増の34億2,153万7,000円であり、人口増や新築家屋の増、主要法人の業績好調により、大きな伸びとなりました。このようなことから、国や県に依存することのない、いわゆる自主財源比率は60%近くとなり、財政の柔軟性が伺えます。

しかし、財政調整基金の取り崩し予算は、6億190万5,000円であり、予算執行についてはできる限りの効率を図っていただき、決算時にはこの取り崩し額が少額になるよう全力を傾注していただきたいと思います。また、町税の徴収対策についても万全の体制で取り組みをお願いいたします。

次に、歳出面については、職員数の削減により、人件費は前年度比較3.5%減となり、引き続き、定員適正化計画のもと、着実に進めていただきたいと思います。また、物件費、いわゆる事務的経費であります。前年度比較1.1%減で、合理化や効率化が伺えます。今後の執行にあたって、さらに経費削減努力をお願いいたします。前年度比較での歳出減では、秦荘西小学校大規模改修第2工事が前倒しされたことが大きな要因であり、健全緊縮型予算に配慮されたことと推察いたします。

また、愛荘町の総合計画ができ、住民と行政の協働によるまちづくりの姿勢から見ますと、20年度においても子育て支援センター整備検討委員会、学童保育所設置検討委員会、地域交通サービス検討委員会など住民の参画企画の拡大を図られております。ぜひとも職員と一丸となって、さらに効率化をめざして健全な財政運営に努められることを強く要望し、20年度一般会計予算の賛成討論といたします。以上です。

○議長(珠久清次君)ほかにも討論ありませんか。7番小川勇君。

○7番(小川勇君)議案第18号、平成20年度愛荘町一般会計予算について、賛成の立場から、討論をさせていただきます。

合併いたしまして3年目となり、また愛荘町の総合計画ができ、いよいよこの計画に向け、限られた予算の範囲において、行政運営を着実に推進していかなければなりません。本町も3年目の予算編成になるわけですが、大変厳しい財政状況の中で、平成20年度予算に取り組まれた執行部の努力に対し、敬意を表すところであります。全体的に見て、政策課題をもとに適切な財政構成となっており、均衡の取れた予算編成であると、私は高く評価いた

しております。具体的には、新町まちづくり計画に掲げる6項目の主要施策を踏まえ、町民とともに創意と工夫で、新しいまちづくりに積極的に取り組まれているあとが伺えます。

歳入では財源不足を公債費や基金の取り崩しなどに補てんされており、将来に不安を残す要素も見受けられますが、中長期的な観点にたって財政の安定化に努めることは十分に認識されているものと承知しております。

また、一般会計における将来的負担の問題であります地方債の20年度末残高見込みでは96億5,375万円で、町民一人当たりの借金額では48万4,500円となります。19年度より減少するところになりました。予算では元金償還額に比べて、借入額が少ない予算となり、将来の負担に十分な配慮がされたものと私は思います。

予算執行にあたっては、町民のため、財源は町民の血税であり、このことを念頭におき、後年度に予定される(仮称)湖東三山インターチェンジ整備事業、給食センターの建設事業、秦荘東小学校の大規模改修、愛知中学校の増築など大きな投資的事業を抱えており、これからも十分視野に入れて、適切かつ効率的な行政運営に努められることを期待し、一般会計予算についての賛成の討論といたします。以上。

○議長(珠久清次君)ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)これで討論を終わります。これより、議案第18号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(珠久清次君)賛成多数です。着席してください。よって、議案第18号、平成20年度愛荘町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長(珠久清次君)暫時休憩をいたします。

休憩午後2時52分

再開午後3時29分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)次に、議案第19号、平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第19号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。着席ください。よって、議案第19号、平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)次に、議案第20号、平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第20号を採決します。この表決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。着席ください。よって、議案第20号、平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)次に、議案第21号、平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありますか。1番辰己保君。

○1番(辰己保君)1番辰己。国保においてですけれども、3月6日に会議等が持たれて、4月1日からの国保における事務事業を進めていくということを聞いています。そこで、現段階で短期保険証を発行しようとしている人数、また資格証明書を発行しようとしている人数を、お聞かせ願いたいと思います。

もう一つ、国において保険加入資格の適正化というものが出されていますけれども、本町ではどのような処理、またどのように影響が出ているのかについて、答弁をいただいております。

○議長(珠久清次君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答え申し上げます。まず、国民健康保険証の発行にかかわって、短期被保険者証の交付の数でございますが、実は20年度の保険者証につきましては、本日郵送の準備をいたしておりまして、発送準備をいたしております。一定、短期証明書、のちほど出てまいります2点目の資格証明等との関係がございますが、これらにつきましては、現在確認作業をしている最中でございます。件数につきましては、のちほどお答えは申し上げます。こう思っております。

ただ考えられる短期証の発行の考え方としましては、一定現年分の納税額のいわゆる過半数と言いますか、半数の納期等、あるいは納付額を納めていただいている方、あるいは分納誓約をいただいている方につきましては、きちんと履行いただいている場合につきましては、窓口での納付相談等をさせていただきながら対応をさせていただこうかなど、こう思っておりますのと、一定納付誓約等をいただけない、あるいはまた、そういうふうな履行をいただけない

い方につきましては、短期証の発行等を考えている予定でございます。

したがって、窓口で納付相談をさせていただきながら、交付させていただく方、あるいは、短期証等で納付指導をしていくというような形で、現在作業をいたしております。

2点目の資格証明との交付の関係でございますが、国保等では一定1年以上の滞納がある場合については、資格証明書の交付というふうなことでございます。交付にあたっては、最低限それぞれ納税義務者の方の状況もございまして、いったん予告通知をしながら、そこで弁明の機会を付与させていただいて、のちほどそれぞれの納税義務者から弁明等が出された中で判断をさせていただこうと、こう思っております。

そういうことで、先ほど短期証の中でも若干触れましたが、そういう誓約書の提出状況あるいは履行状況を含めながら対応していきたいと、こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。適正化について答弁がなかった。保険管理の資格の適正化というものが、通達がどうか、通知という言い方がいいのか出てくると思うのです。それは退職医療制度の対象とされたものですが、被扶養者まで広げるような支持があると思うのです。それで、本町でどの程度の影響が出てくるのかということ、再度ご答弁をいただいております。

○議長(珠久清次君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答え申し上げます。今回、医療制度改革によりまして、従来の退職者医療制度につきましては、平成26年まで経過措置を残しながら、段階的に廃止がされてまいります。したがって、平成20年度につきましては、60歳から65歳の旧退職者医療制度の方が該当になってまいります。一定、この方の中で、今おっしゃいましたように、被扶養者含めての対応でございますが、資格証明発行につきましては、先ほど申し上げましたように、一定1年以上等の滞納というふうな条件になっておりますので、実際発生してまいるのは、21年度以降になるかと、こう思っております。ということで、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(珠久清次君)ほかにはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。1番辰己保君。

○1番(辰己保君)1番辰己。反対討論を行います。この平成20年度の特別会計の中は、介護、医療の社会保障にかかわった特別会計でありますから、この場で他の特別会計予算についても討論を含めさせていただきます。

前段では、当然、今言いましたように、特別会計、特に社会保障にかかわる特別会計というものは、国の方針に大きく影響を受け、地方自治体での限界というものを、当然、私自身は念頭に置いております。よって、特に国民健康保険についての、今後の被保険者の生活実態等々を訴えることが、他の特別会計についても同じようなことが言えるというふうに思います。

では、述べさせていただきます。平成20年度国民健康保険特別会計予算ならびに老人保健事業特別会計予算、後期高齢者医療事業特別会計予算、介護保険事業特別会計予算に反対を申し上げます。国民健康保険被保険者の生活実態、これは今後、どのように推移していくのか。私自身は今の経済事情からよくなるとは、どうも思えないわけです。

愛荘町の活性化にも、またこの被保険者は連動しております。本町の活性化に欠かせない農業、この点ではどうか。輸入自由化と昨年は備蓄米の安値放出による米価の暴落、減反政策についても新しい政策が出され、水田農業等緊急活性化策として800億円を予算計上しているわけですが、米の供給を絞ることで、米価を維持しようと

ている。すなわち、減反奨励金そのものである。それも目標達成に国が積極的に関与するといつ、また強利減反という状況に戻そうと狙っています。こうした中で、結局は農家のこうした状況は、大企業の利益を優先する政治、こうした影響によって農家の方が影響を受けているわけですから、国保税そのものについても払えなくなる環境づくりがされているということ、まず言わなければなりません。

もう1点、地域の活性化に必要な、では業者の点ではどうか。この点も私は訴えておきたいと思います。特に建設業者はこの町の商工会の構成員です。この人たちに大きな負担を押し付ける動きがあります。それは何かと言いますと、来年、平成21年10月から実施される住宅貸担保履行法、これは愛荘町の工務店が新築工事を請け負った場合、住宅一戸につき2,000万円もの供託金が必要とされています。しかも、この供託金は10年間担保しなければなりませんから戻ってきません。この供託金を払えない代わりに、保険には必ず入らなければならない。こうした状況がつくられています。

そうなれば、今でさえ仕事が減り、原油高騰と言いますか、材料が高騰し下請け工事もおのずと、上がってきているわけです。こうした中で、当然、工務店、建設業者は利益が出ていないというのが実態です。こうしたもつで、そうした負担だけが押し付けられてきては、本当に国民健康保険税が払える環境がつくられるかどうか。そのおおもつが非常に危惧されてきているわけです。

こうした状況は、当然他の介護保険についても、受益者負担が跳ね上がってきています。こうしたすべての状況が、医療、福祉という社会保障制度の中で、次から次へと受益者国民に負担が押し付けられているわけです。その一方で、結果として、大企業は優遇されている状況が進んでいます。こうした大企業を優遇する政治そのものに何らかの手を打つ、すなわち社会的責任を果たしていただかない限り、我々そうした庶民の生活、暮らしが立ち戻れないという状況にあるわけです。労働においても同じであります。

そうした状況の中で、国保そのものの、国民健康保険被保険者そのものが入る条件は、結果として、社会の変動において大きく影響を受け、影響を受ければ受けるほど、被保険者が増えていくという状況をつくりだします。今必要なのは何か。今言いましたように、そうした政治のその流れそのものを変えていかなければならない時期に来ているのだということ。要するに、国民の暮らしを守るということを、軸足を置く政治。そうした政治の流れを、本当に新しい政治を探求していくことが今求められているのではないかと。

要するに、大企業そのものも、キャノンも国会でわが党の追及によって6,000人の非正規雇用を今年中に正規雇用にしていくという方針をせざる得なくなった。このように、こうした軸足を変えていくこと。国民生活を守るという軸足に変えていければ、我々のこうした特別会計も、運営は見通しとしてもってけることができるわけです。

改めて言います。新しい政治が今求められている。そのことを探求することを私は呼びかけて反対討論とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)2番上林貞君。

○2番(上林貞君)2番上林です。私は国民健康保健事業特別会計予算について、賛成討論を行います。

平成20年度予算については、医療制度改革により、老人保健対象の被保険者が後期高齢者医療制度に移行され、老人医療拠出金に代わって、後期高齢者支援金を計上するほか、退職者医療制度が経過措置を講じた廃止に伴う移動、保険給付の内容、範囲の見直しがされました。また、新たに40歳以上75歳未満を対象に、特定健康診査、特定保健指導の実施や、世帯ごとの被保険者証を1人ずつのカード化に変更。

また、保険税の賦課基準に後期高齢者支援金等が導入されることから、税率の現行維持を基本に調整されるとともに、医療費総額は増加する反面、保険税、収納率は低下し、基金の取り崩しや町一般財源で補てんするなど、厳しい運営から納付指導に努められるなど、国保運営協議会で十分に審議され編成をされたものであり、本予算の承認について賛成するものです。

議員各位におかれましても、ご理解いただき、本予算承認にご賛同お願いし、討論を終わります。

○議長(珠久清次君)ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第21号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(珠久清次君)賛成多数です。着席ください。よって、議案第21号、平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)次に、議案第22号、平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第22号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(珠久清次君)賛成多数です。着席ください。よって、議案第22号、平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)次に、議案第23号、平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○議長(珠久清次君)1番辰己保君。

○1番(辰己保君)1番辰己。後期高齢者医療事業に関してですけれども、保険証が届いている方から聞くと、本当に薄い。この紙、皆さんの手元にあるような紙が届いている。しかも小さい。いったいお年寄りの命を、この紙にかたどいているような、皮肉って言えば、本当に風がふけば飛んでいくような扱いだ。しかも、大事な保険証が簡単に散ってしまうようなものでいいのかどうか。しかも、お年寄りが持つ保険証です。ですから、本当にしっかりとしたものを提供しなければならぬ。これが広域連合で、何か1本化したというふう聞いています。

副町長、せめて愛荘町のお年よりの皆さんに、この対象の保険証、しっかりしたものにする、もしくは何らかのカバーリングをする。そうしないと、本当に、それでなくても後期高齢者医療制度そのものが、お年寄りに厳しい心の痛みを招いているのに、この保険証からもまたそれを感ぜさせる、私には絶対にまじり、おまじりも紛生するので

17011011 しているのに、この保険証がカード化した方がいいのでは、私は当然ともし、いや、のまじりにしか入らないのでコピーしてもいいのかというぐらい、言いたくなるような保険証です。

これについて、何とか対策を講じるということ、この場で答弁をいただきたいと思います。

○議長(珠久清次君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)保険証のことでございますが、確かに私どもにも実は両親がおりましてきました。保険証の薄いのは、今辰己議員ご指摘のとおりではございます。しかし、これは広域連合でつくったようなことを聞いておりますので、今後改善できるのであれば、提言もしていきたいと思っておりますけれども、現時点においては、今年はある程度いいことになっておりますので、ご了承の程をお願いしたいというように思います。

○議長(珠久清次君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。広域連合でつくったと言っても、あとのカバーリングは、副町長、今名札持っているでしょう。そこ掛けているでしょう。それをカバーするだけでもだいぶ違うでしょう。こんな紙。その大きさがただ紙ですよ。あれはひどいですよ。だから、カバーリングまでできるのか、するのかもしれないのかだけは確認してください。

○議長(珠久清次君)暫時休憩をします。

休憩午後3時49分

再開午後3時50分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。副町長。

○副町長(宇野一雄君)保険証の発行に際しまして、事務的にいろいろと調整されたというように聞いておりますので、住民課長からその経過について答弁をさせていただきます。

○住民課長(福田俊男君)詳細の部分につきまして、私の方からご説明をさせていただきたいと思っております。まず、20年度の保険証の作成にあたって、26保険者が協議をさせていただいております。その中で、現在の老人保健受給者証のサイズ、あるいはまたプラスチック型のカード、現行のラミネート加工させていただいた、もう配付させていただきましたカードでございますが、この大きさの面で議論させていただいた部分、それから材質の面で議論させていただいた部分、のちほど、今ご指摘もございましたカバー等の関係等についても協議をさせていただいております。いろいろ都道府県の状況も確認しながら、最終的滋賀県におきましては、お配りさせていただきましたラミネート加工で配付をさせていただこうということで、証につきましては今回は20年度施行でございますので、例年8月に更新してまいりますので、今回に限っては1年4箇月分の証を発行いたしておりますが、滋賀県につきましてはそういう形で決めさせていただきました。

なお、参考までに国民健康保険につきましては、現在発送作業をいたしておりますが、新たに証がカード化になりますので、これにつきましては、町の国民健康保険でございますので、カバーをつけさせていただくことを思っております。

最終的にカバーリングをするかしないかということでございますが、現在のところは、皆さん方の利用の面を考えさせていただきますと、財布等にもきちんとカードがそのまま入りますし、そういうことを考えさせていただいて、現行のところはお配りさせていただいた中で対応を考えていただきたい、こう思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長(珠久清次君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。カバーリングというの、今財布の中に入るという形であります。でも、実際問題、運用を見てみたときに、要するに紛失等に対しては、当然それも答弁をいただきます。紛失しやすいということ、もう確実に言えるはずですから、それに対する対処についても答弁をいただいております。要するに、速やかな対応をするのかしないのか。

○議長(珠久清次君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答え申し上げたいと思います。まず、保険証の発行事務につきましては、今回の施行例におきまして、市町村の窓口の事務になっております関係から、被保険者証等の交付等につきましては、町で発行させていただきます。

したがって、誤って紛失なりされますと、現在、老人保健受給者証も一緒でございますが、紛失届をいただいて再交付をさせていただきます。

ちなみに、先ほどちょっと申し遅れましたが、そのほかに減額標準認定証とかいろいろな証がございますが、これらにつきましては、現行サイズで準備をいたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第23号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(珠久清次君)賛成多数です。着席ください。よって、議案第23号、平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)次に、議案第24号、平成20年度愛荘町下水道事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○議長(珠久清次君)4番西澤久仁雄君。

○4番(西澤久仁雄君)マンホールポンプ、結局、何箇所あるのかな。そしてもう1つ、これに関連して業者さん、その認定はどういうふうに行われているのか、ちょっとそれをお聞きしたい。

○議長(珠久清次君)下水道課長。

○下水道課長(田原秀郷君)ただいまのご質問にお答えしたいと思います。マンホールポンプの数ということで、愛知川11基、秦荘地区3基ということでございます。業者につきましては、メンテナンスもございまして、実績を考慮して、入札を行っております。以上です。

○議長(珠久清次君)ほかに質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)これで、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第24号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(珠久清次君)全員賛成です。着席ください。よって、議案第24号、平成20年度愛荘町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)次に、議案第25号、平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、議案第25号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(珠久清次君)賛成多数です。着席ください。よって、議案第25号、平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長(珠久清次君)暫時休憩します。

休憩午後3時57分

再開午後4時10分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◎意見書第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第6意見書第1号、道路特定財源の確保に関する意見書を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。9番竹中秀夫君。

○9番(竹中秀夫君)意見書第1号、道路特定財源の確保に関する意見書、上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出をする。

平成20年3月17日

提出者愛荘町議会議員竹中秀夫

賛成者愛荘町議会議員宇野義美

賛成者愛荘町議会議員久保田九右衛門

賛成者愛荘町議会議員本田秀樹

賛成者愛荘町議会議員森野榮次郎

愛荘町議会議長珠久清次様

道路特定財源の確保に関する意見書

道路は、地域経済の活性化や町民の安全で安心な生活を確保するための最も基礎的な社会資本である。

国道など主要な幹線道路や、日常生活を支える県道および町道の整備促進、さらには通学路の整備などの安全対策、緊急車両が現場まで進入可能な防災対策など、道路に関する町民の要望は極めて大きく、本町においては、町民生活に密着にかかわる道路整備を鋭意行っているところである。

また、橋梁など道路施設の維持管理や、道路の除雪、さらにはガードレールなど交通安全施設の維持管理も行わなければならない。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9,000億円の税収の減が生じ、さらに、地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6,000億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたことになれば、本町では約7,000万円規模の減収が生じ、厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるなど、本町の道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

さらに、本町の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など、町民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の堅持はもちろん、暫定税率を継続し、関連法案を年度内に成立させるとともに、その用途を道路整備に限定し、地方の道路整備を促進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月17日

衆議院議長、参議院議長

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣様

滋賀県愛知郡愛荘町議会

ただいま、朗読をもってご説明をさせていただきました。この件につきましては、本町におきましては、特に三山インターならびに能登彦線、右岸ですね、これには皆さん方の関心のある、特に取り組んでいかななくてはならないというような事業も控えておるわけでございます。また、一般道路にいたしましても、生活に密着した道路の整備も必要というようなことにもなってまいりますので、その点も合わせて、議員各位の皆さん方のご理解をいただきながら、よろしく願いをいたしたいと思っております。終わります。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、意見書第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)賛成多数です。よって、意見書第1号、道路特定財源の確保に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩午後4時16分

再開午後4時16分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま意見書1件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、意見書1件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

◎意見書第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第8意見書第2号、健全に運営する自主共済に対し保険業法の適用除外を求める意見書を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。1番辰己保君。

○1番(辰己保君)意見書を提案させていただきます。意見書第2号、健全に運営する自主共済に対し保険業法の適用除外を求める意見書、上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出をする。

平成20年3月17日

提出者愛荘町議会議員辰己保

賛成者愛荘町議会議員河村善一

賛成者愛荘町議会議員小川勇

賛成者愛荘町議会議員小杉和子

賛成者愛荘町議会議員森隆一

愛荘町議会議長珠久清次様

朗読をもって、提案に代えさせていただきます。

健全に運営する自主共済に対し保険業法の適用除外を求める意見書

平成18年4月から改正保険業法が施行され、各団体の構成員のための自主的な共済制度が保険業とみなされ、さまざまな規制を受け、存続の危機に追い込まれている。

保険業法の改正の趣旨は、当初、いわゆるオレンジ共済事件のように、共済を名乗って不特定多数を相手に、詐欺商法を行っている詐欺組織を規制することであった。

しかし、実際は構成員の生活を守るため、非営利で運営している障がい者を対象とした全国知的障がい者互助会や、山で遭難した人を救助するための多額の費用をまかなう共済、PTAなど一般の保険会社が取扱わない自主共済を規制する内容になってしまった。滋賀県下においても保険業法の改正により、みずからの共済を解散せざるを得なくなった団体が相次ぐなど、今も苦渋の決断を余儀なくされている。

規制対象が大幅に拡大されたために、いわゆるマルチ商法を規制するという当初の趣旨から逸脱し、自主共済に対して、保険会社に準じた規制を押し付ける処置へと問題がすりかえられた。この背景には、日本での市場拡大を進めている外資系保険会社の要請があったことも伝えられている。

そもそも、共済とは、利潤や利益が目的の保険とはまったく異なるものである。今回の法改正は、届け出や登録をしない場合の行政罰が明記され、自主共済を強制的に保険業の規制対象としている。

このように、政府・金融庁が日本の健全な自主共済に規制と干渉を行うことは、その団体と加入者に多大な不安と損失を招く。日本では、およそ6,000万人を超えとも言われる共済加入者が、このような権利の侵害を受けるおそれがある。

よって、政府ならびに国会におかれては、以上の現状を踏まえ、平成20年3月末までの経過措置を延長し、下記の事項について早急に実行されることを強く要望する。

記

1、健全に運営する自主的な共済を新保険業法の適用除外にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月17日

衆議院議長、参議院議長

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、金融担当大臣様

滋賀県愛知郡愛荘町議会

どうか、皆様のご理解をいただき、慎重な審議でご議決いただきますようお願い申しあげて提案とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。これより、意見書第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、意見書第2号、健全に運営する自主共済に対し保険業法の適用除外を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長(珠久清次君)本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定します。

お諮りいたします。議事の都合により、3月18日から3月20日までの3日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、3月18日から3月20日までの3日間休会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。ご苦労さんでございました。

■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)/[4日目](#)

平成20年3月愛荘町議会定例会

4日目(平成20年3月21日)

開会:午前9時07分 閉会:午後4時16分

議会日程

日程第 1

議提第 1号

議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1は議事日程と同じ

追加日程第 1 議長辞職の件

追加日程第 2 選挙第 1号 議長の選挙

追加日程第 3 副議長辞職の件

追加日程第 4 選挙第 2号 副議長の選挙

追加日程第 5 指定第 1号 議席の一部変更について

追加日程第 6 選任第 1号 常任委員会委員の選任について

追加日程第 7 報告第 2号 常任委員会の委員長、副委員長の報告について

追加日程第 8 同和対策特別委員会委員の辞任の件

追加日程第 9 選任第 2号 同和対策特別委員会委員の補欠選任について

追加日程第10
議会広報特別委員会委員の辞任の件

追加日程第11 選任第 3号 議会広報特別委員会委員の補欠選任について

追加日程第12 報告第 3号 特別委員会の委員長、副委員長の報告について

追加日程第13	選任第 4号	議会運営委員会委員の選任について
追加日程第14	報告第 4号	議会運営委員会の委員長、副委員長の報告について
追加日程第15	選挙第 3号	愛知郡広域行政組合議会議員の選挙
追加日程第16	選挙第 4号	湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙
追加日程第17	同意第 3号	愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
追加日程第18	同意第 4号	愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて
追加日程第19	報告第 5号	専決処分の報告について
追加日程第20	議案第31号	愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例
追加日程第21	議案第32号	愛荘町農業集落多目的集会所条例を廃止する条例
追加日程第22	議提第 2号	議員の管外出張命令の件
追加日程第23	議提第 3号	議会運営委員会閉会中の継続審査について
追加日程第24	議提第 4号	議会広報特別委員会閉会中の継続審査について

出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 珠久清次
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 久保田九右衛門
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡あみ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 森 隆一

欠席議員(0名)

なし

◎開議の宣告

○議長(珠久清次君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(珠久清次君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

地方自治法第117条の規定によって議長を交代します。

〔議長退席副議長、議長席に登壇〕

○副議長(本田秀樹君)ただいま議長から、辞職願が提出されております。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長(本田秀樹君)異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長辞職の件

○副議長(本田秀樹君)追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。事務局に辞職願を朗読させます。事務局長。

○事務局長(高橋正夫君)平成20年3月21日、愛荘町議会副議長本田秀樹様、愛荘町議会議長珠久清次、辞職願このたび、申し合わせにより議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。以上です。

○副議長(本田秀樹君)お諮りします。珠久清次君の議長辞職の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長(本田秀樹君)異議なしと認めます。よって、珠久清次君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩午前9時10分

再開午前9時12分

○副議長(本田秀樹君)休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、ただちに選挙を行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長(本田秀樹君)異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、ただちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎選挙第1号の上程、説明、選挙

○副議長(本田秀樹君)追加日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。地方自治法第118条第1項の規定により、選挙は投票で行います。議場の出入口を開めます。

〔議場出入口閉鎖〕

○副議長(本田秀樹君)ただいまの出席議員数は16名です。次に立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に12番小杉和子君および13番瀧すみ江君を指名します。投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○副議長(本田秀樹君)投票用紙の配付もれはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長(本田秀樹君)配付もれなしと認めます。投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長(本田秀樹君)異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長(本田秀樹君)投票もれはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長(本田秀樹君)投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。12番小杉和子君および13番瀧すみ江君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長(本田秀樹君)開票の結果を報告します。投票総数16票、有効投票15票、無効投票1票です。有効投票のうち、森隆一君9票、森野榮次郎君6票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、森隆一君が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔議場の出入口開放〕

○副議長(本田秀樹君)ただいま議長に当選された森隆一君が議場におられます。愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。議長に当選されました森隆一君より、就任のあいさつがあります。

○議長(森隆一君)ただいま選挙で森隆一を、私をご指名賜りましたので、一言お礼のあいさつをさせていただきます。浅学非才な私には大変責任の重い仕事だと思いますが、ご指名していただいたからには、任務を全うし、一生懸命がんばって行って、愛荘町に恥じない議長になっていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いまして、簡単でございますが、就任のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔拍手〕

○副議長(本田秀樹君)森議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩をいたします。

休憩午前9時22分

再開午前9時33分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、副議長本田秀樹君から副議長の辞職願が提出されています。お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、ただちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、ただちに議題とすることに決定いたしました。

◎副議長辞職の件

○議長(森隆一君)追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。地方自治法第117条の規定により、本田秀樹君の退場を求めます。

〔本田秀樹議員退場〕

○議長(森隆一君)事務局に辞職願を朗読させます。事務局長。

○事務局長(高橋正夫君)平成20年3月21日、愛荘町議会議長森隆一様、愛荘町議会副議長本田秀樹、辞職願このたび、申し合わせにより副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。以上です。

○議長(森隆一君)お諮りします。本田秀樹君の副議長辞職の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、本田秀樹君の副議長の辞職を許可することに決定しました。暫時休憩します。

休憩午前9時35分

再開午前9時37分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、ただちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、ただちに選挙を行うことに決定しました。

◎選挙第2号の上程、説明、選挙

○議長(森隆一君)追加日程第4、選挙第2号副議長の選挙を行います。地方自治法第118条第1項の規定により、選挙は投票で行います。議場の出入口を開けてください。

〔議場出入口閉鎖〕

○議長(森隆一君)ただいまの出席議員数は16名です。次に立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に14番水野清文君および15番宇野義美君を指名します。投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長(森隆一君)投票用紙の配付もれはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)配付もれなしと認めます。投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長(森隆一君)異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長(森隆一君)投票もれはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。14番水野清文君および15番宇野義美君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長(森隆一君)選挙の結果を報告します。投票総数16票、有効投票16票、無効投票0票です。有効投票のうち、上林貞君9票、辰己保君7票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、上林貞君が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔議場の出入口開放〕

○議長(森隆一君)ただいま副議長に当選された上林貞君が議場におられます。愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。副議長に当選されました上林貞君より、就任のあいさつがあります。

○副議長(上林貞君)一言ごあいさつ申し上げます。ただいまの副議長の選挙におきまして、この上林貞を副議長に当選させていただきまして、誠にありがとうございました。この先、愛荘町の議会、森議長のもとに一生懸命、副議長として努めさせていただきたいと思う次第でございます。皆さま方のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

〔拍手〕

○議長(森隆一君)暫時休憩いたします。

休憩午前9時47分

再開午後3時02分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま指定1件、選任1件、報告1件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、指定1件、選任1件、報告1件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

◎指定第1号の上程、説明

○議長(森隆一君)追加日程第5、指定第1号議席の一部変更を行います。議長の選挙に伴い、愛荘町議会会議規則第4条第3項の規定により、議席に一部の変更をします。変更した議席は、お手元に配付しました議席書のとおりです。

◎選任第1号の上程、説明、採決

○議長(森隆一君)追加日程第6、選任第1号常任委員会委員の選任についてを議題とします。お諮りします。常任委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、常任委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

◎報告第2号の上程、報告

○議長(森隆一君)追加日程第7、報告第2号常任委員会の委員長、副委員長の報告についてを議題にします。お手元に配付しました名簿のとおり、各常任委員会で互選されましたので報告します。

暫時休憩いたします。

休憩午後3時04分

再開午後3時05分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま辞任の件2件、選任3件、報告1件、選挙2件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、辞任の件2件、選任3件、報告1件、選挙2件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

◎同和対策特別委員会委員の辞任

○議長(森隆一君)追加日程第8、同和対策特別委員会委員の辞任の件を議題にします。地方自治法第117条の規定により、上林貞君、瀧すみ江君の退場を求めます。〔2議員退場〕

○議長(森隆一君)事務局に辞任願を朗読させます。

○事務局長(高橋正夫君)平成20年3月21日、愛荘町議会議長森隆一様、同和対策特別委員会委員上林貞、辞任願このたび、申し合わせにより同和対策特別委員会委員を辞任したいので許可されるようお願い出ます。

平成20年3月21日、愛荘町議会議長森隆一様、同和対策特別委員会委員瀧すみ江、辞任願このたび、申し合わせにより同和対策特別委員会委員を辞任したいので許可されるようお願い出ます。以上です。

○議長(森隆一君)お諮りします。上林貞君、瀧すみ江君の同和対策特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、上林貞君、瀧すみ江君の同和対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

〔2議員入席〕

暫時休憩します。

休憩午後3時07分

再開午前3時08分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎選任第2号の上程、説明、採決

○議長(森隆一君)追加日程第9、選任第2号同和対策特別委員会委員の補欠選任についてを議題にします。お諮りします。同和対策特別委員会委員の補欠選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、同和対策特別委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおりを選任することに決定しました。

◎議会広報特別委員会委員の辞任

○議長(森隆一君)追加日程第10、議会広報特別委員会委員の辞任の件を議題にします。地方自治法第117条の規定により、宇野義美君、小川勇君、河村善一君、小杉和子君、西澤久仁雄君の退場を求めます。

〔5議員退場〕

○議長(森隆一君)事務局に辞任願を朗読させます。

○事務局長(高橋正夫君)平成20年3月21日、愛荘町議会議長森隆一様、議会広報特別委員会委員小川勇、辞任願このたび、申し合わせにより議会広報特別委員会委員を辞任したいので許可されるようお願い出ます。

平成20年3月21日、愛荘町議会議長森隆一様、議会広報特別委員会委員西澤久仁雄、辞任願このたび、申し合

わせにより議会広報特別委員会委員を辞任したいので許可されるようお願いします。

平成20年3月21日、愛荘町議会議長森隆一様、議会広報特別委員会委員宇野義美、辞任願このたび、申し合わせにより議会広報特別委員会委員を辞任したいので許可されるようお願いします。

平成20年3月21日、愛荘町議会議長森隆一様、議会広報特別委員会委員河村善一、辞任願このたび、申し合わせにより議会広報特別委員会委員を辞任したいので許可されるようお願いします。

平成20年3月21日、愛荘町議会議長森隆一様、議会広報特別委員会委員小杉和子、辞任願このたび、申し合わせにより議会広報特別委員会委員を辞任したいので許可されるようお願いします。以上です。

○議長(森隆一君)お諮りします。宇野義美君、小川勇君、河村善一君、小杉和子君、西澤久仁雄君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、宇野義美君、小川勇君、河村善一君、小杉和子君、西澤久仁雄君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩午後3時11分

再開午前3時12分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選任第3号の上程、説明、採決

○議長(森隆一君)追加日程第11、選任第3号議会広報特別委員会委員の補欠選任についてを議題にします。お諮りします。議会広報特別委員会委員の補欠選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

◎報告第3号の上程、報告

○議長(森隆一君)追加日程第12、報告第3号特別委員会の委員長、副委員長の報告についてを議題にします。お手元に配付しました名簿のとおり、特別委員会で互選されましたので報告します。

◎選任第4号の上程、説明、採決

○議長(森隆一君)追加日程第13、選任第4号議会運営委員会委員の選任についてを議題にします。お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、選任第4号議会運営委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおり、選任することに決定しました。

◎報告第4号の上程、報告

○議長(森隆一君)追加日程第14、報告第4号議会運営委員会の委員長、副委員長の報告についてを議題にします。お手元に配付しました名簿のとおり、議会運営委員会で互選されましたので報告します。

◎選挙第3号の上程、説明、選挙

○議長(森隆一君)追加日程第15、選挙第3号愛知郡広域行政組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。愛知郡広域行政組合議会議員に本田秀樹君、水野清文君、上林貞君と私、森隆一を指名します。お諮りします。ただいま指名しました4名を愛知郡広域行政組合議会議員に当選人と定めることに、異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名が愛知郡広域行政組合議会議員に当選されました。ただいま愛知郡広域行政組合議会議員に当選されました本田秀樹君、水野清文君、上林貞君と私、森隆一が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎選挙第4号の上程、説明、選挙

○議長(森隆一君)追加日程第16、選挙第4号湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。竹中秀夫君、吉岡及ミ子君、上林貞君と私、森隆一を指名します。お諮りします。ただいま指名しました4名を湖東広域衛生管理組合議会議員の当選人と定めることに、異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました。ただいま湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました竹中秀夫君、吉岡あみ子君、上林直君と私、森隆一が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。暫時休憩します。

休憩午後3時17分

再開午後3時59分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま同意2件、報告1件、議案2件、議提3件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、同意2件、報告1件、議案2件、議提3件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第17、同意第3号愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、追加提案させていただきました同意第3号、愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを説明させていただきます。

このたび、現委員で教育長在職中の川口繁氏が一身上の都合により、3月28日付けで退職したいと申し出られまして、去る3月14日開催の教育委員会におきまして、法律の規定にもとづき辞職の同意を得られたところであります。川口委員におかれましては、2年前の平成18年3月29日に就任され、今般任期途中での辞任となられることになりましたが、この2年間、教育長として、合併直後の多難な小中学校や幼稚園運営、教育施設の拡充、また子どもの安全やいじめ、虐待など子どもを取り巻く環境の著しい変化に伴います種々の対策に従事いただき、大変なご心労をかけたことと存じます。今日までのご苦勞に対し、深甚より敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げる次第であります。

つきましては、後任の教育員として、提案をさせていただいておりますとおり、住所滋賀県東近江市林町2番地、渡部(わたなべ)幹雄(みきお)、昭和28年11月27日生まれの渡部氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定によりまして、議会の同意をいただくとするものでございます。任期は川口委員の残任期間となる、この3月29日から22年の3月28日までとなります。何とぞご同意いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。これより、同意第3号を採決します。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、同意第3号愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

暫時休憩をいたします。

休憩午後4時03分

再開午後4時04分

○教育長(川口繁君)ごあいさつをさせていただきます。私、このたび体調不良のため、3月28日をもちまして、教育委員を辞任させていただくことといたしました。昨年暮れ、約1ヵ月ほど入院加療いたしました。その後も通院を続けておりまして、まだしばらくの間、加療が必要であると医者から言われているような状況でございます。これ以上、継続してご迷惑をかけることは許されないと判断しまして、決意をしたところでございます。教育改革の折り、大きな課題がいくつも山積する中、任期半ばで辞任するという大変申し訳なく思いますが、何とぞお許しをいただきたいと思っております。ならびに、就任中にいろいろと皆さま方にはご指導、厚いご支援をいただきまして、誠にありがとうございました。愛荘町が今後ますます発展しますよう願いつつ、お礼の言葉といたします。ありがとうございました。

(拍手)

○議長(森隆一君)ありがとうございました。

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第18、同意第4号愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、追加提案させていただきました同意第4号議案について説明させていただきます。この議案は、愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

今般、西澤久仁雄委員の辞職に伴いまして、新たに議員から転任の監査委員につきまして、愛知郡愛荘町目加田959番地、小川勇さんを選任したいと考えておりますので、同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

〔小川勇議員退席〕

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。これより、同意第4号を採決します。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、同意第4号愛荘町監査委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

〔小川勇議員入席〕

暫時休憩します。

休憩午後4時06分

再開午後4時07分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎報告第5号の上程、報告

○議長(森隆一君)追加日程第19、報告第5号専決処分の報告についてを議題にします。町部局の報告を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)報告第5号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のように、3月18日に専決処分したから、同条第2項の規定により、これを報告します。

記といたしまして、1番目、契約の目的、平成19年度工事第39号、愛知川南面整備工事(県道小田苧愛知川線第2工区)。2番といたしまして、変更契約の金額、変更前の契約金額6,991万9,500円、変更後の契約金額7,193万8,650円。契約の相手方、滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1325番地1、株式会社七福建設愛知川営業所、愛知川営業所長荒武修。以上でございます。報告いたします。

○議長(森隆一君)これで、報告第5号専決処分の報告についてを終わります。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第20、議案第31号愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例を議題にします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)追加提案させていただきました議案第31号愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例につき、提案理由を説明させていただきます。

この条例改正は、環境対策室の文書事務に「環境基本計画に関すること」および「地下水保全に関すること」を加え、名称を環境対策室から環境対策課に改正しようとするものであります。

その理由であります。去る2月26日に環境基本計画審議会から慎重審議の結果、愛荘町の目指すべき環境像の実現に向けた愛荘町環境基本計画の答申をいただきました。この環境基本計画は、目標年次を愛荘町総合計画と合わせまして、10年後の平成29年度とし、中間年次におきましては、計画の見直しを含めた総点検も行うことといたしておるところであります。平成20年度から、この計画の実行性を確保するため、愛荘町環境基本条例の制定、あるいは具体的な施策を掲げました環境保全条例の制定を計画いたしておるところでございます。

加えまして、本町にとって、住民の命の水であり、農業用水や企業立地の源でもあります地下水についても、関心が高まっており、これの保全策について検討する必要も生じてきました。さらに、地球温暖化防止対策や湖東地域で進めております一般廃棄物広域化計画の調整など、業務が拡大長期化したしてきましたので、4月1日から、環境対策室を環境対策課に改正しようとするものであります。何とぞ、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。これより、議案第31号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第31号愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例は、原案どおり、可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第21、議案第32号愛荘町農業集落多目的集会所条例を廃止する条例を議題にします。本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)議案第32号についてご説明をさせていただきます。

愛荘町農業集落多目的集会所条例を廃止する条例。愛荘町農業集落多目的集会所条例は、廃止します。付則とい
たしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議くださいますようお願い申
し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。これより、議案第32号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第32号愛荘町農業集落多目的集会所条例を廃止する条例は、原
案どおり、可決されました。

◎議程第2号の上程、説明、採決

○議長(森隆一君)追加日程第22、議程第2号議員の管外出張命令の件を議題にします。閉会中において、県町
村議会議長会が行う各会議に研修会の議員の出席また各委員会が行う所管事項の調査、研究、行政視察および
要望活動に伴う議員の出張について、その出張命令を議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)ご異議なしと認めます。よって、議員の菅外出張命令の件については、説明のとおり、取り扱うことに決定しました。

◎議提第3号の上程、説明、採決

○議長(森隆一君)追加日程第23、議提第3号議会運営委員会閉会中の継続審査についてを議題にします。議会運営委員会委員長より、委員の任期中において、閉会中も継続審査に付したいとの申し出があります。この申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)ご異議なしと認めます。よって、議提第3号議会運営委員会閉会中の継続審査については、委員の任期中において、閉会中も継続審査に付することに決定しました。

◎議提第4号の上程、説明、採決

○議長(森隆一君)追加日程第24、議提第4号議会広報特別委員会閉会中の継続審査について議題にします。議会広報特別委員会委員長より、委員の任期中において、閉会中も継続審査に付したいとの申し出があります。この申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)ご異議なしと認めます。よって、議提第4号議会広報特別委員会閉会中の継続審査については、委員の任期中において、閉会中も継続審査に付すことに決定しました。

◎議提第1号の上程、説明、採決

○議長(森隆一君)日程第1、議提第1号議員派遣についてを議題にします。愛荘町議会会議規則第120条第2項の規定により、お手元に配付しました文書のとおり、委員を派遣することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議提第1号議員派遣については、お手元に配付しました文書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(森隆一君)これで本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。これをもって、平成20年3月愛荘町議会定例会を開会します。

閉会午後4時16分

○議長(森隆一君)閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成20年3月定例会を4日に開催をさせていただき、18日間の会期を持たせていただきました。この間、5日には定例会2日目のご審議、7日に総務常任委員会協議会、10日に同和対策特別委員会協議会、12日に教育民生常任委員会協議会、13日には産業建設常任委員会協議会、17日には定例会3日目で新年度一般会計、特別会計

了具等の審議、また本日取付日に申し出の件による議長選挙をはじめ、多くの議案をめぐり、月度かつ熱心な審議をお願いし、提案されました議案すべて議了いただきました。厚くお礼を申し上げます。

なお、議事者各位には、特に定例会、委員会を通じまして、審議中、各議員より出されました予算に関する意見等に十分配慮され、予算執行に生かされるようお願いするところであります。

議員各位、議事者各位におかれましては、今後とも愛荘町発展のため、特段のご尽力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。大変長時間にわたりまして慎重審議していただきましたことに対し、重ねて厚くお礼を申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。大変ご苦勞さまでございました。

町長。

○町長(村西俊雄君)

今議会の閉会に当たりまして、一言御礼申し上げます。

今議会提案させていただきました案件は、専決処分の報告2件、条例の制定および改正案件が17件、規約の変更2件、19年度一般会計および特別会計の補正予算ならびに20年度各会計の当初予算合わせて予算案件が14件、人事案件4件、指定管理の指定が1件、合計40案件につきまして、慎重審議の上、すべて可決いただき、誠にありがとうございました。

可決いただきました20年度愛荘町予算の執行にあたりましては、2万人町民の皆さんの福祉向上のため、総合計画実行予算として執行部一丸となって、まい進する覚悟でございます。議会中にいただきました貴重なご意見やご提言を踏まえ、職員ともども、誠心誠意これらの執行にあたってまいりたいと考えております。

いよいよ平成19年度もあと10日となりました。今年度末で退職予定の職員は7人ですが、勤続期間の長短はあれ、皆さんには住民福祉の向上と町政発展のため、ご尽力をいただきました。特にこの間、2町合併という歴史的な激動の中で困難な業務を遂行され、合併後の難題にも日夜奮闘いただきました。これまでのご労苦に対し心から感謝し、厚く御礼申し上げます。愛荘町の一体的なまちづくりは、まだ緒についたばかりではありますが、退職されます皆さまには、今後もそれぞれのお立場から、町の発展のためご指導ご支援をいただきますことを、切にお願いする次第であります。

最後に、議会閉会に当たり、議員各位におかれましては、今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、平成19年度締めくくりの御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。